

教職員のための

共済のしおり

令和6年4月改訂版

公立学校共済組合大阪支部

公立学校共済組合大阪支部 LINE お友だち募集中です!!

大阪支部では令和5年4月より、LINE 公式アカウントを開設しました！
各種給付にかかる手続きのご案内などを掲載しております。
ぜひお友だち追加をお願いします🌸

LINE お友だち追加で

「気づいてよかった!」「知ってお得!」な情報を GET しましょう♪

健康づくりセミナー
メンタルヘルスセミナー
などのご案内

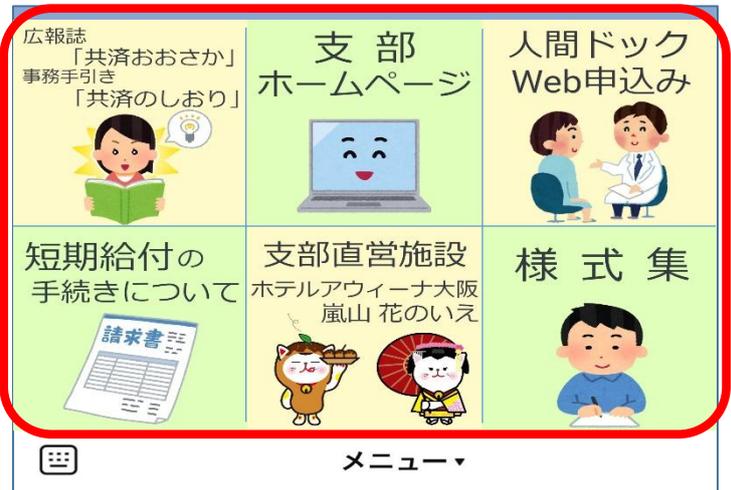
「ホテルアウリーナ大阪」
「花のいえ」からの
お得なプラン

育児休業手当金や傷病手当金、
高額療養費など、短期給付にかかる
手続きのご案内



LINE トーク画面下
メニュー イメージ

HPに掲載している「様式集」、
「広報誌 共済おおさか」や
「短期給付にかかる手続きのご案内」は
トーク画面下のメニューより
すぐに確認できます！



友だち追加はこちらから!! ➡

LINE の ID 検索からも追加できます♪

@079vocuz

🔍 検索



も く じ

事業・手続き等一覧

総務事務システム（SSC）による電子申請について

I 共済制度のあらまし

- 1 組合員の範囲
- 2 組合員の種別
- 3 掛金（保険料）と負担金について
- 4 公立学校共済組合の組織と運営

II 組合員の資格の取得と喪失、関連する手続き

III 短期給付等について

IV 資金が必要なとき

V 保健・福祉事業を利用するとき

VI 退職したとき

VII 長期給付事業について

VIII 宿泊・保養施設・病院(共済組合直営)等の紹介

IX 各種保険制度の紹介

= 凡 例 =

◆本しおりでは、以下のように略語で表記しています。

公立学校共済組合 = 共済組合
公立学校共済組合大阪支部 = 大阪支部
公立学校共済組合組合員証 = 組合員証

◆本しおり中、事業・手続き等の詳しい説明をしている頁を👉のマークで表示しています。

◆大阪府総務事務システムによる電子申請が可能な手続きには、

SSC のマークを記載しています。

◆令和4年10月以降、任用形態により「一般組合員」と「短期組合員」に分かれます。組合員種別の説明は👉 I-1 をご覧ください。

事業・手続き等一覧

(ページ) (担当)

A 組合員の資格について		II-1	
1	資格の取得	(組合員証の交付) 大阪府内の公立学校の教職員などの職員となった日から公立学校共済組合大阪支部の組合員として資格取得 組合員証(保険証)の発行の手続きは、所属所・職種ごとに異なる (掛金(保険料)と負担金について)	II-1 資格 I-2 経理
2	異動報告	(大阪支部内での所属所の異動) 給与支給機関が異なる異動の場合、組合員証の番号が変更となる場合は手続きが必要	II-2 資格
3	組合員種別の変更	(任用形態による種別変更) ・短期組合員から、引き続き一般組合員に変わる場合 ・一般組合員から、引き続き短期組合員に変わる場合	II-3 資格 年金
4	資格の喪失	(組合員証等の返納) 退職、死亡、他支部及び他共済へ転出したときは返納が必要 (その他の手続き) 「退職届書」等を提出 貸付けがある場合は、貸付金の償還	II-5 資格 VI-5 年金 IV-8 貸付
5	被扶養者の認定	(被扶養者の範囲) (生計維持関係) (所得の考え方) (被扶養者の認定手続き) 婚姻、出生、離職、扶養変更等により認定を受ける場合「被扶養者認定申告書」に必要書類を添付して提出 (市町村等の医療費助成制度の適用・適用停止) お住まいの市町村で乳幼児(こども)医療や障がい者医療の助成制度の適用を受けたとき、又は適用停止になった場合は届出が必要	II-6 資格 II-7 資格 II-9 資格 II-10 資格 III-13 医療
6	被扶養者の取消	(被扶養者の要件を欠いたとき) 就職、扶養変更、婚姻、別居、死亡等により認定を取消す場合「被扶養者取消申告書」に必要書類を添付して提出	II-13 資格
7	高齢受給者証の交付と返納	(高齢受給者証の交付と返納) 交付 組合員又は被扶養者が70歳を迎えたとき又は資格取得したとき 返納 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき 組合員が資格喪失したとき 被扶養者の認定が取消されたとき	II-15 資格
8	国民年金第3号被保険者の資格	(国民年金第3号被保険者の資格取得と喪失) 対象 20歳以上60歳未満の配偶者 被扶養者の認定申告と併せて「国民年金第3号被保険者資格取得届」を提出	II-15 資格
9	組合員証等の記載事項又は給付金受取口座等を変更したとき	氏名等の記載事項又は金融機関口座を変更したときは「組合員証記載事項変更申告書」を提出	II-16 資格
10	組合員証等の再交付	紛失、盗難、汚損などによるときは「再交付申請書」を提出	II-17 資格
11	介護保険第2号被保険者資格の取得又は喪失の届出	海外への派遣等に伴い住民票を国外又は国内に移したときは届出が必要	II-17 資格
12	マイナンバーについて	組合員の資格取得及び被扶養者認定申告の際は「個人番号報告書」を提出	II-17 資格
13	任意継続組合員になることを希望するとき	退職後に引き続き組合員となることを希望するときは「任意継続組合員申出書」を提出	VI-8 資格

B こんなときガイド

1	結婚するとき・結婚したとき	(氏名変更及び被扶養者の認定) 組合員の氏名等が変わったとき又は新たに被扶養者を認定するとき	II-6 II-16	資格
		(結婚式場利用補助) ホテルアウリーナ大阪で結婚挙式をしたとき 挙式披露宴補助額：総額の20% 上限200,000円(ホテルアウリーナ大阪) 食事付宿泊券の贈呈：30,000円(ホテルアウリーナ大阪、花のいえ)	V-4	福祉
		(結婚貸付け) 結婚するために資金が必要となったとき 【貸付限度額：200万円】	IV-1	貸付
2	子どもが生まれたとき	(出産費・家族出産費) 給付額：488,000円 (産科医療保障制度加入医療機関で出産したときは、+12,000円)	III-3	医療
		(出産費附加金・家族出産費附加金) 給付額：50,000円 組合員又は被扶養者が出産したとき	III-3	医療
		(出産手当金) 給付額：支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額×1/22×2/3×日数 組合員が出産のため勤務できない場合、報酬の全部又は一部が支給されないとき	III-19	医療
		(ベビー用品配付) 出産費附加金・家族出産費附加金の給付を受けた組合員に、カタログギフトを配付(請求不要)	III-5	福祉
		(被扶養者の認定手続き) 出生により新たに被扶養者を認定するとき	II-6	資格
		(出産貸付け) 出産費・家族出産費の支給対象となる出産のために資金が必要となったとき 【貸付限度額：出産費又は家族出産費の範囲内(千円単位)】	IV-8	貸付
		(市町村等の医療費助成制度の適用・適用停止) お住まいの市町村で、乳幼児医療や障害者医療の助成制度の適用を受けたとき、又は適用停止になった場合は届出が必要	III-13	医療
3	病気・負傷したとき	(産前産後休業及び育児休業中の掛金免除) 産前産後休業及び育児休業中の掛金を申出により免除	I-7	経理
		(3歳未満養育特例) 一般組合員のみ 3歳未満の子を養育する組合員に対する標準報酬月額の特例	I-7 VII-16	年金
		(療養の給付) 組合員が公務によらない病気やケガのため、保険医療機関等に組合員証を提示し診療を受けたとき、保険適用の診療費用のうち7割又は8割を共済組合が負担	III-5	医療
		(家族療養費) 被扶養者が保険医療機関等に被扶養者証を提示し診療を受けたとき、保険適用の診療費用のうち7割(就学前の児童は8割、70歳以上は原則8割)を共済組合が負担	III-5	医療
		(入院時食事療養費) 保険医療機関等で「療養の給付」又は「家族療養費」と併せて標準的な食事療養を受けた場合、要した費用から標準負担額(自己負担)を控除した額を共済組合が負担	III-6	医療

3	病気・負傷したとき (つづき)		
	(入院時生活療養費) 65歳以上の組合員又は被扶養者が、療養病床に入院し「療養の給付」「家族療養費」と併せて生活療養の給付を受けた場合、要した費用から標準負担額(自己負担)を控除した額を共済組合が負担	Ⅲ-6	医療
	(高額療養費) 一の保険医療機関等で、1か月の自己負担額が、高額療養費の算定基準となる自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を高額療養費として支給〔自動給付〕	Ⅲ-7	医療
	(限度額適用認定証) 医療費が高額になりそうなときは、事前に共済組合へ申請し、交付された限度額適用認定証を組合員証と併せて医療機関等の窓口で提示することにより、1か月の窓口負担を高額療養費の自己負担限度額までにとどめることができる。	Ⅲ-9	医療
	(高額介護合算療養費) 同一世帯で医療費と介護保険の両方のサービスを利用し、自己負担の合計が一定の限度額を超えた場合に組合員からの請求により支給	Ⅲ-10	医療
	(一部負担金払戻金・家族療養費附加金) 一の保険医療機関等で、1か月の自己負担額から25,000円又は50,000円を超えた額を支給〔自動給付〕	Ⅲ-10	医療
	(訪問介護療養・家族訪問看護療養) 組合員又は被扶養者が難病、重度の障害等により医師の承認を受けた上、居宅において指定訪問看護事業者から訪問看護を受けたとき、費用のうち7割(就学前の児童は8割、70歳以上は原則8割)を共済組合が負担	Ⅲ-12	医療
	(一部負担金払戻金・家族訪問看護療養附加金) 訪問看護に要した費用で1か月の自己負担額から25,000円又は50,000円を超えた額を支給〔自動給付〕	Ⅲ-10	医療
	(療養費・家族療養費) 組合員又は被扶養者がやむを得ない事情により組合員証を使用できずに医療機関等で診療を受けたとき、共済組合が必要と認めた場合に支給 例えば、「コルセット等の治療用器具」を購入した場合、特定の症状について医師が治療上必要と認めた「はり、きゅう、あんま、マッサージ」の施術を受けた場合など	Ⅲ-12	医療
	(移送費・家族移送費) 組合員又は被扶養者の病状が重篤で、収容された施設で治療困難なため、医師の指示により緊急に別の病院又は診療所に収容を要する場合	Ⅲ-13	医療
	(市町村等の医療費助成制度の適用・適用停止) お住まいの市町村で乳幼児(こども)医療や障がい者医療の助成制度の適用を受けたとき、又は適用停止になった場合	Ⅲ-13	医療
	(特定疾病療養受療証が必要なとき) 特定疾病に係る自己負担限度額の特例を受けるとき	Ⅲ-14	医療
	(公立学校共済組合高齢受給者証を受けるとき) 70歳になる月に「高齢受給者証」を共済組合から組合員あて送付	Ⅱ-15	資格
	(医療貸付け) 医療を受けるために資金が必要となったとき 【貸付限度額：120万円】	Ⅳ-1	貸付
	(高額医療貸付け) 高額療養費の支給対象となる療養費の支払いのために資金が必要となったとき 【貸付限度額：高額療養費の支給を受けられる範囲(千円単位)】	Ⅳ-8	貸付

			(ページ)	(担当)
4	交通事故等でケガや病気をしたとき	交通事故等のような第三者行為によってケガや病気をした場合、その治療に要する費用は、原則として加害者負担組合員証を使用する場合は、共済組合へ連絡が必要	Ⅲ-14	医療
5	公務によりケガや病気をしたとき	公務上や通勤によるケガや病気については、地方公務員災害補償基金が補償 ※原則として、組合員証による治療は不可	Ⅲ-15	医療
6	障がい有することになったとき	(障害厚生年金) 一般組合員のみ 組合員が病気又は負傷した結果、一定程度以上の障がいの状態になった場合の年金給付	Ⅶ-8	年金
		(障害手当金) 一般組合員のみ 組合員である間の傷病により、退職のときに軽度の障がいの状態にあるときに給付	Ⅶ-10	年金
		(ファミリー応援金) 給付額：50,000円 在職中に所定の高度障害状態となったとき	V-3	福祉
		(毎月の給料に係る掛金等について)	I-5	経理
		(傷病手当金・傷病手当金附加金) 給付額：支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額×1/22×2/3×日数 組合員が公務によらない病気又はケガの療養により勤務することができなくなったため、報酬の全部又は一部が支給されないとき	Ⅲ-16	医療
		(傷病手当金からの掛金控除) 「共済掛金控除依頼書」を提出	Ⅲ-17	経理
		(傷病手当金からの貸付償還金控除) 「貸付金控除依頼書」を提出	Ⅳ-4	貸付
		(休業手当金) 給付額：標準報酬日額の50%×日数 組合員が看護等により欠勤した場合で、報酬の全部又は一部が支給されないとき	Ⅲ-18	医療
		(育児休業手当金) 給付額：標準報酬日額の(67%又は50%)×日数 給付上限相当額の設定あり 組合員が子を養育するために育児休業を所得し、報酬の全部又は一部が支給されないとき	Ⅲ-20	医療
		(育児休業中の掛金免除) 育児休業中の掛金を申出により免除	I-9	経理
(育児休業中の貸付金猶予) 「償還猶予申出書」の提出により償還を猶予	Ⅳ-3	貸付		
(出産手当金) 給付額：支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額×1/22×2/3×日数 組合員が出産のため勤務できない場合、報酬の全部又は一部が支給されないとき	Ⅲ-19	医療		
(介護休業手当金) 給付額：標準報酬日額の67%×日数 給付上限相当額の設定あり 家族の病気・疾病等の介護により勤務できず、報酬の全部又は一部が支給されないとき 支給期間は、要介護者の一の継続する状態につき66日を限度	Ⅲ-25	医療		
(介護休業中の貸付金猶予) 「償還猶予申出書」の提出により償還を猶予	Ⅳ-3	貸付		

		(ページ)	(担当)
8	育休から復職したとき (標準報酬月額の変定)	I-6	経理
	(3歳未満養育特例) 一般組合員のみ 3歳未満の子を養育する組合員に対する標準報酬月額の特例	I-7 VII-16	年金
9	災害にあったとき (弔慰金・家族弔慰金) 給付額：弔慰金 標準報酬月額 家族弔慰金 標準報酬月額×0.7組合員 又は被扶養者が水震火災その他の非常災害によって死亡したとき 弔慰金は、遺族に支給	III-26	医療
	(災害見舞金) 給付額：損害の程度により標準報酬月額の3か月分～0.5か月分※災 害現場を確認の上で、損害の程度を判定するため速やかに共済組合 に連絡が必要	III-26	医療
	(災害による特別見舞金) 支給額：30,000円 災害救助法の発動された事由と同一の事由で非常災害を受け、災害 見舞金の支給を受けるとき	III-27	福祉
	(災害貸付け) 非常災害を受け、資金が必要となったとき 【貸付限度額：200万円】	IV-1	貸付
	(住宅災害貸付け) 組合員が自己の用に供している住宅若しくは住宅の敷地が、非常災害 を受け、復旧に資金が必要となったとき 【最高限度額1,900万円】 ※住宅貸付けで算出した限度額の2倍に相当する金額	IV-2	貸付
10	死亡したとき (埋葬料・家族埋葬料) 給付額：50,000円 (埋葬料附加金・家族埋葬料附加金) 給付額：25,000円 組合員又は被扶養者が死亡したとき 埋葬料は被扶養者、被扶養者がいない場合は埋葬を行った者に支給	III-28	医療
	(組合員証の返納) 組合員の資格を喪失したときは、組合員証の返納が必要	II-5	資格
	(被扶養者の取消手続き) 被扶養者の死亡により認定を取消する場合も被扶養者証の返納が必要	II-13	資格
	(葬祭貸付け) 組合員が葬祭を行うために資金が必要となったとき 【貸付限度額：200万円】	IV-1	貸付
	(遺族厚生年金) 組合員又は組合員であった者が死亡した場合の遺族に対する年金給付	VII-11	年金
	(ファミリー応援金) 給付額：50,000円 在職中に死亡したとき	V-3	福祉

11	資金が必要なとき	貸付けの種類、受けられる条件・申込手順や償還方法・貸付利率、住宅貸付けを除く貸付未償還元金の合算限度額	IV-1	貸付
	(貸付けの種類)	(一般貸付け) 物品の購入等、臨時に資金が必要になったとき 【貸付限度額：200万円】 ※未償還元金がある者は、前の貸付日から2年以上経過していること	IV-1	貸付
		(教育貸付け) 学校教育法に定める小・中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校又は理事長が定めた外国の教育機関に入学又は修学するために資金が必要となったとき 【貸付限度額：550万円】	IV-1	貸付
		(災害貸付け) 水震火災、その他非常災害を受け、資金が必要となったとき 【貸付限度額：200万円】	IV-1	貸付
		(医療貸付け) 医療を受けるために資金が必要となったとき 【貸付限度額：120万円】	IV-1	貸付
		(結婚貸付け) 結婚にあたり資金が必要となったとき 【貸付限度額：200万円】	IV-1	貸付
		(葬祭貸付け) 組合員が葬祭を行うために資金が必要となったとき 【貸付限度額：200万円】	IV-1	貸付
		(特別貸付け) 再任用組合員等が物品の購入等、臨時に資金が必要となったとき 【最高限度額：200万円】 給与月額×3/10×残任月数	IV-1	貸付
		(住宅貸付け) 組合員が自己の用に供する住宅・敷地の購入や住宅の新築・増改築・修理又は借入(敷金)をするために資金が必要となったとき 【最高限度額：1,800万円 組合員期間等により組合員ごとに算出】	IV-2	貸付
		(介護構造住宅貸付け) 組合員が要介護者に配慮した構造を有する住宅の新築等をするために資金が必要となったとき 【貸付限度額：300万円】	IV-2	貸付
		(住宅災害貸付け) 組合員が自己の用に供している住宅又は住宅の敷地が、水震火災その他の非常災害を受け、復旧に資金が必要となったとき 【最高限度額：1,900万円】 ※住宅貸付けで算出した限度額の2倍相当額	IV-2	貸付
		(高額医療貸付け) 高額療養費の支給対象となる療養費の支払いをするために資金が必要となったとき 【貸付限度額：高額療養費の支給を受けられる範囲(千円未満切捨)】	IV-8	貸付
		(出産貸付け) 出産費又は家族出産費の支給対象となる出産のために資金が必要となったとき 【貸付限度額：出産費又は家族出産費の範囲内(千円単位)】	IV-8	貸付
		(その他) 償還状況の確認	IV-7	貸付
		退職、他支部・他共済へ転出したときの貸付金の償還手続き	IV-8	貸付

		(ページ)	(担当)
12	保健・福祉事業を利用するとき	V-1	
①	健診事業・健康づくり事業を利用するとき	(特定健診等事業) 特定健康診査、特定保健指導	V-1 福祉
		(健診事業) 契約健診機関での人間ドック	V-1 福祉
		(健康づくり事業) 健康づくりセミナー	V-1 福祉
		(腰痛予防事業) 腰痛予防講座	V-1 福祉
		(メンタルヘルス総合対策事業) 大阪メンタルヘルス総合センター(相談事業・研修事業・復職支援事業)	V-1 福祉
②	相談事業を利用するとき	各種相談窓口の紹介	V-2 福祉
③	その他の事業を利用するとき	(ファミリー応援金) 給付額: 50,000円 在職中に死亡、または所定の高度障害状態となったとき	V-3 福祉
		(退職予定者向け共済制度・手続き案内) ガイドブックの発行、ホームページへの説明動画の掲載等	V-3 福祉
		(長期組合員退職記念事業) 当該年度内に退職予定で条件を満たす組合員からの申請があったとき 施設利用券の贈呈: 10,000円(ホテルアウリーナ大阪、花のいえ)	V-3 福祉
④	施設等の利用補助を利用するとき	(結婚式場利用補助) ホテルアウリーナ大阪で結婚挙式をしたとき 挙式披露宴補助額: 総額の20% 上限200,000円 (ホテルアウリーナ大阪) 食事付宿泊券の贈呈: 30,000円 (ホテルアウリーナ大阪、花のいえ)	V-4 福祉
		(宿泊利用補助) 大阪支部の直営及び契約している施設で宿泊をしたとき 補助額: 1人1泊6,000(税抜)円以上の場合、3,000円 1人1泊4,000(税抜)円以上の場合、2,000円	V-4 福祉 V-5
		(会食利用補助) ホテルアウリーナ大阪、花のいえで会食をしたとき 補助額: 1人5,000(税込)円以上の会食の場合、2,000円	V-4 福祉 V-5
		(会食利用補助【おせち補助】) ホテルアウリーナ大阪でおせちを購入したとき 補助額: おせち1個につき、3,000円	V-4 福祉
		(法要利用補助) ホテルアウリーナ大阪で法要をしたとき 補助額: 総額の20% 上限50,000円	V-4 福祉
		(トレーニング施設利用助成) スポーツオアシス、コナミススポーツクラブ	V-4 福祉
13	退職するとき・退職したとき	VI-1	
①	退職の手続きを行うとき	(資格の喪失・組合員証の返納) 組合員が退職、死亡又は他の共済組合へ転出したとき	II-5 資格
		(年金手続き) 一般組合員のみ 退職する組合員の状況に応じ、退職届書や年金請求書等の書類を提出	VI-5 年金
		(転出届書) 一般組合員のみ 引続き他の自治体等で公務員として採用され、公立学校共済組合の他支部や地方公務員・市町村職員・国家公務員等の公務員の年金制度に加入する場合に提出	VI-5 年金

		(ページ)	(担当)	
① 退職の手続きを行うとき (つづき)	(短期在留外国人への脱退一時金) 日本国籍を有しない組合員が退職し、受給要件を満たしたときに 給付	Ⅶ-18	年金	
	(貸付金の償還手続) 退職手当から未償還金を控除 他支部・他共済へ転出した場合の貸付金の償還手続	Ⅳ-8	貸付	
② 退職したとき	退職後(資格喪失)に伴う手続き	Ⅵ-1	資格	
③ 任意継続組合員について	退職後に引き続き組合員になることを希望するときは 「任意継続組合員申出書」を提出	Ⅵ-8	資格	
	(任意継続組合員の被扶養者) 在職中から認定されている場合は、引き続き認定を継続	Ⅵ-8	資格	
	(任意継続組合員の掛金) 任意継続組合員になる場合の掛金の計算やその払込み方法	Ⅵ-9	経理	
④ 共済組合直営施設・保養所で 宿泊するとき	(宿泊施設特別利用者証の交付) 宿泊施設特別利用者証を提示することで、組合員料金での利用が可能	Ⅵ-10	福祉	
⑤ 退職後の給付	(出産費) 組合員期間が1年以上あった者が、退職後6か月以内に出産 したときに支給	Ⅵ-7	医療	
	(傷病手当金) 組合員期間が1年以上あった者が、公務によらない傷病による療養 のため勤務することができず、①傷病手当金を受けていて退職した とき、又は②支給された報酬額が傷病手当金の給付額を上回っていた ことにより、傷病手当金を受けずに退職し、なお引き続き労務に 服することができないときに支給	Ⅵ-7	医療	
	(埋葬料) 組合員が、退職後3か月以内に死亡したときに支給	Ⅵ-7	医療	
C 長期給付(年金)事業について 一般組合員のみ		Ⅶ-1		
1	公的年金制度のあらし	Ⅶ-1	年金	
2	老齢厚生年金等	(老齢厚生年金) 65歳から支給	Ⅶ-2	年金
		(特別支給の老齢厚生年金) 特例として、要件を満たすときは、60歳から65歳に達するまで、生 年月日に応じて支給	Ⅶ-2	年金
		(年金払い退職給付) 1年以上引き続き組合員期間があり、65歳以降で退職しているときに 支給	Ⅶ-7	年金
3	障害厚生年金等	(障害厚生年金) 組合員が病気又は負傷した結果、一定程度以上の障がいの状態に なった場合の年金給付	Ⅶ-8	年金
		(障害手当金) 組合員である間の傷病により、初診から5年以内に軽度の障がい が残った時に支給される一時金	Ⅶ-10	年金
4	遺族厚生年金等	組合員又は組合員であった者が死亡した場合の遺族に対する年金 給付	Ⅶ-11	年金

			(ページ)	(担当)
5	年金支給関係等	(ワンストップサービス)	VII-13	年金
		(貸付金の償還手続)	VII-13	年金
		(年金の併給調整) 公的年金の受給権が複数ある場合の併給調整	VII-13	年金
		(在職中の支給について) 組合員である間に年金の受給権が発生した場合について説明	VII-14	年金
		(年金受給者が再就職をした場合) 賃金と年金の関係について説明	VII-14	年金
		(失業給付と老齢厚生年金の調整) 失業給付と老齢厚生年金の関係について説明	VII-15	年金
		(年金の給付制限)	VII-16	年金
6	その他	(3歳未満養育特例) 3歳未満の子を養育する組合員に対する標準報酬月額の特例 特例を開始(終了)する手続きについて説明	VII-16	年金
		(年金情報の提供) 組合員の年金情報(加入記録、年金見込額等)のお知らせについて	VII-17	年金
		(離婚後の年金分割制度について) 離婚時の年金分割制度について説明	VII-17	年金
		(短期在留外国人への脱退一時金) 日本国籍を有しない組合員が退職し、受給要件を満たしたときに給付	VII-18	年金
		(社会保障協定について) 諸外国への派遣時の年金の問題を解決するため、諸外国と締結・ 発行されている社会保障協定について説明	VII-18	年金
7	年金等相談コーナー		VII-20	年金
D 宿泊・保養施設の紹介		支部の宿泊・保養施設を紹介	VIII-1	
E 各種保険制度の紹介			IX-1	
1	福祉保険制度	短期事業を補う医療費支援制度・傷病休職給付金、長期事業を 補うファミリー年金制度	IX-1	福祉
2	アイリスプラン	国・公・私立学校教職員の生涯生活設計支援のための保険 年金コース、医療・日常事故コース、介護保障コース	IX-1	福祉

府立学校（高等学校・支援学校）及び府教育庁に所属する教職員の 総務事務システム（SSC）による電子申請について

電子申請の対象者は、正規職員（再任用を含む）・任期付職員・臨時的任用職員です。
非常勤職員は、電子申請の対象外です。

電子申請が必要な手続き

該当する申請には、本文中に **SSC** マークをつけています。

1 組合員資格の取得と喪失関係	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員の資格取得申請 ・被扶養者の認定及び取消の申告 ・組合員証、被扶養者証、高齢受給者証の再交付申請 ・特定疾病療養受療証の再交付申請
2 掛金免除関係	<ul style="list-style-type: none"> ・産前産後休業掛金免除の申し出 ・育児休業掛金免除の申し出
3 標準報酬制関係	<ul style="list-style-type: none"> ・育児（産前産後）休業終了時改定申し出 ・3歳未満の子養育特例の申し出
4 各種給付請求関係	<ul style="list-style-type: none"> ・出産（家族出産）に関する給付金請求 ・家族死亡に関する給付金請求 ・介護欠勤に伴う給付金請求 ・介護休暇に伴う給付金請求 ・療養費に関する給付金請求

操作入カマニュアル

SSCトップページ「マニュアル・規定集・データ集」 → 「人事給与（学校）」
・オンラインヘルプ ➡ 共済・互助 ➡ 共済互助関係（各種申請メニュー）
をご覧ください。

The image shows a navigation menu on the left and a search page on the right. In the menu, 'マニュアル・規定集・データ集' is circled in red. An arrow points from this menu item to the search page. On the search page, under 'カテゴリ別に探す', 'オンラインヘルプ' is circled in red. Below it, '各種規定・手引き集' is also circled in red.

添付書類の提出先

- ・ 府立高等学校及び支援学校の教職員の方
➡ 学校総務サービス課へ提出
- ・ 府教育庁の教職員の方
➡ 扶養手当の認定・取消を伴う場合は、総務サービス課へ提出
その他の場合は、大阪支部へ提出

手続きの承認状況の確認

申請された手続きの承認状況は、SSCトップページ「人事給与福利厚生各種申請・届出→情報照会→申請状況一覧」で確認できます。

I 共済制度のあらまし

地方公務員法第 43 条は、職員の共済制度の実施について規定し、これに基づいて相互救済を目的とする共済制度を設け、地方公務員とその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とする地方公務員等共済組合法が制定されています。

共済組合の事業は、組合員及びその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、災害等の事由による経済的負担を補填又は軽減することを主な目的とした短期給付事業、組合員の退職、障害又は死亡による年金の支給を目的とした長期給付事業、健康の保持増進等組合員の福祉向上に資することを目的とした福祉事業の3つのものがあります。

1 組合員の範囲と種別

次に該当する者は、職員となった日から公立学校共済組合大阪支部の組合員となります。

- (1) 府内の公立学校の教職員・事務職員等
- (2) 大阪府教育庁及びその所管の教育機関の職員
- (3) 公立学校共済組合大阪支部（事務局、大阪宿泊所、嵐山保養所）の職員
- (4) 公立大学法人の役職員

なお、組合員は、任用形態によって「一般組合員」と「短期組合員」に分かれ、適用される社会保険制度が異なります。（下表参照）

一般組合員は、共済組合の短期給付事業・長期給付事業・福祉事業のすべてが適用されます。

短期組合員は、共済組合の短期給付事業・福祉事業が適用され、長期給付事業は適用されませんが、日本年金機構の一般厚生年金に加入します。

組合員種別	社会保険制度		主な任用形態
	健康保険	年金	
一般組合員	共済組合	共済組合	常勤一般職員、再任用フルタイム職員、任期付職員、フルタイム非常勤職員（注1）
短期組合員	共済組合	日本年金機構 （一般厚生年金）	再任用短時間勤務職員（週20時間以上）、臨時的任用職員、非常勤職員（注2）

（注1）非常勤職員のうちフルタイム勤務されている方は、次の要件に該当するに至った日以降、一般組合員の資格を取得します。

- (i) 任用が事実上継続していると認められる場合において、
- (ii) フルタイムで勤務した日が原則として18日（*）以上ある月が、引き続いて12月を超えるに至った方で、
- (iii) その超えるに至った日以後（13月目の月末まで）引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされている方

*1月間の日数（地方公共団体の休日を除く。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数

（注2）非常勤職員の社会保険制度適用については、下記の要件をすべて満たす必要があります。

- ・1週間の所定勤務時間が20時間以上
- ・任用期間の見込みが2か月を超える（2か月以内の期間を定めて任用される方のうち、当該期間を超えて任用されることが見込まれる方または当該期間を超えて引き続き任用されるに至った方は含まれる）。
- ・賃金月額が8万8千円以上
- ・学生でない（通信制・定時制等除く）。

共済組合の事業に要する費用は、組合員の掛金及び保険料(以下「掛金等」という。)と使用者である地方公共団体等の負担金によってまかなわれています。掛金等や負担金は、医療費の給付、福祉事業及び介護保険の財源となる短期給付に係るものと、年金給付の財源となる長期給付に係るものに区分されています。

(1) 毎月の給与から控除される掛金等の算定について

毎月の給与から控除される掛金等の算定には、「標準報酬制」が採用されています。

標準報酬制では、基本給に加え、実際に支給された手当(扶養手当、通勤手当等)を加えた額を「報酬」と呼び、掛金等の算定の基礎とします。

そのため、基本給が同じでも諸手当の多寡により、控除される掛金等の額は変動する場合があります。

(2) 報酬の範囲

報酬の範囲は原則として、支給される基本給及び諸手当の全てが該当します。また、報酬は固定的給与と非固定的給与に分類されます。

【報酬の分類】

・ 固定的給与の例

基本給・教職調整額・給料の調整額・管理職手当・初任給調整手当・地域手当・扶養手当・住居手当・通勤手当・特地勤務手当・へき地手当・義務教育等教員特別手当 など

・ 非固定的給与の例

特殊勤務手当・時間外勤務手当・休日勤務手当・夜間勤務手当・宿日直手当・管理職員特別勤務手当・寒冷地手当 など

(3) 標準報酬月額の設定と改定

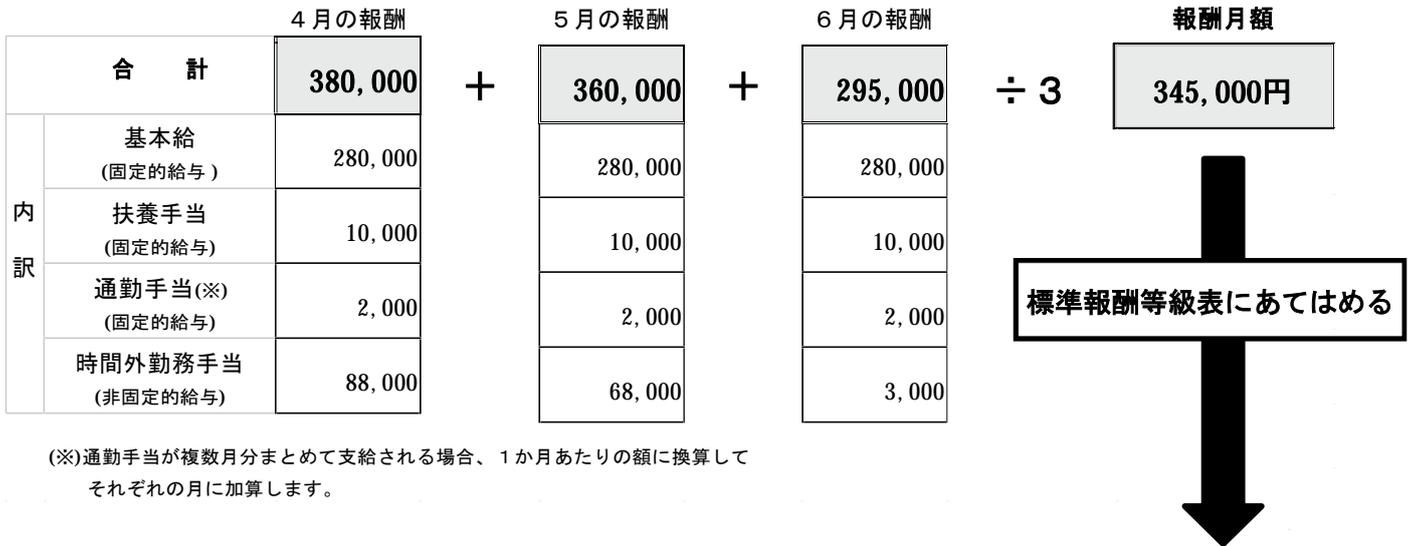
「標準報酬月額」は報酬を元に算定した「報酬月額」を「標準報酬等級表」に当てはめて決定(改定)します。(「標準報酬等級表」は)  I-4 参照

組合員の資格を取得したときには、標準報酬月額の決定(資格取得時決定)を行います。その後、毎年見直しを行う(定時決定)ほか、固定的給与が変動し、標準報酬月額が著しく変動した場合等に改定(随時改定等)を行います。決定・改定の種類は下表のとおりです。

	種 類	概 要
A	資格取得時決定	新たに組合員の資格を取得したときに、資格取得時の報酬を「報酬月額」として、標準報酬月額を決定します。各種手当の支給が遡及して行われ、資格取得時の報酬が見直された場合は、標準報酬月額も見直しを行います。 また、組合員種別が変更になったとき(短期組合員から一般組合員又は一般組合員から短期組合員)も、資格取得時決定が行われ、改めて標準報酬月額を決定します。
	定時決定	毎年、4月から6月までの報酬の平均額を「報酬月額」として、その年の9月以後の標準報酬月額を決定します。
	随時改定	固定的給与に変動があった月から継続して3か月間の報酬の平均額を「報酬月額」として、標準報酬月額を算定します。 当該標準報酬月額の等級と従前の標準報酬月額の等級を比較して、2等級以上の差があれば、4か月目から当該標準報酬月額に改定します。
B	産前産後休業終了時改定	産前産後休業を終了した後に報酬が変動した場合に、標準報酬月額を改定します。  I-6参照
	育児休業等終了時改定	育児休業等を終了した後に報酬が変動した場合に、標準報酬月額を改定します。  I-6参照

※ A については、自動的に行われます。B については、組合員の申出が必要です。

(4) 掛金等の算定のイメージ図 (定時決定の場合)



(※)通勤手当が複数月分まとめて支給される場合、1か月あたりの額に換算してそれぞれの月に加算します。

【参考】標準報酬等級表(抜粋)

等級			報酬月額	標準報酬月額
短期給付等	退職等年金給付	厚生年金保険		
第1級	—	—	63,000円 未満	58,000円
第2級	—	—	63,000円 以上 73,000円 未満	68,000円
第3級	—	—	73,000円 以上 83,000円 未満	78,000円
第4級	第1級	第1級	83,000円 以上 93,000円 未満	88,000円
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
第23級	第20級	第20級	310,000円 以上 330,000円 未満	320,000円
第24級	第21級	第21級	330,000円 以上 350,000円 未満	340,000円
第25級	第22級	第22級	350,000円 以上 370,000円 未満	360,000円
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮



標準報酬月額 340,000円

×

掛金(保険料)率

=

掛金等の額

標準報酬月額の決定は、原則年1回(定時決定)ですが、固定的給与に変動があり報酬の額が著しく変動した場合(随時改定)や、育児休業からの復職後に組合員が申し出た場合(育児休業等終了時改定)は、標準報酬月額を見直します。

◇標準報酬等級表（令和4年10月1日～）

等級			報酬月額		標準報酬 月額	標準報酬 日額
短期給付 等	退職等 年金給付	厚生年金 保険				
第1級	-	-	63,000円未満		58,000円	2,640円
第2級	-	-	63,000円以上	73,000円未満	68,000円	3,090円
第3級	-	-	73,000円以上	83,000円未満	78,000円	3,550円
第4級	第1級	第1級	83,000円以上	93,000円未満	88,000円	4,000円
第5級	第2級	第2級	93,000円以上	101,000円未満	98,000円	4,450円
第6級	第3級	第3級	101,000円以上	107,000円未満	104,000円	4,730円
第7級	第4級	第4級	107,000円以上	114,000円未満	110,000円	5,000円
第8級	第5級	第5級	114,000円以上	122,000円未満	118,000円	5,360円
第9級	第6級	第6級	122,000円以上	130,000円未満	126,000円	5,730円
第10級	第7級	第7級	130,000円以上	138,000円未満	134,000円	6,090円
第11級	第8級	第8級	138,000円以上	146,000円未満	142,000円	6,450円
第12級	第9級	第9級	146,000円以上	155,000円未満	150,000円	6,820円
第13級	第10級	第10級	155,000円以上	165,000円未満	160,000円	7,270円
第14級	第11級	第11級	165,000円以上	175,000円未満	170,000円	7,730円
第15級	第12級	第12級	175,000円以上	185,000円未満	180,000円	8,180円
第16級	第13級	第13級	185,000円以上	195,000円未満	190,000円	8,640円
第17級	第14級	第14級	195,000円以上	210,000円未満	200,000円	9,090円
第18級	第15級	第15級	210,000円以上	230,000円未満	220,000円	10,000円
第19級	第16級	第16級	230,000円以上	250,000円未満	240,000円	10,910円
第20級	第17級	第17級	250,000円以上	270,000円未満	260,000円	11,820円
第21級	第18級	第18級	270,000円以上	290,000円未満	280,000円	12,730円
第22級	第19級	第19級	290,000円以上	310,000円未満	300,000円	13,640円
第23級	第20級	第20級	310,000円以上	330,000円未満	320,000円	14,550円
第24級	第21級	第21級	330,000円以上	350,000円未満	340,000円	15,450円
第25級	第22級	第22級	350,000円以上	370,000円未満	360,000円	16,360円
第26級	第23級	第23級	370,000円以上	395,000円未満	380,000円	17,270円
第27級	第24級	第24級	395,000円以上	425,000円未満	410,000円	18,640円
第28級	第25級	第25級	425,000円以上	455,000円未満	440,000円	20,000円
第29級	第26級	第26級	455,000円以上	485,000円未満	470,000円	21,360円
第30級	第27級	第27級	485,000円以上	515,000円未満	500,000円	22,730円
第31級	第28級	第28級	515,000円以上	545,000円未満	530,000円	24,090円
第32級	第29級	第29級	545,000円以上	575,000円未満	560,000円	25,450円
第33級	第30級	第30級	575,000円以上	605,000円未満	590,000円	26,820円
第34級	第31級	第31級	605,000円以上	635,000円未満	620,000円	28,180円
第35級	第32級	第32級	635,000円以上	665,000円未満	650,000円	29,550円
第36級	-	-	665,000円以上	695,000円未満	680,000円	30,910円
第37級	-	-	695,000円以上	730,000円未満	710,000円	32,270円
第38級	-	-	730,000円以上	770,000円未満	750,000円	34,090円
第39級	-	-	770,000円以上	810,000円未満	790,000円	35,910円
第40級	-	-	810,000円以上	855,000円未満	830,000円	37,730円
第41級	-	-	855,000円以上	905,000円未満	880,000円	40,000円
第42級	-	-	905,000円以上	955,000円未満	930,000円	42,270円
第43級	-	-	955,000円以上	1,005,000円未満	980,000円	44,550円
第44級	-	-	1,005,000円以上	1,055,000円未満	1,030,000円	46,820円
第45級	-	-	1,055,000円以上	1,115,000円未満	1,090,000円	49,550円
第46級	-	-	1,115,000円以上	1,175,000円未満	1,150,000円	52,270円
第47級	-	-	1,175,000円以上	1,235,000円未満	1,210,000円	55,000円
第48級	-	-	1,235,000円以上	1,295,000円未満	1,270,000円	57,730円
第49級	-	-	1,295,000円以上	1,355,000円未満	1,330,000円	60,450円
第50級	-	-	1,355,000円以上		1,390,000円	63,180円

※「標準報酬月額」の下限額と上限額について

	下限額	(報酬月額)	上限額	(報酬月額)
短期給付等	58,000円	63,000円未満	1,390,000円	1,355,000円以上
退職等年金給付	88,000円	93,000円未満	650,000円	635,000円以上
厚生年金	88,000円	93,000円未満	650,000円	635,000円以上

◇毎月の給料・期末手当等に対する掛金(保険料)・負担金の率(令和6年4月1日現在)

短期給付に係る掛金・負担金率	短期(福祉掛金含む) ※1	掛金	48.01/1000
		負担金	48.01/1000
	介護	掛金	7.96/1000
		負担金	7.96/1000
一般組合員のみ 長期給付に係る保険料率 及び掛金・負担金率	厚生年金保険	保険料(負担金含む) ※2	183.00/1000
	退職等年金	掛金	7.5/1000
		負担金	7.5/1000

※1 後期高齢者医療制度の被保険者とされる組合員については、短期給付に係る掛金・負担金の標準報酬月額・標準期末手当等に対する割合は5.00(千分率)となります。

※2 厚生年金保険の保険料は、以下のとおり算出します。

本人負担	標準報酬月額×保険料率(183.00/1000)÷2	・・・①
事業主負担	標準報酬月額×保険料率(183.00/1000)－①	

◇その他の事業主負担金の率(令和6年4月1日現在)

上記の労使折半分以外の事業主負担金と率については以下のとおりです。

短期給付に係る	育児休業手当金及び介護休業手当金に係る公的負担率	1.15/1000
一般組合員のみ	公務等給付負担金率	0.0953/1000
長期給付に係るもの	基礎年金拠出金に係る公的負担率	39.6/1000

(5) 毎月の給料にかかる掛金等について

- ア 掛金等は、地方公務員等共済組合法に基づき、給与支給機関により毎月組合員の給料から控除され、共済組合に払い込まれます。
- イ 月の途中の採用及び欠勤、休職、その他の事由により給料の全額又は一部が減額された場合においても、掛金等は標準報酬月額で算定を行い、徴収します。
- ウ 欠勤、休職、その他の事由により給料の全額又は一部が減額され給与支給機関が掛金等を控除できない場合は、組合員が毎月、直接共済組合に払い込む必要があります。
- (注)長期自主研修支援制度及び大学院修学休業制度、配偶者同行休業制度の適用を受ける組合員においても、組合員が毎月、掛金等を直接共済組合員に払い込む必要があります。
- エ 介護掛金については、40歳に到達した日(誕生日の前日)の属する月から65歳に到達した日の属する月の前月まで徴収します。
- オ 厚生年金保険料については、70歳以上の組合員は厚生年金の被保険者資格を喪失するため、70歳に到達した日(誕生日の前日)の属する月から保険料は徴収しません。
- カ 採用された月に退職したときを除き、月の途中で退職した場合は、その月の掛金は徴収しません。

(6) 期末手当等にかかる掛金等について

- ア 期末手当等とは、「期末手当」「勤勉手当」等が合算されたもので、同一月の支給総額を算定基礎(千円未満切り捨て)とし、掛金(保険料)率を乗じて算出します。
最高限度額は、短期給付分が5,730,000円(年度の合計)、長期給付分が1,500,000円です。
(令和6年4月1日現在)
- イ 欠勤、休職、その他の理由により期末手当等の一部が支給される場合は、支給される額(千円未満切り捨て)を基礎に期末手当等に係る掛金等を徴収します。
ただし、全部が支給されない場合は、期末手当等に係る掛金等は徴収しません。
- ウ 月の途中で退職した場合には、その月の期末手当等に係る掛金等は徴収しません。

(7) 産前産後休業終了時改定について

産前産後休業の終了時に当該産前産後休業に係る子を養育する場合、共済組合に申し出を行うことにより、標準報酬を改定することができます。産前産後休業終了後、育児休業を取得せずに復職する場合に限りません。

SSC

提出書類 「標準報酬産前産後休業終了時改定申出書」

(8) 育児休業等終了時改定について

育児休業等の終了後に当該休業等に係る3歳未満の子を養育する場合で、育児短時間勤務や育児部分休業の取得により報酬が変動した時は、共済組合に申し出を行うことにより、標準報酬月額を改定することができます。

申し出をしない場合でも、固定給に変動があり、要件を満たした時は「随時改定」を行います。

「随時改定」では、標準報酬月額の等級に**2等級以上の差**があるときに改定を行います。

「育児休業等終了時改定」では、**1等級以上の差**があれば、改定を行います。

SSC

提出書類 「標準報酬育児休業等終了時改定申出書」

対象者	育児休業等終了日において3歳未満の子を養育する方
対象となる報酬	育児休業等終了日の翌日が属する月以後3か月の報酬の平均 ただし、月途中復職の場合、支払基礎日数が17日未満のときは、その月を除く。 (例)①4月1日復職の場合：4～6月の報酬の平均 ②4月20日復職の場合：5～6月の報酬の平均
改定の時期	育児休業等終了日の翌日が属する月から4か月目
申請方法	「標準報酬育児休業等終了時改定申出書」を経理担当に提出 ※府立学校及び府教育庁の教職員についてはSSC入力による申請

(注) 育児休業等終了後の勤務形態についての条件はありませんので、育児部分休業や育児短時間勤務を取得しない方でも育児休業等終了時改定を行うことができます。

また、復職後に報酬が増加した場合であっても、申し出を行うことができます。

育児休業等終了時改定を行うかかどうかの判断については、次の表を参考にしてください。

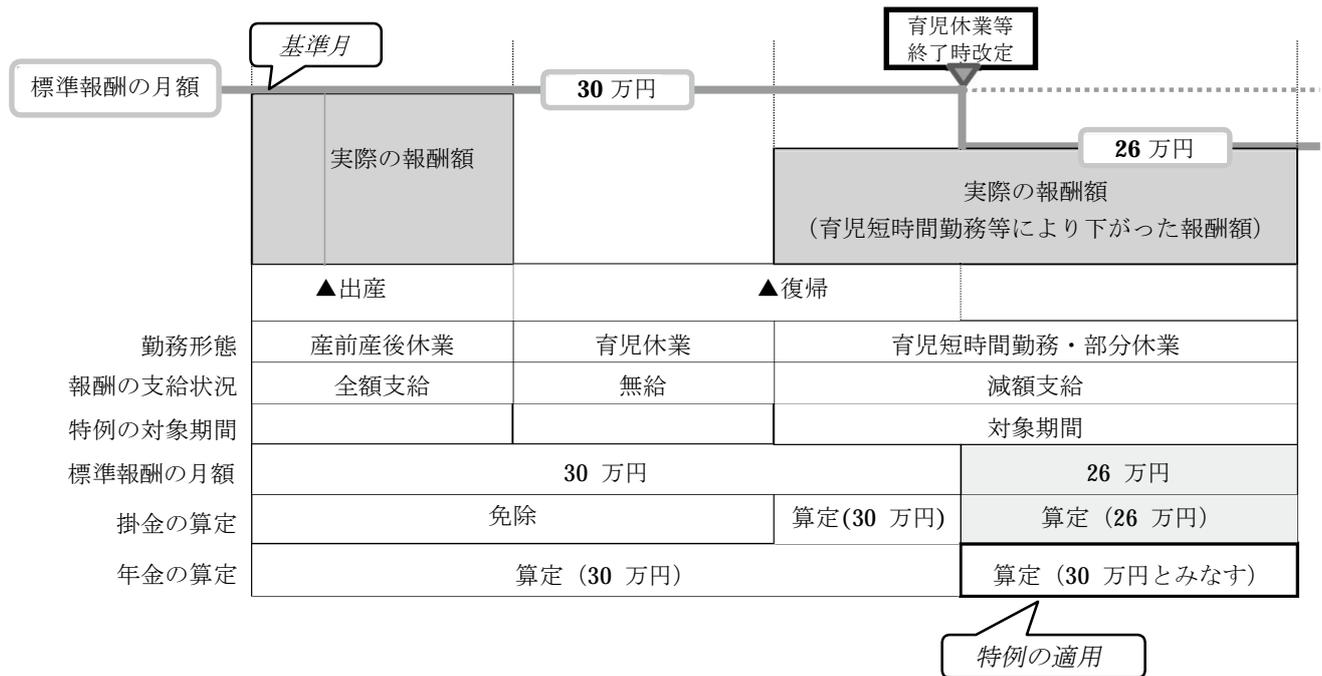
改定後、等級が上がる場合	毎月の掛金等の額は上がりますが、各種給付金(将来の年金や手当金)の算定基礎額も上がります。
改定後、等級が下がる場合	毎月の掛金等の額は下がりますが、各種給付金の算定基礎も下がります。 なお、3歳未満の養育特例制度が適用できる場合は、長期給付(年金)のみ算定の基礎額は下げずに、掛金等の額だけを下げることができます。
改定後、第2子等の産休入りを控えている場合 (育児休業等を終了した日の翌日に産休を開始する方は改定の対象外)	次の産休・育休中は掛金の免除期間となるため、等級の変動が掛金等の額に与える影響は少ないです。ただし、育児休業手当金の算定基礎が改定後の標準報酬月額となる可能性があるため、等級を下げる改定を行うと、手当金の給付額も下がります。

(9) 3歳未満の子を養育している場合の標準報酬月額の特例 ※手続きについては Ⅶ-16

3歳未満の子を養育する組合員に対する掛金の特例として、育児にかかる部分休業又は短時間勤務の承認を受けた場合等で、標準報酬の月額が、当該子を養育することとなった日の属する月の前月（従前の標準報酬月）を下回る月については、共済組合に申し出をすることにより、その月の標準報酬月額のうち長期給付に係るものに限り、従前の標準報酬月額が厚生年金保険給付や退職等年金給付の算定の基礎となります。この特例による追加の掛金は必要ありません。

なお、本特例が設けられたことにより、平成 27 年 10 月からは、これまでの育児短時間勤務者及び育児部分休業者に対する掛金免除制度は廃止しました。

3歳未満養育特例のイメージ図



※ 育児休業等終了時改定が行われた場合の例を示しているが、定時決定や随時改定等が行われた場合も特例の対象になる。

3 掛金等の免除について

(1) 産前産後休業取得者の掛金等の免除について

産前産後休業を取得している組合員が、共済組合に申し出を行うことにより、その産前産後休業を開始した日の属する月から、その産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金等を免除します。

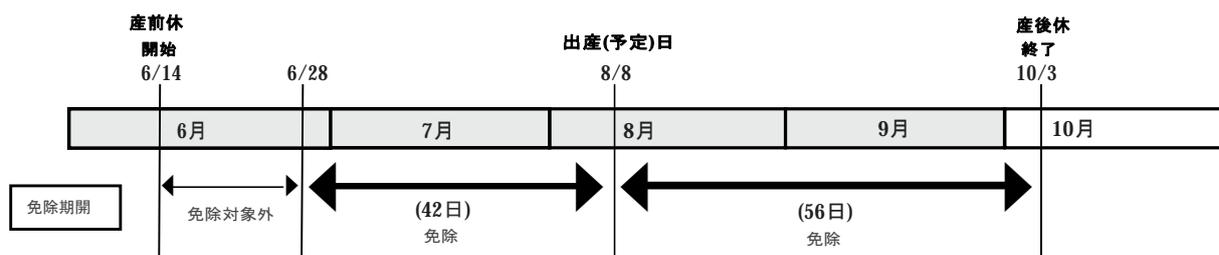
条例等により、産前8週間等、労働基準法第 65 条に規定する産前産後休業期間を超える長期の休暇が付与される場合でも、掛金免除の対象となるのは産前産後休業期間のうち、出産の日以前 42 日（多胎妊娠の場合は 98 日）から出産の日後 56 日までの期間です。

なお、妊娠4か月以上(85日以上)の分娩であれば、死産等であっても産後休業が付与されることから、その期間は掛金免除の対象となります。

また、実際の出産日と出産予定日が異なる場合、上記の掛金等免除期間が変更となる場合があります。次ページ以降に、具体例(単胎妊娠の場合)を記載しますので、参照してください。

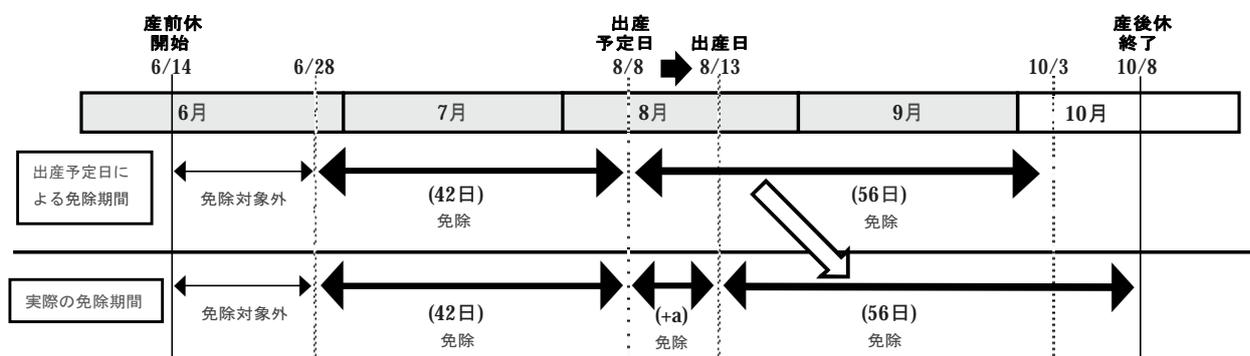
SSC 提出書類 「産前産後休業掛金免除申出書」

例① 実際の出産日と出産予定日が同日となった場合



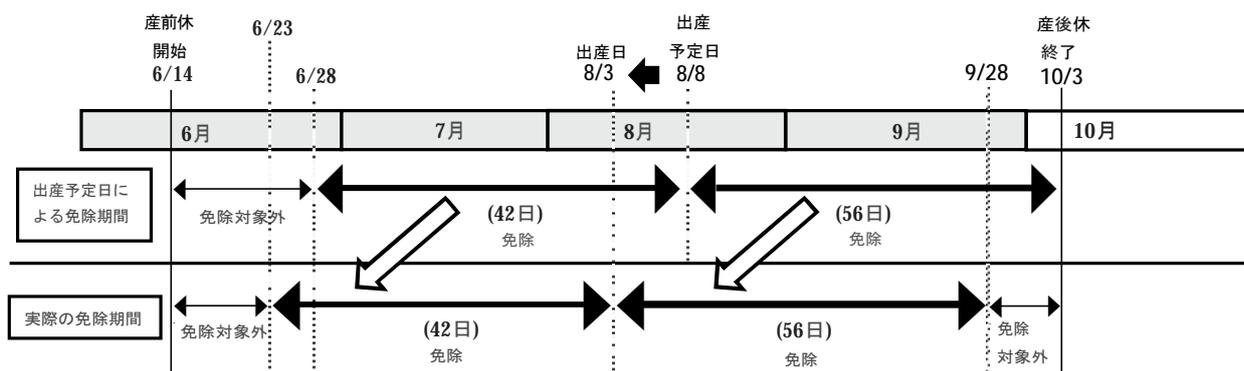
産前産後休業に係る掛金等免除期間 ⇒ 6月～9月

例② 実際の出産日が出産予定日より遅くなった場合



産前産後休業に係る掛金等免除期間 ⇒ 6月～9月

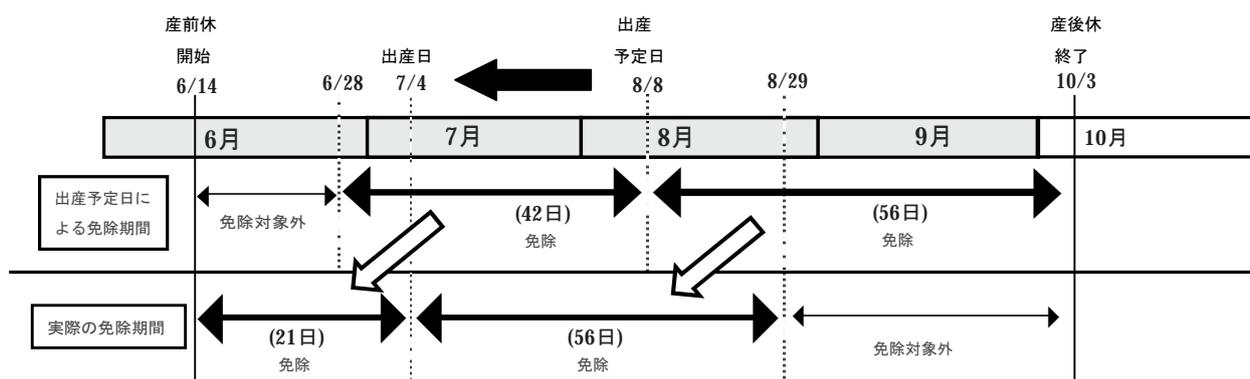
例③ 実際の出産日が出産予定日より早くなった場合



産前産後休業に係る掛金等免除期間 ⇒ 6月～8月

※9月分の掛金等については、出産予定日では免除対象となっていました。出産日が早くなったことにより、免除対象外となります。

例④ 実際の出産日が出産予定日より早くなり、産前産後休業期間が42日以下となった場合



産前産後休業に係る掛金等免除期間 ⇒ 6月～7月

※8・9月分の掛金等免除については、出産予定日による免除期間では免除の対象でしたが、出産日が早くなったことにより、免除の対象外となります。また、この例の場合、出産日から42日前は5月24日となりますが、産前産後休業を取得していない期間については免除の対象なりません。

(2) 育児休業取得者の掛金等の免除について

育児休業等を取得している組合員が、共済組合に申し出を行うことにより、原則、その育児休業等を開始した日の属する月から、その育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金等を免除します。

SSC 提出書類 「育児休業掛金免除申出書」

ただし、1か月未満の育児休業等を取得する場合の掛金等免除の取扱いについては、以下の項目を参照してください。

ア 月額に係る掛金等免除の取扱いについて

- ・月末時点で育児休業期間中の場合、その月の掛金等を免除します。
- ・育児休業を開始した日と終了した日が同一月内の場合、育児休業期間が14日以上の場合は月末時点で育児休業期間中でなくても、その月の掛金等を免除します。

育児休業の取得例			掛金等取扱い	備考
①	3月	4月 4/27 → 5/4	4月分掛金 免除 5月分掛金 徴収	月の末日時点(4/30)で育児休業期間中のため、4月分掛金等は免除
②	4/1 → 4/14		4月分掛金 免除	月の末日時点(4/30)は育児休業期間中ではないが、育児休業等を開始した日と終了した日が同一月内で、育児休業期間が14日以上となる場合、4月分掛金等は免除
③	4/1 → 4/13		4月分掛金 徴収	育児休業等を開始した日と終了した日が同一月内で、育児休業等の日数が14日に満たない場合、4月分掛金等は徴収
④	4/1 → 4/15 4/7 → 4/24		4月分掛金 免除	月の末日時点(4/30)は育児休業期間中ではないが、育児休業を開始した日と終了した日が同一月内で、合算した育児休業期間が14日以上となる場合、4月分掛金等は免除
⑤	3/25 → 4/20		3月分掛金 免除 4月分掛金 徴収	「14日以上」の要件は育児休業等を開始した日と終了した日が同一月内の場合となるため、4月分の掛金等は徴収

イ 期末手当等に係る掛金等免除の取扱いについて

期末手当等が支給される月の月末時点で育児休業期間中の場合、その月に係る期末手当等に係る掛金等は免除となりますが、**育児休業期間が1月以下(※)の場合は、免除の対象外**となります。

(※) 民法の規定により計算します。

例 6/29～7/28期間は「ちょうど1月」…1月以下となり対象外

6/29～7/29期間は「1月と1日」…1月超となり対象

育児休業の取得例				掛金等取扱い	備 考
⑥	5月	6月(期末等支給月) 6/15 → 7/15	7月	6月分月例掛金 免除 6月分期末等掛金 免除 7月分月例掛金 徴収	期末等支給月の月末(6/30)時点で育児休業期間中であり、育児休業の期間が1月超のため、6月分の期末手当等掛金については免除
⑦		6/15 → 7/14		6月分月例掛金 免除 6月分期末等掛金 徴収 7月分月例掛金 徴収	期末等支給月の月末(6/30)時点で育児休業期間中だが、育児休業の期間が1月以下のため、6月分の期末手当等掛金については徴収
⑧	5/10 → 6/25			5月分月例掛金 免除 6月分月例掛金 徴収 6月分期末等掛金 徴収	育児休業の期間が1月超だが、期末等支給月の月末(6/30)時点で育児休業期間中でないため、6月分期末等掛金については徴収

ウ 連続して2以上の育児休業等をしている場合の取扱いについて

組合員が連続する2以上の育児休業等をしている場合及びこれに準ずる場合は、育児休業期間中の掛金等の免除はその全部を1つの育児休業等とみなして判断します。

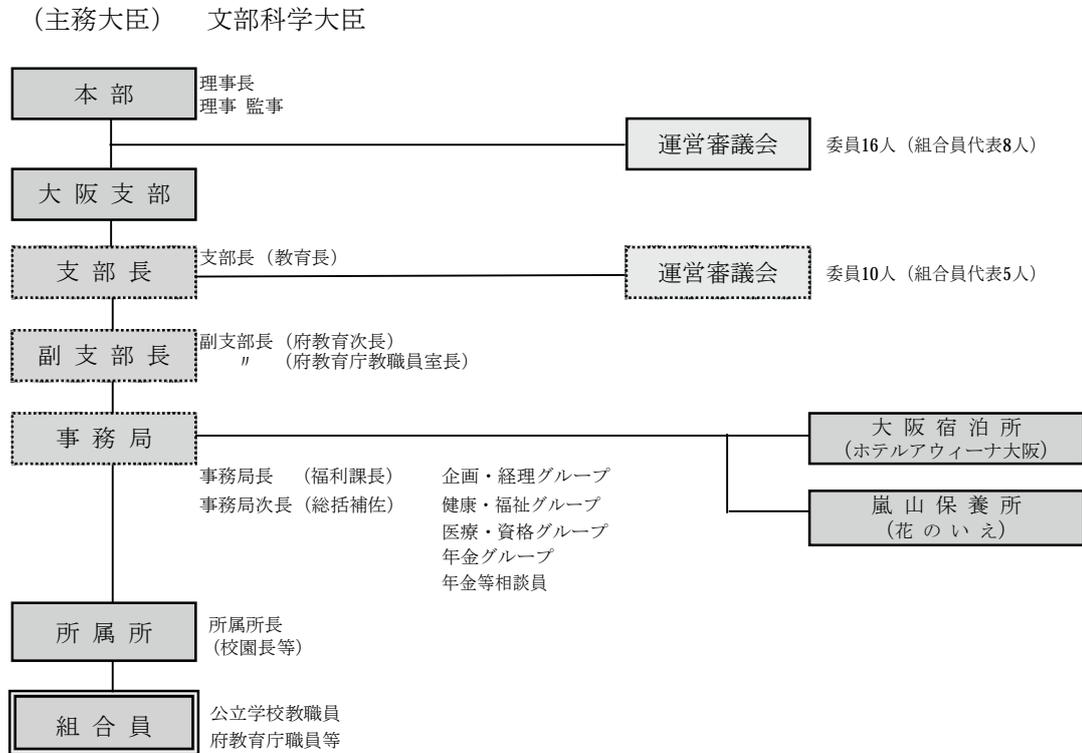
- ・連続して複数回の育児休業等を取得している場合は、1つの育児休業等とみなし、合算して育児休業期間の算定に含みます。
- ・土日等の休日や有休休暇等の労務に服さない日を挟んで複数回の育児休業等を取得した場合は、実質的に連続して育児休業等を取得しているため、1つの育児休業等とみなします。

4 公立学校共済組合の組織と運営

共済組合は、本部を東京都に置き、公立学校の教職員と都道府県教育委員会事務局職員、その所管に属する教育機関の職員等で組織され、重要事項を審議する運営審議会が置かれています。

大阪支部の事務局は、大阪府教育庁教職員室福利課内にあり、大阪府教育長が支部長になっています。

また、支部には組合員の意見を組合業務に充分反映させるため支部運営審議会を置き、事業計画や予算等の審議を行っています。



【所属所】

支部の所属所としては、公立学校、府教育庁の室・課、府教育委員会の所管する教育機関（学校を除く。）、公立大学法人（大阪公立大学）、宿泊施設等があります。

所属所には所属所長が置かれ、支部の所属所にあつてはそれぞれの教育機関の長の職にあるものが充てられ、宿泊施設にあつては支部長が任命する者をもって充てられています。

所属所長は、支部長の命を受け、組合員資格の得喪、被扶養者の認定、短期給付の申請等に関する事項にかかる所属所の事務を行います。

II 組合員資格の取得と喪失、関連する手続き

1 組合員の資格取得手続き（就職時の手続き）

大阪府内の公立学校の教職員などの職員となった日から公立学校共済組合大阪支部の組合員の資格を取得します。組合員証（保険証）の発行の手続きは、以下の通り所属所ごとに異なります。

- 家族分の保険証が必要な方は、別途、被扶養者の認定手続きをしてください。☞II-6 参照
- 年金受給者が一般組合員として再度資格を取得した場合「再就職届書」の提出が必要です。☞VII-14 参照

(1) 府立学校及び大阪府教育庁所属の教職員の場合

ア 総務事務システム（SSC）が利用可能な正規職員・任期付職員・臨時的任用職員

SSC

SSCの「各種給付」口座を登録し、「組合員資格取得届出」への入力が必要です。入力方法は、総務事務システム（SSC）内の手引きを確認してください。

イ 府立学校の非常勤職員（府立高等学校、府立支援学校の方）大阪府教育庁の非常勤職員

事業主からのデータに基づき、公立学校共済組合大阪支部から所属所あてに①組合員証・②登録内容確認通知書を送付しますので、送付時に同封している案内に従って手続きを行ってください。

(2) 府立学校以外の教職員の場合

ア 事業主からデータ提供がある場合

- ・府費負担※・大阪市費負担・堺市費負担の教職員
- ・大阪公立大学の教職員
- ・政令市以外の市費負担の教職員のうち、データ提供がある市の方

（教職員とは、正規職員、任期付職員・臨時的任用職員・非常勤職員のことを指します。）

※ただし府費の正職員で年度途中の採用者・異動者については下記イの対象になります。

事業主からのデータに基づき、公立学校共済組合大阪支部から所属所あてに①組合員証・②登録内容確認通知書を送付しますので、送付時に同封している案内に従って手続きを行ってください。

イ 政令市以外の市費負担職員で事業主からのデータ提供がない場合

（*文中の◎は、共済組合所定の様式）

各所属所で①◎「組合員資格取得届書」、②◎「組合員個人番号報告書」、③◎「年金加入期間等報告書」を作成し、根拠書類(※)を添え、資格担当あてに提出してください。

各書類の提出後に手続きを進めます。完了後、所属所あてに組合員証を送付します。

③◎「年金加入期間等報告書」は一般組合員のみ提出が必要ですが、平成9年1月1日以降の公立学校共済組合（大阪支部）の年金加入期間がある場合は、省略可能です。

(※)根拠書類

正規職員・任期付職員・臨時的任用職員の場合：採用辞令の写し

非常勤職員の場合：任用通知書の写（社会保険適用の有無・週勤務時間等の記載が必要）

2 異動報告（大阪支部内での所属所異動時の手続き）

主に、大阪支部内で健康保険の資格は引き続くが給与の費用負担区分が変わるときに必要な手続きです。ただし、政令市以外の市費負担の方については所属所の異動についても報告が必要です。

区分		転出（異動前）			
		大阪府費負担教職員 （豊能地区含む。）	大阪市費負担教職員	堺市費負担教職員	政令市を除く市費負担及び公立大学法人等の教職員
転入 （異動後）	大阪府費負担教職員 （豊能地区含む。）	×	○	○	○
	大阪市費負担教職員	○	×	○	○
	堺市費負担教職員	○	○	×	○
	政令市を除く市費負担及び公立大学法人等の教職員	○	○	○	○

ア 上記、○印（異なる区分）の異動の場合

下記の書類を提出してください。

■転出側の所属所

【提出書類】 ◎「組合員異動報告書」

■転入側の所属所

【提出書類】 ◎「組合員異動報告書」

大阪府費負担教職員(豊能地区含む)、大阪市費負担教職員、堺市費負担教職員、大阪公立大学の教職員については、給与支給機関からの報告があるため、転入・種別変更・所属所異動の際に、異動報告書の作成の必要はありません。

原則、組合員証の番号を変更します。番号が変更になる場合は、公立学校共済組合大阪支部から転入先(異動後)の所属所へ変更後の組合員証を送付します。

(証送付の流れについては前掲の資格取得手続きを参照してください。)

イ 上記、×印がついている区分の異動の場合

原則手続きは不要です。

ただし、市町村立学校等から、新たに府立学校又は大阪府教育庁関係所属へ異動された場合※は、SSC 入力「組合員資格取得届」が必要です（書類の提出は必要ありません）。

※SSC の対象でなかった非常勤職員の方が、SSC の対象となる臨時的任用職員に職種が変わった場合を含みます。

入力については、

SSC「マニュアル・規定集・データ集」→「人事給与（学校）-各種規定・手引き集」→「異動」→「市町村立学校（府費負担職員に限る）から府立学校への異動」を参照してください。

3 種別変更（任用形態により組合員種別が変わるときの手続き）

公立学校共済組合の組合員は、任用形態によって「一般組合員」と「短期組合員」に分かれ、適用される社会保険制度が異なります。任用形態の変更により組合員種別が変わる場合、健康保険制度は変わりませんが、年金制度は変わります（下表参照）。

組合員証は引き続きご使用ください（異なる給与支給機関への異動の場合を除きます。👉 II-2 参照）。

【組合員種別ごとの社会保険制度・任用形態】

組合員種別	社会保険制度		任用形態
	健康保険	年金	
一般組合員	公立学校共済組合	公立学校共済組合	常勤一般職員 再任用フルタイム職員 任期付職員 ※フルタイム非常勤職員（12月超え）
短期組合員	公立学校共済組合	日本年金機構 （一般厚生年金）	再任用短時間勤務職員（週20時間以上） 臨時的任用職員 非常勤職員（フルタイム非常勤職員（12月超え）を除く。）

※非常勤職員とは、社会保険加入要件を満たした方を指します。👉 I-1 参照

(1) 短期組合員 → 引き続き一般組合員になる場合の手続き

例 臨時的任用職員から任期付職員となる場合

例 フルタイムの非常勤職員の勤務が12月を超えるに至った場合

短期組合員	健康保険	公立学校共済組合	➔	公立学校共済組合	一般組合員
	年金	日本年金機構		公立学校共済組合	

一般厚生年金の被保険者資格を喪失し、公立学校共済組合の年金に加入します。

種別変更の前後で所属所が異なる場合は、変更前の所属はウの手続きを、変更後の所属では、ア～ウの手続きをそれぞれ行ってください。

ア 公立学校共済組合の年金加入の手続き **窓口** 年金担当

提出書類 → 「年金加入期間等報告書」

※平成9年1月1日以降の公立学校共済組合（大阪支部）の年金加入期間が少しでもある方は省略可能です。

（任用の間に空白期間がある場合の年金の取り扱い：前任用の年金加入資格が、後任用の前日まで継続します（ただし、組合員資格が継続する場合に限る）。）

イ 被扶養配偶者の国民年金第3号被保険者資格取得の手続き **窓口** 資格担当

対象者 → 20歳以上60歳未満の被扶養配偶者のいる65歳未満の組合員

提出書類 → 「国民年金第3号被保険者関係届」

配偶者の基礎年金番号が確認できる書類の写し

ウ 異動報告書 **窓口** 資格担当

提出書類 → 「組合員異動報告書」（所属所において作成し、提出してください。）

※大阪府費負担教職員（豊能地区含む）、大阪市費負担教職員、堺市費負担教職員、大阪公立大学の教職員、政令市以外の市費負担教職員で事業主からデータ提供がある場合については、給与支給機関からの報告があるため手続きは不要です。

ただし、異なる給与支給機関への異動の場合を除きます。👉 II-2 参照

【参考】関連する手続きとして、次のようなものがあります。(お問い合わせは、下記担当部署へ)

- ・児童手当を受給中の職員（大学を除く）・・・給与を支給する地方公共団体へ児童手当の申請手続き
問い合わせ先 給与を支給する地方公共団体の担当所属
- ・個人型確定拠出年金（iDeco）に加入中の職員・・・加入している金融機関に年金加入状況変更の届出
問い合わせ先 加入している金融機関

(2) 一般組合員 → 引き続き短期組合員になる場合の手続き

例 再任用フルタイム職員から再任用短時間勤務職員となる場合 等

一般組合員	健康保険	公立学校共済組合	公立学校共済組合	短期組合員
	年金	公立学校共済組合	日本年金機構	

公立学校共済組合の年金の資格を喪失し、一般厚生年金の被保険者資格を取得します。
種別変更の前後で所属所が異なる場合は、変更前の所属はア、イの手続きを、変更後の所属では、イ、ウの手続きをそれぞれ行ってください。

ア 公立学校共済組合の年金資格喪失の手続き 窓口 年金担当

対象者 → 年金受給権者（在職中の年金の支給停止解除等の事務を行うため。）

提出書類 → 「退職・資格変動調査票」

※年金の受給権が発生していない方は、手続き不要です。

任用の間に空白期間がある場合の年金の取り扱い：前任用の年金加入資格が、後任用の前日まで継続します（ただし、組合員資格が継続する場合に限る）。

イ 異動報告書 窓口 資格担当

提出書類 → 「組合員異動報告書」（所属所において作成し、提出してください。）

※大阪府費負担教職員（豊能地区含む）、大阪市費負担教職員、堺市費負担教職員、大阪公立大学の教職員、政令市以外の市費負担教職員で事業主からデータ提供がある場合については、給与支給機関からの報告があるため手続きは不要です。

ただし、異なる給与支給機関への異動の場合を除きます。📁 II-2 参照

ウ 一般厚生年金の加入手続き

任命権者の社会保険担当部署にご確認ください。

【参考】関連する手続きとして、次のようなものがあります。(お問い合わせは、下記担当部署へ)

- ・20歳以上60歳未満の被扶養配偶者のいる65歳未満の組合員・・・「国民年金第3号被保険者関係届」等の提出
問い合わせ先 任命権者の社会保険担当部署
- ・児童手当を受給中の職員（大学を除く）・・・住所地の市区町村役場へ児童手当の申請手続き
問い合わせ先 住所地の市区町村役場担当部署
- ・個人型確定拠出年金（iDeco）に加入中の職員・・・加入している金融機関に年金加入状況変更の届出
問い合わせ先 加入している金融機関

4 資格の喪失

組合員が退職（任期満了を含む。）したときはその翌日から資格を喪失します。

また、他の共済組合に転出したときは、その転出した日から資格を喪失し、転出した先の資格を取得します。

（１）組合員証等の返納以外の手続き

- ・年金関係：一般組合員のみ資格喪失後は、年金関係の手続きが必要です。☞VI-5 参照
- ・貸付関係：貸付金残高がある場合は、償還手続きをしてください。☞IV-8 参照

（２）資格喪失の手続き

資格を喪失した組合員は、下表のとおり所属所を通じて「組合員証等」を共済組合（資格担当）へ返納してください。なお、他支部へ転出した場合の組合員証等は転出先の支部へ返納してください。

* 表中の◎は、共済組合所定の様式

必要書類		異動事由	退職 任期満了	他の共済組合への転出	他都道府県公立学校 (他支部)への転出
		◎「組合員異動報告書」※1	○	○	○
資格 関係	組合員証等	👉VI-1 以下を参照			転出先の支部へ返納

(注) 退職から引き続き再任用フルタイム勤務等及び週 20 時間以上の再任用短時間勤務となる場合、組合員資格は継続するため組合員証の返却は不要です。

※ 1 ◎「組合員異動報告書」について

「組合員異動報告書」は、大阪府費負担教職員(豊能地区を含む)、大阪市費負担教職員、堺市費負担教職員(堺市立認定こども園除く)の所属所については、給与支給機関の情報を基に対象者を印字したものを異動月の翌月以降に所属所へ送付しますので、確認のうえ報告してください。なお、所属所で預かっている組合員証等も併せて提出してください。

政令市以外の市費負担または公立大学法人の教職員等については、各所属所で作成し、提出してください。

※ 2 「資格喪失証明書」について

組合員の資格喪失後、次の健康保険への加入手続き等のため「資格喪失証明書」が必要な場合は、◎「資格喪失証明書交付申請書」と組合員証等を併せて共済組合（資格担当）へ提出することにより、ご自宅に「資格喪失証明書」を送付します。

「組合員証等」とは

「組合員証」「組合員被扶養者証」「公立学校共済組合高齢受給者証」「公立学校共済組合特定疾病療養受療証」「公立学校共済組合限度額適用・標準負担額減額認定証」「公立学校共済組合限度額適用認定証」をいいます。

《資格喪失後の注意点》

組合員が資格を喪失すると同時に、被扶養者も資格を喪失します。

資格喪失後に組合員証等を医療機関等に提示し使用された場合は、後日、医療費を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

5 被扶養者の認定

被扶養者とは、「組合員と一定の親族関係」にあり、「主として組合員の収入によって生計を維持されている者」で、かつ、満75歳未満の方が該当します。

被扶養者として認定を受けるには、収入等の要件を満たしていることを確認するための申告が必要です。

被扶養者として認定された方は医療保険制度の加入となり、掛金（保険料）を負担することなく共済組合の様々な給付を受けることができます。

組合員の掛金は、被扶養者の有無および人数に関係なく、組合員の標準報酬月額を基に決定します。

(1) 被扶養者の範囲について

次に掲げる三親等内以内の親族が該当します。

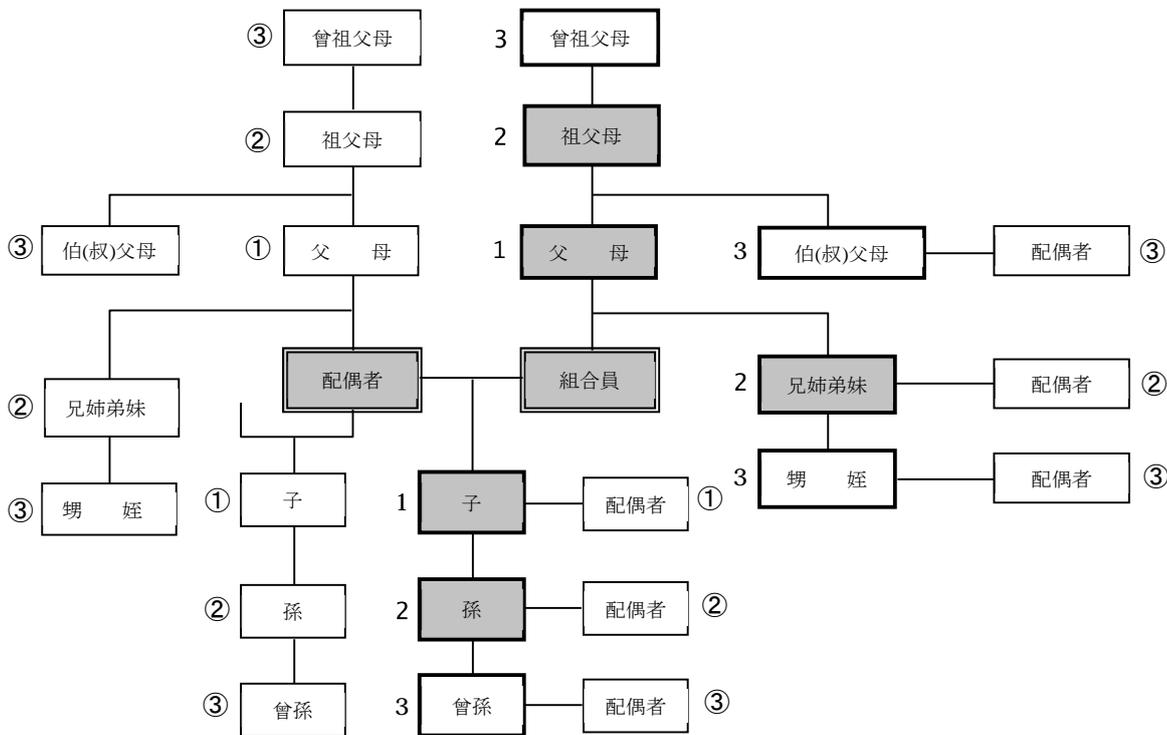
ア 親族関係（下表参照）

(ア) 組合員の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、養子、実父母、養父母、孫、祖父母、養祖父母及び兄弟姉妹

(イ) 組合員と同一世帯に属し（ア）に掲げる者以外の三親等内の親族

(ウ) 組合員と事実上婚姻関係にある配偶者の父母及び子（その配偶者の死亡後におけるその父母及び子を含む。）で、組合員と同一世帯に属する者

三親等内親族<表>



- 血族 1～3：血族親等
- 姻族 ①～③：姻族親等
- の者は、組合員との同一世帯要件なし

組合員と同一世帯要件あり

イ 生計維持関係

主として組合員の収入によって生計を維持されている者とは、生計の基礎を組合員におき、原則として組合員からその生活の資となる部分を得ている者のことをいいます。

次に掲げる場合は、該当しません。

- (ア) 共済組合の組合員本人、国民健康保険以外の健康保険等の被保険者本人の方
- (イ) その者に対し、当該組合員以外の者が、扶養手当又はそれに相当する手当を雇用主から受けている場合
- (ウ) 組合員が他の者と共同して同一人を扶養している場合で、社会通念上その組合員が主たる扶養者でない場合（所得や扶養能力の有無を確認し、原則として、年間収入（前年分の年間収入）の多い方の被扶養者とします。）
- (エ) 年額 130 万円以上の恒常的な所得がある場合（所得については㉔ II-9 参照）
ただし、60 歳以上の者、又は障がいを支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障がい有する者は年額 180 万円以上
- (オ) 雇用保険の失業給付を受給中の者で、その日額が 3,612 円以上の場合
ただし、60 歳以上の者、又は障がいを支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障がい有する者は日額 5,000 円以上
- (カ) 満 75 歳以上である者

●同居の被扶養者（父母等）に配偶者がいる場合の所得について

父母又はそのどちらかを被扶養者として認定する場合、所得限度額のみでなく、生計の実態や今後の継続性、夫婦相互扶助義務の観点や社会通念等を勘案して判断します。

例 1

所得額	所得限度額	認定の可否
父 58歳 給与収入 150万円	130 万円	× 父は所得限度額を超えているので、認定できない。
母 55歳 給与収入 120万円	130 万円	○ 母は所得限度額未満であるため、認定できる。

例 2

所得額	所得限度額	認定の可否
父 64歳 年金収入 170万円	180 万円	○ 父は所得限度額未満であるため、認定できる。
母 64歳 年金収入 210万円	180 万円	× 母は所得限度額を超えているので、認定できない。

※ 所得限度額は、年間 130 万円（60 歳以上の者、又は障がいを支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障がい有する者にあつては年間 180 万円）

ウ 別居している場合

認定を受ける者が組合員と別居している場合は、認定を受ける者が生計を維持するのに必要な額を組合員が送金していることが必要です。

具体的な事例としては、認定を受ける者の収入額と組合員の送金額の合計額に占める割合が3分の1を上回る額を組合員が送金していることが少なくとも必要です。(認定を受ける者の収入額のおよそ2分の1以上を送金していること)

また、組合員以外の者も送金している場合は、他の者よりも組合員の送金額が多いことが必要です。

(注) 認定を受ける者が、組合員以外の者と同居している場合等は、送金額のみでなく生計の実態を見た上で判断します。

例1 認定対象者と同一世帯に他に収入がある者がいない場合

認定を受ける者の総所得 170 万円、組合員からの送金額 90 万円 (年間) の場合

母 61 歳 (所得限度額 180 万円) 収入 <u>170 万円</u>
送金額 <u>90 万円</u>

170 万円 + 90 万円 = 260 万円 (認定を受ける者の収入の総額)

260 万円 × 1/3 = 約 87 万円 < 組合員からの 送金額 90 万円

⇒ 収入の総額の 1/3 にあたる 87 万円を上回る送金額であり、
要件を満たしていると判断

※ 送金額を加算することにより認定を受ける者の恒常な収入が基準額を上回することは、収入超過には当たりません。

例2 認定対象者と同一世帯に収入がある者がいる場合

総所得 90 万円の母の場合で、その母が総所得 200 万円の父と同居している場合

父 65 歳 (所得限度額 180 万円) 収入 <u>200 万円</u>
母 61 歳 (所得限度額 180 万円) 収入 <u>90 万円</u>
母への送金額 <u>120 万円</u>

200 万円 + 90 万円 + 120 万円 = 410 万円

(夫婦の総所得を合算し、送金額を含めて認定を受ける者の収入の総額とする。)

410 万円 × 1/3 = 約 137 万円 > 組合員からの 送金額 120 万円

⇒ 収入の総額の 1/3 にあたる 137 万円を下回る送金額 120 万円であるため、要件は満たしていないと判断

※ ただし、父と母に生計関係がなく、組合員のみが母の生計維持をしている場合等は、この限りではありません。

エ 国内居住要件

令和2年4月1日から被扶養者の要件に国内居住の要件が加わりました。

原則として、日本国内に住民票がない方を被扶養者として認定することはできません。

ただし、次表の特例該当事由にあたる場合は、例外として取り扱いますので、認定申告時に確認書類の提出が必要です。

特例該当事由	確認書類
外国において留学する学生	査証（ビザ）、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
外国に赴任する組合員に同行する者	査証（ビザ）、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書の写し
観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証（ビザ）、ボランティア派遣期間の証明書等の写し
組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じたものであって、外国に赴任する組合員に同行する者と同等と認められる者	出生や婚姻等を証明する書類の写し
上記のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	個別に判断することになりますので、お問い合わせください。

オ 所得の考え方

共済組合における「所得」とは、所得税法上の所得ではなく、年間(※1)における恒常的な収入(※2)の総額をいいます。

※1 年間とは、暦年や年度ではなく、被扶養者の認定時（事実が発生した日）以降、常に将来へ向かって12か月間を指します。

※2 恒常的な収入とは、公的年金（共済年金、国民年金、厚生年金、障害年金、遺族年金、恩給、扶助料等）及び個人年金、企業年金、パート収入、アルバイト収入、事業収入、株等の譲渡収入、雇用保険の基本手当等など将来にわたるすべての恒常的な収入をいいます。所得税法上の非課税となる遺族年金、障害年金、育児休業手当金、傷病手当金等も収入に含まれます。

また、受取方法が年に一回のものであっても、継続して受取る場合は収入に含まれます。

* 通勤費として支給される実費相当額分は必要経費と認め、収入とみなしません。

* 退職手当金や保険の解約等による一時金は恒常的な収入に含みません。

自営業等の事業収入等について

事業、不動産及び農業所得については、**確定申告及び収支内訳書**（または**損益計算書**）を参照し、大阪支部が必要経費として認めた経費を控除した額で判断します。下表は代表的な経費例ですが、確定申告における税法上の経費とは取り扱いが異なりますのでご注意ください。

区 分	必要経費として認められるもの (いずれの場合も所得を得るために、直接必要かつ最小限の範囲に限る。)
事業所得	売上原価、地代家賃、水道光熱費、通信費、修繕費、貸倒金
不動産所得	地代家賃、水道光熱費、修繕費、借入金の支払利子、火災保険料、貸倒金
農業所得	種苗料、肥料費、農薬衛生費、修繕費、動力光熱費、地代・賃借料

必要経費として認められないもの

減価償却費、貸倒引当金、租税公課、広告宣伝費、接待交際費、青色申告控除額

※ 上記以外の経費については、事業内容又は経費の内容によって判断する必要がありますので、お問い合わせください。

(2) 被扶養者の認定手続きについて **SSC**

被扶養者の要件を備えたときは、事実が生じた日から30日以内に所属所を経て「被扶養者認定申告書」に必要書類(Ⅱ-11参照)を添えて共済組合(資格担当)へ提出してください(郵送送可)。審査後、その事実が発生した日(例:出生日等)に遡って認定し、「被扶養者証」は所属所へ送付します。

ただし、事実が生じた日から30日を過ぎて提出された場合は、事実が発生した日に遡ることができず、所属所の受理日等が認定日となりますのでご注意ください。

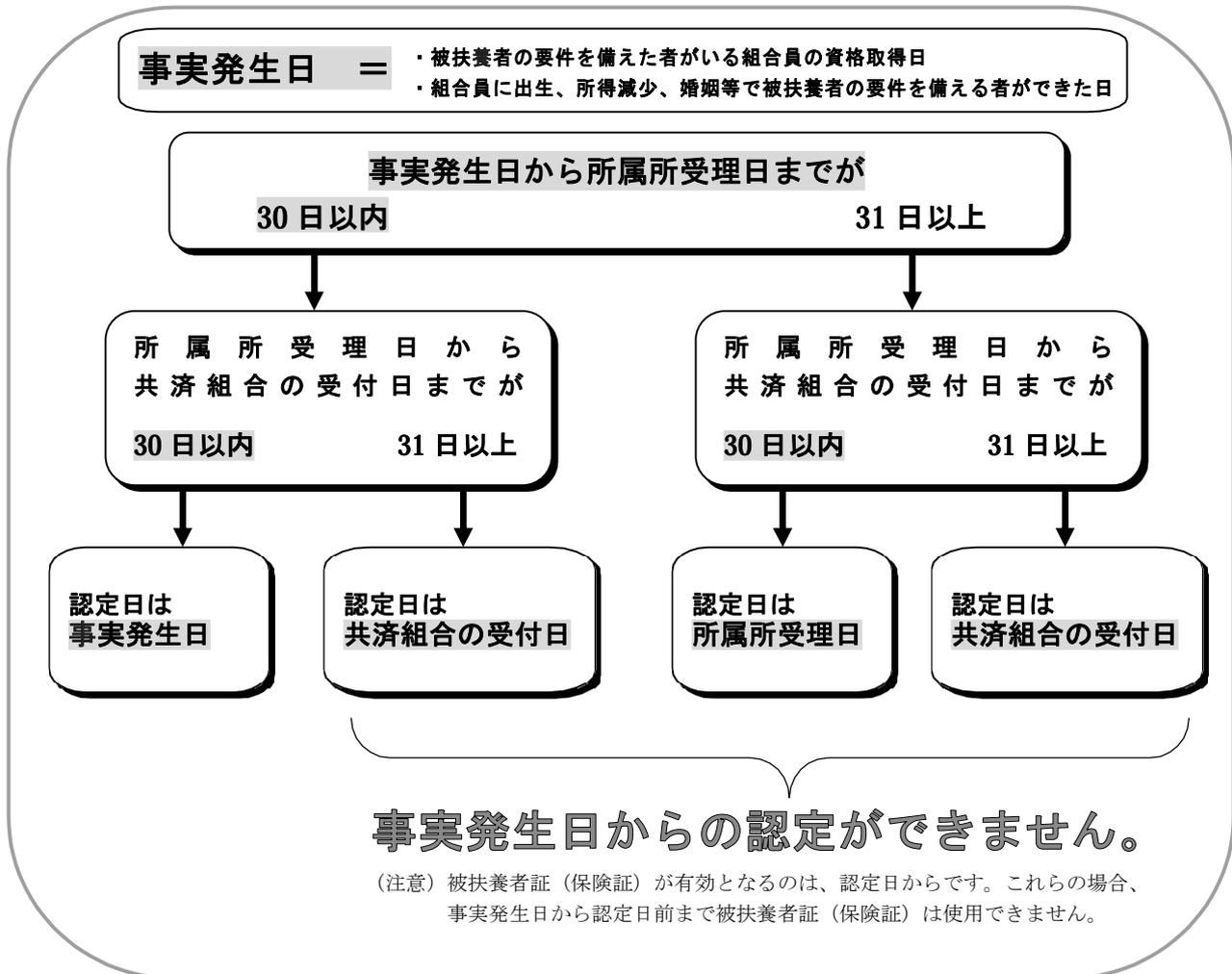
(注1) 扶養手当(受給)の対象者は、所属校・園等において、先に扶養手当の申請手続きをしてください。

(注2) SSC対象所属の場合は、事実発生日より30日以内に、SSCの「被扶養者申告」を入力してください。

31日以上経過後に「被扶養者申告」入力した場合、認定日はSSCの入力日となります。

ア 申告書の提出と認定日の関係

事実発生日から30日以内に!



イ 共同扶養の場合(令和3年8月1日改正)

給与制度上の扶養手当の受給対象になっていない子を認定しようとする場合において、夫婦ともに収入があり、同一人を共同で扶養している場合は、夫婦双方の今後1年間の収入見込み額で比較し、年間収入が高い方の健康保険制度で扶養認定することが原則です。ただし、双方の年間収入を比較して、その差が収入が高い方の1割以内である場合は、同程度とみなし、届出のある方で認定します。

なお、給与制度上の扶養手当が認定されている場合は、その認定を受けている方の被扶養者として申告してください。

《被扶養者の認定書類一覧表》

*表中○は、共済組合所定の様式

(注) <事実発生の事由ごとに必要となる追加書類>と併せてご確認ください。

添付書類	被扶養者区分	扶養手当受給者		扶養手当を制度上受給できない方
		配偶者	22歳未満の子、孫及び兄弟姉妹	60歳以上の祖父母及び父母
①	◎「被扶養者認定申告書」 SSC		○	○
②	◎「被扶養者個人番号報告書」 SSC		○	○
③	「扶養親族(異動)届」の写し SSC (少なくとも所属所長の承認が確認できるもの)		○	
④	◎「扶養事情説明書」(18歳までの者は不要)		○	○
⑤	認定対象者の「所得に関する証明書」〔注1〕または「非課税証明書」(市区町村発行のもの) (18歳までの者は不要)		○ 写し可	○
⑥	認定対象者の◎「給与支払見込証明書」(雇用先の証明が必要)		△ 〈パート、アルバイト等で収入を得ている場合に必要〉	△
⑦	認定対象者の「年金に関する証明書」〔注2〕 (「年金改定通知書」等の写し)		△ 〈年金を受給している場合に必要〉	△
⑧	認定対象者の配偶者に係る「所得に関する証明書」〔注1〕及び「年金に関する証明書」〔注2〕		△ 〈認定対象者に配偶者がいる場合に必要〉	△
⑨	生計費の送金等が確認できる書類または◎送金に関する受取人の「申立書」		△ 〈認定対象者が別居している場合に必要〉	△
⑩	◎「国民年金第3号被保険者関係届」及び基礎年金番号が確認できる書類(基礎年金番号通知書等)の写し	△		△ 〈認定対象者が20歳以上60歳未満の配偶者のみ必要〉
⑪	扶養義務者全員を確認できる書類(「戸籍謄(抄)本」又は「除籍謄(抄)本」)〔注3〕			○
⑫	組員以外に扶養義務者がいる場合の添付書類	他の扶養義務者の「所得に関する証明書」〔注1〕又は「非課税証明書」及び「年金に関する証明書」〔注2〕 (組合員の実子を認定する場合において、扶養義務者となる組合員の配偶者が当共済組合で扶養認定されている場合、または当共済組合員である場合は提出不要)		○
		他の扶養義務者の◎「扶養していないことの証明書」(雇用先での証明が必要)等〔注4〕		○
		◎「扶養委任連帯同意書」(組合員の子を認定する場合は不要)		○

※ 表中○は認定時の必要書類、△は該当する場合に必要書類です。

※ その他、状況に応じて他の書類の提出を求める場合があります。

〔注1〕 市区町村が発行する最新年度の「課税(所得)証明書」又は「非課税証明書」(住民税決定通知では代替不可)収入について、事業、不動産、農業収入、株等の譲渡収入がある場合は「確定申告書控」の写し(税務署の受理日が確認できるもの)及び「収支内訳書」の写しを提出してください。

〔注2〕 恩給、国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金及び個人年金等(障がいや遺族を支給事由とする年金も含む。)の年金を受給している場合は、次の書類を提出してください。
・年金の裁定等により受給額が決定した場合は、「決定(裁定)通知書」の写し
・年金額の改定があった場合は、最新の「改定通知書」の写し又は最新の「振込通知書」の写し

〔注3〕 扶養義務者とは、組合員及び親族表において認定を受ける方から見て組合員と同順位以上のすべての方を指します。(例:子の認定においては、子から見た父母のもう一方、父母の認定においては、父母のもう一方と組合員の兄弟姉妹)配偶者又は実子の扶養認定においては、組合員が世帯主である世帯全員の「住民票」で代用できる場合があります。(組合員と認定対象者との続柄及び他の扶養義務者全員との続柄を確認できるものに限る。)

〔注4〕 組合員以外の扶養義務者で、給与所得がない方は、健康保険証(社会保険の被扶養者証、国民健康保険証)の写しを扶養義務者の氏名等がわかるように提出してください。

<事実発生の事由ごとに必要となる追加書類>

事実発生の事由		添付書類	事由発生日
離職	公務員の場合	退職辞令の写し	退職日の翌日
	民間企業・私立学校等を退職 A～Dは、いずれかの書類提出 E, Fは、両方とも提出	(雇用保険に加入していた場合) A 「雇用保険被保険者離職票 1・2」の写し 退職直後の場合 B 「雇用保険受給資格者証」の写し 雇用保険待期中または日額 3,612 円(注)未満の手当の受給中の場合 C 「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」の写し 離職票の交付を希望しない場合 D 「雇用保険受給期間給付延長通知書」の写し 受給期間延長の手続きをした場合	
		(雇用保険に未加入の場合) E 雇用主が証明する「退職証明書」の写し F 直近の「給与明細書」(2～3 か月分)の写し ・給与明細書で、雇用保険料が控除されていないか確認します。 ・退職証明書に、雇用保険未加入の記載がある場合は、給与明細書の提出は不要	
期限付講師等の任用期限が満了	G 「失業者の退職手当受給資格者証交付申請書」の写し 失業者の退職手当の待期中 H 「失業者の退職手当受給資格者証」の写し 失業者の退職手当待期中または日額 3,612 円(注)未満の手当受給中		
事業を廃業		「個人事業の廃業等の届出書」の写し 税務署の受理日が確認できるもの又は提出日の記載があるもの	廃業日の翌日
雇用保険の受給が終了		「雇用保険受給資格者証」の写し 支給終了(満了)日が記載されているもの	受給期間 終了日の翌日
「失業者の退職手当」の受給が終了		「失業者の退職手当受給資格者証」の写し及び「基本手当に相当する退職手当支給申請書」の写し	
婚姻により被扶養者を認定するとき (認定対象者が、社会保険等の被保険者でない者)		「婚姻届受理証明書」の写し又は「戸籍謄(抄)本」の写し	婚姻日
任意継続被保険者の資格を喪失		「資格喪失証明書」又は「資格喪失連絡票」	任意継続の 資格喪失日
扶養変更		「資格喪失証明書」又は「資格喪失連絡票」 ・取消(喪失)日の確認ができることが要件です。	被扶養者の 資格喪失日
同居	同居が条件となる被扶養者(配偶者の父母等)を認定申告するとき	組合員と同居したことが確認できる「住民票」 ・対象者の認定申告前の健康保険制度の加入先の確認が必要です。	同居した日
	同居を機に認定申告するとき		

※その他、状況に応じて他の書類の提出を求める場合があります。

(注) 60歳以上、または障がいを支給自由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障がいを有する場合、日額 5,000 円

☆ご注意ください! ☆

所属所長の受理日が要件を備えた日から 30 日以内であれば要件を備えた日に遡って認定されますが、30 日を経過した場合は、事実発生に遡ることができず、所属所の受理日等が認定日となり、事実発生日から認定日前まで被扶養者証(保険証)が使用できません。(☞II-10 参照)

6 被扶養者の取消 SSC

被扶養者が就職、死亡、扶養変更、又は所得限度額の超過等により認定の要件を欠いた場合は、「被扶養者取消申告書」に**取消事由及びその発生日が確認できる書類**（下記取消時の必要書類参照）を添付のうえ、取消の手続きをしてください。

（注）被扶養者の要件を欠いた日以後に被扶養者証等を医療機関等に提示し使用された場合は、後日、医療費を返還していただくことになりますのでご注意ください。

（1）被扶養者の取消事由について

被保険者として健康保険制度へ加入した時や、収入額が基準を上回らない場合でも、将来に向けて年額 130 万円（又は年額 180 万円）以上の所得を得ることが見込まれた時点で被扶養者としての要件を欠くことになります。

●所得限度額における年額とは

暦年や年度ではなく、被扶養者の認定時（事実が発生した日）以降、常に将来へ向かって 12 か月間の収入見込額をいいます。

<取消時の必要書類>

記載している内容は標準的なものです。取消の事由により書類の追加提出を求められることがあります。

取 消 の 事 由	事由発生日	添 付 書 類
就職したとき （被扶養者自身が他の健康保険に加入したとき） 〔注 1〕	就職日 （健康保険加入日）	・就職先の「健康保険証」の写し等 ※健康保険への加入日が確認できるもの （在職証明書・身分証明書は不可） ※当共済組合の組合員資格を取得した場合も含まれます。
所得 限度 額の 超 過 〔注 7〕	給与、事業の収入 （年間 130 万円以上又は月額 108,334 円以上） 〔注 2〕〔注 3〕〔注 6〕	・給与収入の場合は「給与支払証明書」及び「給与支払見込証明書」、又は労働条件通知書等の写し ・事業収入の場合は「確定申告書控」の写し及び「収支内訳書」の写し、又は「個人事業の開業等の届出書」の写し等 ・「国民年金第 3 号被保険者関係届」〔注 5〕
	雇用保険の失業給付を受給（月額 3,612 円以上）〔注 6〕	雇用保険受給開始日 ・「雇用保険受給資格者証」の写し ・「国民年金第 3 号被保険者関係届」〔注 5〕
	年金収入（年間 130 万円以上） 〔注 4〕〔注 6〕	〔注 4〕参照 ・最新の年金額がわかる年金の「決定（裁定）通知書」の写し又は「年金改定通知書」の写し
婚姻	婚姻日	・「婚姻届受理証明書」（戸籍謄抄本でも可）
死亡	死亡日の翌日	・市区町村長発行の「埋葬許可証」の写し、「火葬許可証」の写し、又は「戸籍謄本」（「戸籍抄本」）の写しのいずれかの一つ
別居	別居した日	・「住民票」 ・「国民年金第 3 号被保険者関係届」〔注 5〕
離婚	協議離婚：届出日の翌日 調停離婚：調停成立日の翌日	・「離婚届受理証明書」（戸籍謄抄本でも可） 離婚と共に子の認定を取消す場合は「申立書」も必要 ・「国民年金第 3 号被保険者関係届」〔注 5〕
司法修習生になったとき	修習（給付金）の給付開始日	・対象者氏名及び採用（開始）日等が確認できる「通知書」等の写し
上記の事由以外の扶養変更等による組合員の意思による取消 〔注 3〕		・「申立書」（取り消しする被扶養者名、その理由及び取消年月日（将来の日は不可）等を明記してください。）

【取消の留意事項】

- [注1] 雇用先で健康保険制度に加入する場合は、勤務形態・勤務期間及び収入の如何にかかわらず被保険者となった日から取り消します。
- [注2] 雇用された時点で年間の所得額が130万円以上になることが見込まれる場合は、雇用日をもって取り消します。
- また、アルバイトやパート等の短期間雇用で、勤務時間や勤務日数が定まらない場合は、3か月連続して認定限度額108,334円を超過し、結果的に4か月目も引き続いて給与月額が108,334円以上になったときは、4か月目の初日を取消日として取り消します。
- ただし、4か月引き続いて給与月収が108,334円を超えることがなくても、12か月間の所得額が130万円を超えた場合は、130万円を超えた月の初日で取り消します。
- [注3] 内容によっては、市区町村発行の「所得に関する証明書」を求める場合があります。
- [注4] 年金の「決定（裁定）通知書」又は「年金改定通知書」に示された日付の7日後を喪失日として取り消します。
- [注5] 組合員本人が65歳未満で、取消をする被扶養者が20歳以上60歳未満の配偶者の場合のみ提出してください。
- [注6] **60歳以上の方、または障がいを支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障がいを有する方は、所得限度額が180万円になりますので、上記の金額のうち、130万円を180万円に、108,334円を150,000円に、3,612円を5,000円に読み替えてください。**
- [注7] 例えば、給与収入と年金収入がある場合はその合計額が所得限度額を超えた場合、認定の要件を欠くこととなります。

ご注意ください！！

被扶養者の取消手続きを行った後は、共済組合員の被扶養者でなくなりますので、資格喪失後に医療機関等を受診する際は、健康保険（保険者）が変わったことを申し出てください。

《取消による被扶養者の資格喪失証明について》

他の健康保険への加入または国民健康保険の手続きの際に「資格喪失証明書」が必要な方は、「被扶養者取消認定取消申告書」の様式右上に要・不要を記入する欄がありますので、要を○印で囲んでください。

なお、SSC 所属の方は、添付書類と併せて◎「資格喪失証明書交付申請書」を同封してください。

7 「高齢受給者証」について

組合員または被扶養者が **70 歳に到達した翌月以降**に医療機関を受診される際は、組合員証の提示に加え、その方の負担割合を示す「高齢受給者証」の提示が必要です。負担割合については㉔III-5 参照

(民法上 70 歳に到達するのは、いわゆる 70 歳の誕生日の前日です。例：誕生日が 4 月 1 日なら年齢到達は 3 月 31 日)

組合員への交付

既に **70 歳に到達している**方が資格取得したときには、「高齢受給者証」は資格取得時の標準報酬月額が確定した後に所属所へ送付します。

また、組合員が **70 歳に到達した**ときには、「高齢受給者証」は到達月の月末に所属所へ送付します。

被扶養者への交付

既に **70 歳に到達している**被扶養者が認定を受けたときには、「高齢受給者証」は被扶養者証と同時に所属所へ送付します。

また、被扶養者が **70 歳に到達した**ときには、「高齢受給者証」は到達月の月末に所属所へ送付します。

高齢受給者証の返納

後期高齢者医療制度の被保険者になった
(組合員の場合) 資格を喪失した
(被扶養者の場合) 認定取消になった

「組合員証」または「被扶養者証」と共に速やかに共済組合
(資格担当) へ返納してください。

8 市町村等の医療費助成制度の適用を受けたとき・停止になったとき

お住まいの市町村で、乳幼児(こども)医療費や障がい者医療費の助成制度の適用を受けたとき、又は適用停止になった場合は届出が必要です。㉔III-13 参照

9 国民年金第 3 号被保険者の資格取得と喪失

65 歳未満の国民年金第 2 号被保険者である組合員に扶養される、**20 歳以上 60 歳未満**の配偶者の方は、国民年金第 3 号被保険者に該当します。

国民年金第 3 号被保険者である期間は、保険料納付済期間として将来の年金額に反映されますが、第 1 号・第 2 号被保険者期間と異なり、保険料を自身で納付する必要はありません。

また、国民年金第 3 号被保険者である被扶養者の認定を取り消すにあたって、その後国民健康保険に加入する(国民年金以外の年金制度に加入できない)場合、または被扶養者の認定は継続しているが組合員本人が **65 歳に到達**することで組合員本人に老齢基礎年金の受給権が発生した場合、国民年金第 3 号被保険者であった方においては国民年金第 1 号被保険者へ変更する手続きが必要です。お住まいの市区町村の国民年金担当課で手続きをしてください。

(国民年金被保険者の種類)

種 類	対 象 者
第 1 号被保険者	日本国内に住所のある 20 歳以上 60 歳未満 の者(第 2 号、第 3 号被保険者を除く。)
第 2 号被保険者	厚生年金第 1～4 号保険の被保険者(社会保険加入の会社員や公務員)
第 3 号被保険者	65 歳未満 の第 2 号被保険者の被扶養配偶者で 20 歳以上 60 歳未満 の者

—国民年金第 3 号被保険者にかかる各種手続き—

次の事由に該当したときは、共済組合または事業主から日本年金機構へ届出しますので、被扶養者の認定・取消、住所変更等の手続きと併せて共済組合(資格担当)へ必要書類を提出してください。

*表中の◎は、共済組合所定の様式

事由	必要書類
<ul style="list-style-type: none"> ・65歳未満の組合員が、20歳以上60歳未満の配偶者を被扶養者として認定申告するとき ・65歳未満の組合員の被扶養配偶者が20歳に達したとき 	◎「国民年金第3号被保険者関係届」（該当）及び基礎年金番号通知書等の写し
・20歳以上60歳未満の配偶者が被扶養者として認定を受けている65歳未満の短期組合員が一般組合員に種別変更（㊦Ⅱ-3参照）となったとき	◎「国民年金第3号被保険者関係届」（該当）
・被扶養配偶者に住所変更があったとき	◎「国民年金被保険者住所変更届」
・被扶養配偶者の氏名・生年月日・性別の変更又は訂正するとき	◎「国民年金第3号被保険者関係届」（変更）
・被扶養配偶者が年金手帳又は基礎年金番号通知書を紛失しているとき	◎「基礎年金番号通知書再交付申請書」
・被扶養配偶者認定を下記の事由で取り消すとき 【収入超過】（雇用保険受給開始、パート収入による超過等） 【離婚】	◎「国民年金第3号被保険者関係届」（非該当） ※お住まいの市区町村の国民年金担当課で国民年金第3号被保険者から国民年金第1号被保険者への変更の手続きも必要です。
被扶養配偶者が死亡したとき	◎「国民年金第3号被保険者関係届」（非該当）

10 組合員証等の記載事項又は給付金受取口座を変更したとき

氏名等が変更になったときは、次により手続きしてください。

SSC所属の方も、氏名の変更は下記の提出が必要です。

*表中の◎は、共済組合所定の様式

変更内容	添付書類	組合員証記載事項等 変更申告書〔注1〕	戸籍抄本 (原本)	「組合員証」等
氏名変更		◎	○〔注2〕	○
生年月日・性別の訂正		◎	○	○
住所の変更〔注3,4,5〕		◎	/	
給付金受取口座の変更		◎		

〔注1〕 被扶養者の氏名変更があるときは、◎「被扶養者証記載事項等変更申告書」と被扶養者の内容が確認できる上記の添付書類を提出してください。なお、被扶養者の認定事由や状況により添付書類が異なりますので、資格担当へお問い合わせください。

また、被扶養者のいる組合員の氏名変更の場合、被扶養者の氏名が変更しない場合でも、被扶養者証に印字されている組合員氏名の変更が必要になりますので、被扶養者証も併せて送付してください。

〔注2〕 婚姻等による改姓のときは、改姓の前後が確認できる「婚姻(離婚)届受理証明書」で代用できます。

〔注3〕 住所変更は、府費負担教職員、大阪市費負担教職員及び堺市費負担教職員については、原則、給与支給機関からの情報により変更されますので申告書の提出は不要です。ただし、被扶養者のみ転居(別居)の場合は、◎「被扶養者証記載事項等変更申告書」及び◎「送金に関する申立書」の提出が必要です。

〔注4〕 「組合員証等」裏面の住所欄は、新住所を自署してください。当該欄に新住所を記載するスペースがなくなった場合は資格担当へお問い合わせください。記載シールを送付します。

〔注5〕 住所変更の際に、20歳以上60歳未満の被扶養配偶者がいる際は、「国民年金被保険者住所変更届」等を提出してください。㊦Ⅱ-15参照

11 組合員証等の再交付を必要とするとき

SSC

紛失等により組合員証等の再交付を希望するときには、下記の書類を提出してください。

*表中◎は、共済組合所定の様式

再交付の事由	提出書類	再交付申請書	「組合員証」等
①紛失・盗難等		◎	
②破損や表面の印字が読み取れなくなったとき		◎	○

*①は、警察に届出をし、再交付の申請をしてください。

*②は、破損等の「組合員証」等を添えて申請してください（SSC 所属の方は、申請入力後、資格担当へ返納してください）。

※ 再交付後に「組合員証」等を発見した場合は、速やかに旧「組合員証」等を返納してください。

12 介護保険第2号被保険者の資格取得または喪失の届出

40歳以上65歳未満の組合員及び被扶養者の方は、介護保険第2号被保険者となりますが、下表の事例に該当した場合は、「介護保険第2号被保険者資格取得・喪失届書」を提出してください。

*表中◎は、共済組合所定の様式

事 例	届出内容	提出書類
・海外日本人学校へ派遣された場合や、長期自主研修で、海外に居住することとなり、国内に住民登録がなくなったとき ・身体障がい者療護施設等に入所したとき	喪失	◎「介護保険第2号被保険者資格喪失届書」
・帰国し、国内に住民登録したとき ・身体障がい者療護施設等から退所したとき	取得	◎「介護保険第2号被保険者資格取得届書」

(注)「喪失届書」又は「取得届書」の提出を忘れた場合は、介護掛金の過不足が生じる恐れがありますのでご注意ください。

13 マイナンバーについて

個人番号報告書等により収集したマイナンバーは、地方公共団体との情報連携等による確認の後、健康保険証情報と紐付けを行い、短期給付（医療保険）の事務に活用しています。

* 上記の健康保険証情報とマイナンバーの紐付けが完了していても、マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、別途マイナポータルにて、保険証としての利用登録が必要です。

* マイナンバーカードの申請方法等は、当共済組合本部のホームページ▶トップページ▶「マイナンバーカードコーナー」に掲載していますのでご活用ください。

14 退職後、任意継続組合員になることを希望するとき

加入資格や申出期日等の要件を満たしている場合、退職後、任意継続組合員になることができます。

☞VI-8 参照

Ⅲ 短期給付等について

短期給付には、地方公務員等共済組合法で定められている「法定給付」と「附加給付」等があります。

支給される要件		給付の種類	
		法定給付	附加給付等
出産したとき	組合員	出産費 SSC	出産費附加金 SSC
	被扶養者	家族出産費 SSC	家族出産費附加金 SSC
病気やケガで病院にかかったとき入院したとき	組合員	療養の給付 高額療養費 入院時食事療養費 入院時生活療養費 療養費 SSC	一部負担金払戻金 一部負担金払戻金
	被扶養者	家族療養費 高額療養費 入院時食事療養費 入院時生活療養費 家族療養費 (療養費払方式) SSC	家族療養費附加金 家族療養費附加金 (療養費払方式)
1年間(8/1～7/31)の介護及び医療に係る組合員及び被扶養者の自己負担額の合計額が、一定の基準額を超えたとき	組合員	高額介護合算療養費	
	被扶養者		
訪問看護を受けたとき	組合員	訪問看護療養費 高額療養費	一部負担金払戻金
	被扶養者	家族訪問看護療養費 高額療養費	家族訪問看護療養費附加金
医師の指示により緊急やむを得ず病院などに移送されたとき	組合員	移送費	
	被扶養者	家族移送費	
組合員が公務によらない病気やケガのため休業したとき		傷病手当金	傷病手当金附加金
組合員が被扶養者の看護等のため欠勤したとき		休業手当金 SSC (注)	
組合員が育児休業したとき		育児休業手当金	
組合員が出産のため休業したとき		出産手当金	
組合員が介護休業したとき		介護休業手当金 SSC	
災害等により死亡したとき	組合員	弔慰金	
	被扶養者	家族弔慰金	
組合員の住居又は家財が災害により損害を受けたとき		災害見舞金	
死亡したとき	組合員	埋葬料	埋葬料附加金
	被扶養者	家族埋葬料 SSC	家族埋葬料附加金 SSC

※ 上表の **SSC** は、自動給付となっているため請求は必要ありません。

※ その他の給付は事由発生から **2年以内**に請求してください。(消滅時効)

※ **SSC** の記載のあるものは、府立学校及び府教育庁等において **SSC** 入力が可能です。

添付書類は別途、送付が必要です。

(注) 介護欠勤にともなう申請についてのみ **SSC**

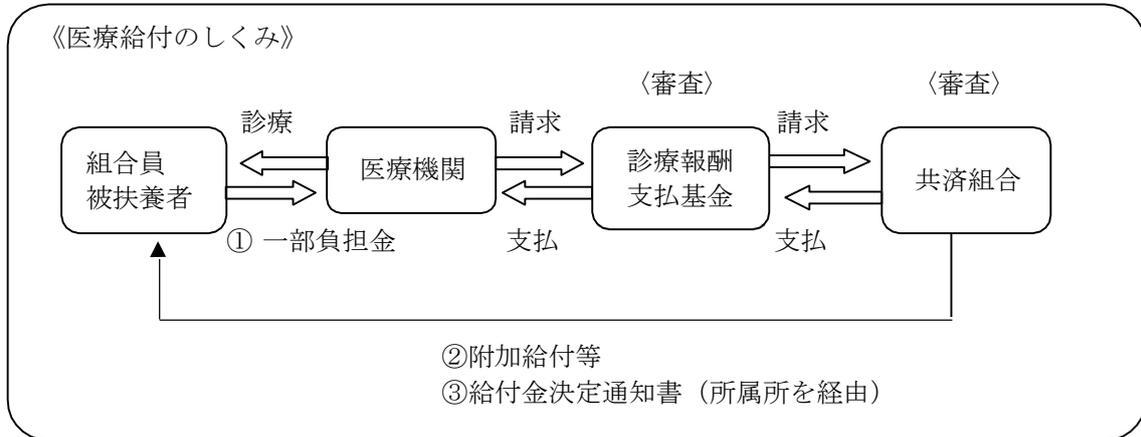
ア 自動給付と請求払い

組合員からの請求がなくても支給できるものを「自動給付」といい、主に医療費にかかるものがその対象です。これに対して組合員からの請求に基づいて支給するものを「請求払いの給付」といい、出産費や育児休業手当金などがその対象です。

イ 給付の時期

(ア) 医療費の自動給付は、以下のような流れで、医療機関等で診療を受けた月の3か月後に、組合員が共済組合に届け出ている金融機関口座に振り込みます。

(注) 医療機関等の手続きの関係で給付が3か月後より遅れる場合があります。



① 一部負担金：組合員又は被扶養者は、医療費の3割（70歳以上の者は2割、ただし一定以上の所得者は3割、就学前の児童は2割）を医療機関の窓口で支払います。

② 附加給付等：一部負担金のうち、**25,000円※**と**100円**未満の端数を差し引いた額を支給します。
〔 「高額療養費」及び組合員は「一部負担金払戻金」、
被扶養者は「家族療養費附加金」 〕

組合員が共済組合に届け出ている金融機関口座に毎月**15日**（土、日、休日と重なる場合は直後の平日）に振込みます。 **自動給付**

※上位所得者区分（標準報酬月額**53万円**以上）に該当する場合は、**50,000円**です。

③ 給付金決定通知書：所属所経由で組合員へ送付します。

(イ) 「請求払いの給付」は、**20日**（土、日、休日と重なる場合は直前の平日）で締め切り、翌月の**15日**（土、日、休日と重なる場合は直後の平日）に、組合員が共済組合に届け出ている金融機関口座に振り込みます。

ただし、海外で診療を受けた場合の療養費・家族療養費の給付については、保険点数の算定業務を外部委託しているため、上記期間の限りではありません。

ウ 請求書

「請求払いの給付」の請求用紙は、大阪支部のホームページから様式をダウンロードして使用してください。

公立学校共済組合大阪支部

検索

☆ご注意ください！

請求する権利は、給付事由が生じた日から2年を経過すると消滅します。

2 子どもが生まれたとき

(1) 出産費・出産費附加金、家族出産費・家族出産費附加金 **SSC**

ア 支給要件

- (ア) 組合員又は被扶養者が出産したとき
- (イ) 被扶養者にあつては、以前加入していた健康保険組合等に退職後の給付として出産費を請求しないとき（事後請求をする場合のみ、前健康保険組合等よりその旨の証明が必要）
- (ウ) 妊娠4か月（12週・85日）以上で、流産・死産（母体保護法に基づく人工中絶を含む）したとき
- (エ) 引き続き1年以上組合員であつた者が、資格喪失後6か月以内に出産したとき
ただし、国民健康保険の被保険者若しくは他の医療保険の被扶養者の資格を取得した者に限る（出産費附加金は支給対象外）

イ 給付額

区分	給付額
出産費	500,000円（488,000円）
家族出産費	令和5年3月までの出産は以下の額 420,000円（408,000円）
出産費附加金	50,000円
家族出産費附加金	

- ・産科医療補償制度加入の医療機関等において在胎週数22週以上で出産（死産含む）した場合500,000円です。（令和5年3月までの出産は420,000円）
- ・在胎週数22週未満での出産の場合や産科医療補償制度非加入の医療機関等における出産の場合、488,000円です。（令和5年3月までの出産は408,000円）
- ・双生児以上を産出した場合は、給付額×出産児数を給付します。

ウ 支給方法

医療機関等での窓口負担を軽減するため、給付金である出産費（家族出産費）を共済組合が直接医療機関等に支払う制度として「直接支払制度」と「受取代理制度」があります。

出産前に出産予定の医療機関等がどちらの制度を導入しているかを確認し、制度を利用するかしないか選択してください。

金額は令和6年4月1日現在

区分	直接支払制度を利用	受取代理制度を利用	制度を利用しない
医療機関等への支払上限額	500,000円（488,000円）	550,000円（538,000円）	—
組合員への給付額	支払上限額－代理受取額※ +50,000円	支払上限額－医療機関への支払額※	550,000円 （538,000円）

※ 医療機関等への支払額が出産費（家族出産費）の支払上限額未満の場合は、その差額を組合員へ給付します。直接支払制度利用の場合は、出産費附加金（家族出産費附加金）に加算して給付します。

エ 請求手続き

出産前に選択した支払方法により、（ア）～（ウ）いずれかの要領で請求してください。

（ア）「**直接支払制度**」利用の場合

医療機関等が組合員に代わって出産費（家族出産費）の支給申請・受取りを行います。

医療機関等が指定する書類で医療機関等と出産費の支給申請及び受領に係る委任契約をしてください。

出産費附加金（家族出産費附加金）の請求は組合員が共済組合に行います。

請求書→「出産費・同附加金 家族出産費・同附加金請求書（制度利用なし及び直接支払制度用）」

添付書類→ ・医療機関等から交付される分娩費用明細書等（出産年月日、代理受取額の記載のあるもの）の写し  III-4ページ参照

・医療機関等から交付される公立学校共済組合大阪支部を保険者とした「直接支払制度の活用に関する合意文書」の写し  III-4ページ参照

・資格喪失後の出産の場合は、退職後に加入した医療保険証の写し

（イ）「**受取代理制度**」を利用の場合

一定の医療機関等が組合員に代わって出産費＋附加金の額（55万円又は53万8千円）を限度に、共済組合に支給申請・受取りを行います。

出産予定日から2か月以内になった日以降に支給申請を行ってください。

請求書→「出産費・同附加金 家族出産費・同附加金請求書（受取代理制度用）」

※「受取代理人記入欄」に医療機関等の証明を受けてください。

添付書類→ 母子手帳の写し（出産予定日及び出産者氏名が記載されている部分）

(ウ) 「直接支払制度」及び「受取代理制度」を**利用しない**場合

請求書→「出産費・同附加金 家族出産費・同附加金請求書（制度利用なし及び直接支払制度用）」(注1)

添付書類→・医療機関等から交付される分娩費用明細書等（出産年月日、代理受取額が 0 円等の記載のあるもの）の写し(注 2)

・医療機関等から交付される「直接支払制度の不活用に関する文書」の写し

(注 1) 「医師又は助産師の証明」欄の記入及び押印が必要

(注 2) 分娩費用明細書等に直接支払制度不活用の記載が必要

・資格喪失後の出産の場合は、退職後に加入した医療保険証の写し

分娩費用明細書（例）

患者番号	氏名	発行日 令和 6 年 4 月 5 日		
	公立 花子 様	医療法人 ○○○ 病院		
出 産 日	出 産 児 数	直接支払制度利用	産科医療補償制度	
令和 6 年 4 月 3 日	1 人	する	対象	
入 院 料	室 料 差 額	分 娩 介 助 料	分 娩 料	新生児管理保管料
検 査 ・ 薬 剤 料	処 理 ・ 手 数 料	産科医療補償制度掛金	その他	一部負担金
		12,000 円		
妊 産 婦 合 計 負 担 額	代 理 受 取 額	総 請 求 額		
600,000 円	500,000 円	100,000 円		



直接支払制度の活用に関する合意文書（例）

当院では、できるだけ現金でお支払いいただかなくて済むよう、平成 21 年10 月から始まった「出産育児一時金等の医療機関への直接支払制度」をご利用いただくことを原則としています。

(中 略)

以上、説明を受け、公立学校共済組合大阪支部 から支給される一時金について、直接支払制度を利用することに合意いたします。

被保険者氏名 公立太郎 妊産婦氏名 公立花子 令和 ○年 ○月 ○日
(世帯主)

医療機関使用欄

出産予定日 令和 ○年 ○月 ○日
直接支払制度不活用

(2) 出産手当金

組合員が出産のため勤務できない場合で、報酬の全部又は一部が支給されないときに支給します。

👉 III-19ページ参照

(3) ベビー用品配付

出産費附加金・家族出産費附加金の給付を受けた組合員（死産、流産を除く）に対して、給付を受けた翌月から3か月以内に、当支部と契約している指定業者から、出産費・家族出産費請求書に記載された住所あてに、「ベビー用品カタログギフト」を送付します。（請求不要）

ただし、任意継続組合員は対象外です。

(4) 被扶養者の認定手続き

出生により新たに被扶養者とするときは、被扶養者の認定手続きが必要です。👉 II-6ページ参照

(5) 出産貸付け

出産費・家族出産費の支給対象となる出産に要する支払のため、資金が必要なときに申し込むことができます。👉 IV-8ページ参照

(6) 市町村等の乳幼児(こども)医療費助成制度の適用を受けたとき・停止になったとき

お住まいの市町村で、乳幼児(こども)医療費の助成制度の適用を受けたとき、又は適用が停止となったときは、共済組合から給付される附加給付との重複を避けるため届出が必要です。👉 III-13ページ参照

提出書類→「医療費助成制度の適用・適用停止について※」

※生まれた子の扶養が認定されたときは、被扶養者証とともに送付します。

添付書類→「乳幼児(こども)医療証」の写し

3 病気になったとき・負傷したとき

(1) 療養の給付・家族療養費

組合員又は被扶養者が、病気やケガにより医療機関等にかかる場合、医療機関の窓口で組合員証を提示することにより、自己負担額を支払うだけで診療を受けられます。

(※交通事故等でのケガや公務によるケガの場合 👉 III-14ページ参照)

ア 共済組合員証を提示して診療を受けられる保険医療機関 又は保険薬局等

厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所又は保険薬局、都道府県知事の指定を受けた病院、診療所、医院、保険薬局又は訪問看護ステーションなど、ほとんどの医療機関で診療が受けられます。

イ 組合員等の窓口負担額の割合

対象者		窓口負担割合等	
組合員及び被扶養者	75歳以上	後期高齢者	後期高齢者医療制度の適用に移行(地共法による短期給付の適用除外)
	70～74歳	前期高齢者	一般 2割
			現役並み所得者(注) 3割
	65～69歳	前期高齢者	一般 3割
	就学時～65歳		3割
就学前	6歳に達する日以降の最初の3月31日以前	2割	

(注) 現役並み所得者とは、70歳以上の組合員とその被扶養者(70歳以上)のうち、組合員の標準報酬月額が28万円以上で、かつ組合員と被扶養者の年収の合計額が520万円(70歳以上の被扶養者がいない場合は383万円)以上の者です。

(組合員が70歳未満の場合は、その被扶養者(70歳以上)は現役並み所得者にはなりません。)

ジェネリック医薬品について

ジェネリック医薬品は、先発医薬品(新薬)と薬効や安全性が同等であることを厚生労働省が承認しています。先発医薬品と効果は同等ですが、価格は3～5割ほど安価になっています。

ジェネリック医薬品を希望する場合は、病院や保険薬局で医師、薬剤師にご相談ください。

ただし、アレルギーや他の医薬品との飲み合わせ等によって利用できないことがあります。

(2) 入院時食事療養費・入院時生活療養費

組合員又は被扶養者が病気やケガにより、保険医療機関等で「療養の給付」又は「家族療養費」と併せて標準的な食事療養を受けた費用が食事療養標準負担額の金額を超えたときに、その超えた額を入院時食事療養費として支給します。

また、療養病床に入院する 65 歳以上 75 歳未満の組合員又は被扶養者の居住費（光熱水費相当）に係る費用が生活療養標準負担額の金額を超えたときに、その超えた額を入院時生活療養費として支給します。

食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は、次の表のとおり定められています。

なお、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は、高額療養費及び附加給付の対象にはなりません。

ア 食事療養費標準負担額

対象区分	標準負担額(1食あたりの額)
一般	460 円
低所得者(Ⅱ) (市町村民税非課税世帯等) 90 日までの入院	210 円
低所得者(Ⅱ) (市町村民税非課税世帯等) 91 日目以降の入院 [長期該当者(注)]	160 円
低所得者(Ⅰ) (70 歳以上のみ)	100 円

(注) 減額申請を行った月以前の 1 年間で、入院日数(減額対象者である期間に係る入院日数に限る)が 90 日を超える場合は 91 日目から 1 食 160 円です。

イ 生活療養費標準負担額

対象区分	標準負担額
一般	(食事) 1 食につき 460 円 (注2) (居住費) 1 日につき 370 円
市町村民税非課税の世帯に属する者等(A) (低所得者Ⅱ)	(食事) 1 食につき 210 円 (居住費) 1 日につき 370 円
(A)のうち所得が一定の基準に満たない者 (低所得者Ⅰ) (70 歳以上のみ)	(食事) 1 食につき 130 円 (居住費) 1 日につき 370 円
境界層該当者(注1) (老齢福祉年金受給者)	(食事) 1 食につき 100 円 (居住費) 1 日につき 0 円

(注1) 1 食 100 円に減額されたとすれば生活保護を必要としない状態となる者

(注2) 管理栄養士又は栄養士による適時・適温の食事の提供等の基準を満たさない場合は、1 食 420 円

ウ 減額対象者

下記に該当する組合員とその被扶養者

ただし、組合員が 70 歳未満の上位所得者(標準報酬月額が 53 万以上)または 70 歳以上の現役並み所得者に該当する者は除きます。

(ア) 低所得者(Ⅱ) 【組合員が次に該当する場合】

- 療養を受ける月の属する年度(療養を受ける月が 4 月から 7 月までの場合は前年度)分の市町村民税が課税されない方(所得はあるが課税されない方)
- 療養を受ける月に生活保護法の要保護者であって、標準負担額について減額された場合に、保護が必要でなくなる方

(イ) 低所得者(Ⅰ) 【組合員及び被扶養者の全員が次に該当する場合：70 歳以上のみ】

- 組合員及び被扶養者の全員について、療養を受ける月の属する年度(療養を受ける月が 4 月から 7 月までの場合は前年度)分の市町村民税が非課税であって、かつ全員の所得がゼロの場合
- 療養を受ける月に生活保護法の要保護者であって、標準負担額について減額された場合に、保護が必要でなくなる方

(※) 上記に該当する方は、共済組合へ標準負担額の減額認定申請を行ってください。

エ 申請手続き

申請書→「標準負担額減額認定申請書」

添付書類→・市町村民税非課税証明書等（原本）

- ・福祉事務所の「標準負担額減額認定該当」と記載された保護申請却下通知書
- ・入院期間を証明できる書類(長期該当者の場合)

(3) 高額療養費

医療費の自己負担が高額となる場合、その負担を軽減するための制度です。一定の金額（自己負担限度額）を超えたときに、その超えた額を高額療養費として支給します。

高額療養費は、医療機関等が共済組合へ請求する診療報酬明細書により自動給付しますので、請求手続きは必要ありません。

なお、受診時に当共済組合が交付する「限度額適用認定証」を組合員証等と併せて医療機関等の窓口へ提示することにより、窓口負担額を自己負担限度額（下表ア又はエ）まで抑えることができます。

→「限度額適用認定証」の申請手続きについては、[👉 III-9ページ（4）](#)を参照してください。

ア 70歳未満の高額療養費算定基準額（単独算定）

組合員又は被扶養者が同一の月に各々が一つの医療機関等（入院・通院も別）から受けた療養に係る自己負担限度額は下表のとおりで、これを超える額を高額療養費として支給します。

適用区分		標準報酬月額	自己負担限度額（高額療養費算定基準額）	
			過去12か月以内の高額療養費受給が3回目まで	4回目以降
上位所得者 (注1)	ア	83万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
	イ	53万円以上 83万円未満	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
一般所得者	ウ	28万円以上 53万円未満	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
	エ	28万円未満	57,600円	44,400円
低所得者 (注2)	オ	市町村民税非課税	35,400円	24,600円

(注1) 上位所得者とは、標準報酬月額が530,000円以上の者

(注2) 低所得者とは、**組合員が**市町村民税の非課税者等である場合です。(👉 III-6ページ(2)ウ参照)

ただし、組合員が上位所得者（適用区分「ア」又は「イ」）に該当する場合は、市町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での適用区分「ア」又は「イ」の該当となります。

イ 世帯合算高額療養費（70歳未満）

組合員又はその被扶養者で同一月に自己負担額が21,000円以上のものが複数ある場合、その額を合算した額が上記自己負担限度額を超えたとき、その超える額を支給します。（自動給付）

ウ 特定疾病に係る高額療養費

特定疾病（慢性腎不全等）※に係る診療については、特例的に医療費の軽減措置として高額療養費が支給されることになり、医療機関等での窓口負担は、「特定疾病療養受療証」に記載されている自己負担限度額までとなります。この自己負担限度額を超えた部分を高額療養費として、医療機関等へ共済組合が支給します。

→「特定疾病療養受療証」の申請手続きは、[👉 III-14ページ](#)を参照してください。

対象者	自己負担限度額（高額療養費算定基準額）
70歳未満の慢性腎不全の上位所得者 (標準報酬月額が53万円以上の者)	20,000円
上記以外の者	10,000円

※特定疾病：①血友病 ②人工透析を受ける必要のある慢性腎不全
③抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み厚生労働大臣の定める者に限る。）

エ 70 歳以上の高額療養費算定基準額

70 歳以上 75 歳未満（後期高齢者医療制度の対象者を除く。）の者が、同一の月に一の医療機関等から受けた療養に係る自己負担限度額は下表の額となり、これを超える額を高額療養費として支給します。

所得区分		標準報酬月額	自己負担限度額（高額療養費算定基準額）	
			個人単位（外来のみ）	世帯単位（入院含む）
			過去 12 か月以内の高額療養費受給が 3 回目まで	4 回目以降
① 現役並み所得者	現役並みⅢ	83 万円以上	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%	140,100 円
	現役並みⅡ	53 万円以上 83 万円未満	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%	93,000 円
	現役並みⅠ	28 万円以上 53 万円未満	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%	44,400 円
② 一般所得者 (①および③以外の方)		28 万円未満	18,000 円 (年間 144,000 円 上限※)	57,600 円 44,400 円
③ 低所得者 (注 1)	Ⅱ	市町村民税非課税	8,000 円	24,600 円
	Ⅰ			15,000 円

(注1)低所得者とは、**組合員が市町村民税の非課税者等**である場合です。(☞Ⅲ-6ページ(2)ウ参照)

ただし、組合員が 70 歳以上の現役並み所得者に該当する場合は、市町村民税が非課税であっても現役並み所得者となり、標準報酬月額での所得区分の該当となります。

【参考】

①の「現役並み所得者」とは、70歳以上の組合員（被扶養者）に交付される高齢受給者証の一部負担金の割合が「**3割**」の方です。

(②③の「一般所得者」等の方の高齢受給者証の一部負担金の割合は、「**2割**」です。)

※70 歳以上の外来療養に係る年間の高額療養費

基準日（7月31日）時点で現役並み所得区分以外の組合員等について、計算期間（毎年8月1日から7月31日まで）のうち、一般区分又は低所得区分であった月の外来療養に係る自己負担額（月間の高額療養費及び附加給付が支給されている場合は支給後の額）を合算し、144,000円を超える場合は、その超える分を年間の高額療養費として支給します。

①対象となる組合員が計算期間（前年8月1日から7月31日まで）の全てにおいて当共済組合に加入している場合は、自動給付により支給します。

②①以外の場合（計算期間の途中で当共済組合へ加入となった場合等）は、手続きが必要です。

オ 70 歳以上と 70 歳未満の人のいる世帯の高額療養費の算定方法

70 歳以上と 70 歳未満の人のいる世帯では、同一月にそれぞれの負担がある場合に世帯合算を行います。

70 歳以上はすべての負担額が、70 歳未満は 21,000 円以上の負担額が世帯合算の対象になります。

まず、上記エの表に基づいて 70 歳以上の世帯単位を適用して、自己負担限度額の計算をした結果、その超える額を高額療養費として支給し、なお残る自己負担額と、70歳未満の自己負担額を合算し、☞Ⅲ-7ページアの表に基づき限度額の計算をした結果、その超える額を高額療養費として支給します。

(4) 「限度額適用認定証」の交付申請について

組合員または被扶養者の医療費が高額になりそうなときは、**事前に共済組合へ申請し**、交付された「限度額適用認定証」を組合員証等と併せて医療機関(注1)の窓口で提示することにより、1か月(1日から月末まで)の窓口支払額を👉III-7ページの(3)高額療養費 **ア**又は**エ**の表の適用区分(所得区分)に応じた自己負担限度額までに抑えることができます。

注1：医療機関(入院・外来別)、保険薬局等それぞれで掲示が必要です。

申請手続き

「限度額適用認定証」の交付を希望される場合は、下記の申請書等を、所属所を通じて公立学校共済組合大阪支部 医療担当までお送りください。

「限度額適用認定証」は、組合員のご自宅あてに郵送します。

- ア** ・適用区分「ア」～「エ」(70歳未満)に該当する方
- ・所得区分「現役並みⅠ」～「現役並みⅡ」(70歳以上)に該当する方

◇申請書 → 「公立学校共済組合限度額適用認定申請書」

イ 低所得者に該当する方

※上位所得者または現役並み所得者に該当する場合は、市町村民税が非課税であっても、上位所得者等での取扱いとなりますので、上記 **ア** により申請してください。

◇申請書 → 「限度額適用・標準負担額減額認定申請書」

◇添付書類→ 療養を受ける月の属する年度(療養を受ける月が4月から7月までの場合は前年度)分の市町村民税非課税証明書の原本(組合員分)

※低所得者に該当する方は、窓口での医療費の自己負担が軽減されることに加えて、入院時食事療養費等の標準負担額の減額措置を受けることができます。(👉III-6ページ(2)参照)

上記の申請書と添付書類を共済組合へ提出され、申請が認められると「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。

交付された「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、組合員証(被扶養者証)と一緒に医療機関の窓口へ提示してください。

70歳以上の方の限度額適用認定証について

70歳以上の組合員及び被扶養者について、次の区分に該当する場合は「限度額適用認定証」の交付が**「不要」**です。

①所得区分が一般所得者の方

②現役並み所得者のうち所得区分が現役並みⅢの方

➡組合員証(被扶養者証)と高齢受給者証(👉III-14ページ参照)を医療機関等の窓口で提示することで、医療機関等での窓口支払額から👉III-8ページの(3)高額療養費 **エ**の表の自己負担限度額までの支払いとなります。

(限度額適用認定証は交付されません。)

「限度額適用認定証」を使用しない場合

限度額適用認定証を使用しなかった場合でも、医療機関等での窓口支払額から👉III-7ページの(3)高額療養費 **ア**又は**エ**の表の自己負担限度額を超えた部分については、後日(最短で3か月後)共済組合から自動的に共済組合へ届出の銀行口座に高額療養費として支給します。←**請求手続きは不要です。**

よって、最終的な自己負担額は、「限度額適用認定証」を使用した場合と変わりません。

(5) 高額介護合算療養費

組合員又は被扶養者が医療保険（公立学校共済組合）と介護保険の両方のサービスを利用し、それぞれの自己負担額の合計（※1）が一定の額を超えた場合、組合員からの請求に基づき、高額介護合算療養費を支給します。

なお、医療保険ごとに自己負担額（※2）を合算しますので、同一世帯において異なる医療保険（公立学校共済組合以外）に加入している方とは合算しません。また、医療保険・介護保険の自己負担額のいずれかが0円となる場合は支給しません。

（※1）自己負担の合計とは、入院時の食事負担や居住費、差額ベッド代、高額療養費、附加給付、公費負担額、高額介護サービス費等を控除した後の額です。

（※2）70歳未満の医療保険の自己負担額は、同一の月（個人別、医療機関別、医科・歯科別、入院・通院別）の自己負担額が21,000円以上ある場合に合算を行います。

ア 医療保険（公立学校共済組合）と介護保険を合算する場合の限度額（介護合算算定基準額）

毎年8月1日から翌年7月31日（基準日）までの自己負担額の年間合計額が下表の算定基準額を超えた場合に、支給します。ただし、その超えた金額が500円を上回る場合に限りです。

所得区分		標準報酬月額	介護合算算定基準額	
70歳から75歳未満	70歳未満		医療保険+介護保険 (70歳から75歳未満)	医療保険+介護保険 (70歳未満)
現役並み所得者Ⅲ(※1)	上位所得者 (※1)	83万円以上	2,120,000円	2,120,000円
現役並み所得者Ⅱ(※1)		53万円以上83万円未満	1,410,000円	1,410,000円
現役並み所得者Ⅰ(※1)	一般所得者	28万円以上83万円未満	670,000円	670,000円
一般所得者		28万円未満	560,000円	600,000円
低所得者Ⅱ(※2)	低所得者 (※2)	市町村民税非課税	310,000円	340,000円 <small>(区分なし：判定基準はⅡに準じる)</small>
低所得者Ⅰ(※3)			190,000円	

※1 組合員が上位所得者（70歳未満：標準報酬月額53万円以上）又は現役並み所得者（70歳以上：標準報酬月額28万円以上）に該当する場合、市町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での介護合算算定基準額を適用します。28

※2 組合員が基準日（7月31日）の属する年度の前年度分の市町村民税が課税されない者

※3 組合員及び被扶養者のすべてが、基準日（7月31日）の属する年度の前年度分の市町村民税に係る所得が一定の基準に満たない場合

イ 支給に係る事務手続きの流れ

- ① 組合員が、介護保険者（市区町村）に「自己負担額証明書」の交付申請を行う。
- ② 高額介護合算療養費支給申請書に①の証明書等を添付して、共済組合へ支給申請を行う。
- ③ 共済組合で支給額を計算し、介護保険者（市区町村）に計算結果（支給額）を連絡する。
- ④ 共済組合から医療保険分「高額介護合算療養費」を支給する。
(介護保険分「高額医療合算サービス費」は、介護保険者（市区町村）から支給される。)

(6) 一部負担金払戻金・家族療養費附加金

一つの保険医療機関等で、1か月間に支払った医療費の一部負担金（窓口負担額）が25,000円※を超えた場合、下記のとおり支給します。

区分	附加給付等の種類	給付の内容
組合員	一部負担金払戻金	給付額 = 窓口負担額 - 25,000円※ (100円未満切捨て)
被扶養者	家族療養費附加金	

※上位所得者区分（標準報酬月額53万円以上）に該当する場合は50,000円です。

○ 窓口負担額等について

共済組合の負担額、組合員等の窓口負担額及び給付額について、例をあげて計算します。

○ 診療月ごと

診療を受けた各月ごとに計算します。

※月をまたがって入院した場合は、各月の医療費負担額を基に計算します。

○ 受診者ごと

受診した1人1人で計算します。

○ 医療機関ごと

受診した医療機関ごとに計算します。

ただし、医療機関から交付された処方箋により調剤薬局で薬を購入した場合（院外処方の場合）は、当該処方せんを交付した医療機関での自己負担額と合算して計算します。【調剤合算】

○ 入院・外来・歯科は分けて計算します（※同一医療機関であっても分けて計算します）。

ア 共済組合からの支給の例（基礎控除額25,000円：高額療養費の適用区分「ウ」）

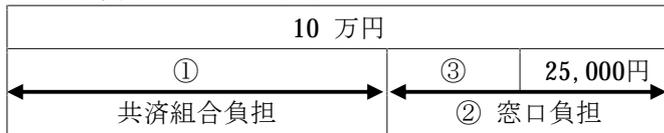
(ア) 医療費が5万円の場合



- ① 共済組合の負担額 35,000円
- ② 組合員等の窓口負担 15,000円

給付額 $[15,000 - 25,000 = \Delta 10,000]$ → 共済組合からの支給はない。

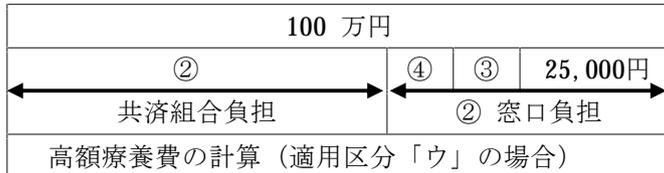
(イ) 医療費が10万円の場合



- ① 共済組合の負担額 70,000円
- ② 組合員等の窓口負担 30,000円
- ③ 一部負担金払戻金 5,000円

③ $[30,000 - 25,000 = 5,000]$ → 共済組合からの支給は 5,000円

(ウ) 医療費が100万円の場合



- ① 共済組合の負担額 700,000円
- ② 組合員等の窓口負担 300,000円
- ③ 一部負担金払戻金 62,400円
- ④ 高額療養費（※） 212,570円

④ $300,000 - (80,100 + (1,000,000 - 267,000) \times 1\%) = 212,570$

③ $[87,430 - 25,000 = 62,400]$ ③+④ → 共済組合からの支給は 274,970円

※（支給例：ウ）のケースにおいて、限度額適用認定証（☞Ⅲ-9ページ参照）を使用した場合は、医療機関での支払いの際に、高額療養費（④：212,570円）分の窓口負担が軽減されます。
→医療機関では、87,430円（食事代等は別途かかります。）の支払いとなり、後日共済組合から一部負担金払戻金（③：62,400円）を支給します。

ただし、限度額適用認定証を使用しなくても、後日共済組合から高額療養費と一部負担金払戻金（274,970円）が支給されますので、最終的な自己負担額は変わりません。

※共済組合からの支給（高額療養費等）については、請求手続きは不要です。

イ 合算高額療養費が支給される場合の一部負担金払戻金及び家族療養費附加金

合算した額が高額療養費の自己負担限度額を超えるとときは、その超えた額を当該高額療養費として支給し、残る自己負担額のうち50,000円※を超える額が一部負担金払戻金又は家族療養費附加金として支給されます。

※上位所得者区分（標準報酬月額53万円以上）に該当する場合は100,000円です。

(7) 訪問看護療養の給付・家族訪問看護療養の給付

訪問看護の対象者は、末期癌、難病、重度の障害等により居宅において訪問看護ステーションの看護師などから療養上の世話等が必要と医師が認めた者です。

費用の7割又は8割については、訪問看護療養費（被扶養者は家族訪問看護療養費）として共済組合が支給（現物給付）し、基本利用料は組合員又は被扶養者の自己負担になります。自己負担金は附加給付の対象です。

(8) 療養費・家族療養費 SSC

組合員証の使用ができないときは、医療費の全額を医療機関の窓口へ支払わなければなりません。ただし、共済組合が必要と認めたときは、組合員の請求に基づき、組合員証を使用したときの給付に相当する費用を「療養費・家族療養費」として支給します。

（医療機関に支払った全額が払い戻されるわけではありません。）

請求手続きは、「療養費・家族療養費請求書」に添付書類を添えて提出してください。

※「療養費・家族療養費請求書」は、月、医療機関診療科、入院・外来、受診者の単位ごとに作成してください。

事由	支給要件	添付書類
組合員証等を医療機関に提示できずに診療を受けたとき	組合員証等の発行待ちのため、医療機関へ組合員証等を提示できなかった、旅行先で急病になったが組合員証を持参していなかった等により、医療費の全額を支払って診療を受けたとき	・医療機関が発行する「レセプト（診療・調剤報酬明細書）」及び「領収書」（原本） ただし共済組合所定の「診療報酬領収済明細書」（医科）（歯科）または「調剤報酬領収済明細書」をもって代えることができます。
以前に加入していた健康保険の保険証を使用したとき	被扶養者の認定手続き中などにより、誤って以前加入していた健康保険の保険証を使用し医療機関にかかった後、健康保険組合等に医療費を返還したとき	・健康保険組合等から送付された「レセプト（診療・調剤報酬明細書）」の写し ・医療費を返還した際の「領収書」（原本）
海外滞在中に病気やケガで診療を受けたとき（注）	請求にあたっては確認してください。 〔支給対象外〕 療養目的として海外に出向き診療を受けたときや、国内の診療を仮定した場合に、保険対象外の診療や薬剤等であるとき	・「診療内容明細書」（歯科以外）海外様式A または「歯科診療内容明細書」海外様式C ・「領収明細書」（医科・歯科共通）海外様式B ※上記書類には、それぞれ裏面の邦訳が必要 ・「領収書」（原本） ・海外に渡航した事実を証明する書類（航空券、パスポート等）の写し ・調査に関わる同意書（海外療養費請求用）
治療用装具を購入したとき	医師が病気やケガの治療のために患者に治療用装具の装着が必要であると認める場合で、業者に作らせた関節用装具、コルセット、サポーター等、直接的な治療効果が認められる装具を購入したとき	・「医師の意見書及び装具装着証明書」（原本） ・「装具の領収書」（原本） 装具の明細が領収書内に記載されていない場合は別紙明細書も添付 ・靴型装具に係る請求の場合は「装具の写真」
はり・きゅう・あんま・マッサージを受けたとき	〔はり・きゅう〕 神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症に対する施術 〔あんま・マッサージ〕 筋麻痺、骨関節運動障害に対する施術で、医師の同意を得たとき	・「医師の同意書」 はり・きゅうは「医師の診断書」でも可 ・「診療報酬領収済明細書」（はり・きゅう） ・「診療報酬領収済明細書」（あんま・マッサージ） 施術報告書交付料の加算がある場合は、「施術報告書（写）」 ※1年以上継続し、かつ月に16日を超える施術の請求には、「1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書」
小児弱視等の治療用眼鏡等を購入したとき	9歳未満の小児で、小児弱視、斜視及び先天性白内障術後の屈折矯正の治療用として用いる眼鏡及びコンタクトレンズを購入したとき	・「治療用眼鏡等の作成指示等（患者の検査結果を含む）」の写し ・「領収書」（原本）（眼鏡を装着する者の氏名及び弱視等治療用眼鏡等を購入したことがわかる記載のあるもの）
弾性着衣等を購入したとき	四肢のリンパ浮腫治療または慢性静脈不全による難治性潰瘍治療のために、弾性ストッキング、弾性スリーブ、弾性グローブ、弾性包帯を購入したとき	・医師の弾性着衣等の装着指示書（原本）（装着部位、病名等が明記されているもの） ・「弾性着衣等の領収書」（原本）
輸血したとき	親子、夫婦、兄弟等親族以外の者から輸血のため、生血液の提供を受けたとき	・「医師の意見書」（原本） ・「領収書」（原本）

（注）海外診療の場合、医療費が健康保険法の定めにより算定した額と比べて概ね高額になるため、実際の支払額と給付額に差額が生じる場合があります。

整骨院・接骨院での柔道整復師の施術について

整骨院・接骨院での施術の際に、組合員証が使用できるのは、外傷性の負傷の場合に限られています。

○組合員証を使用できる施術（保険適用）

- ・ 医師や柔道整復師に診断または判断された骨折、脱臼、打撲、捻挫等（肉ばなれを含む。）
※骨折と脱臼については、応急手当の場合を除き、あらかじめ医師の同意が必要です。
- ・ 負傷原因がはっきりしている骨、筋肉、関節のけがや痛み

○組合員証を使用できない施術（保険適用外）

- ・ 日常生活による単純な疲れ・肩こり・腰痛・体調不良
- ・ スポーツによる筋肉疲労・筋肉痛
- ・ 病气（神経痛・五十肩・関節炎等）からくる痛み・こり
- ・ 脳疾患後遺症等の慢性病
- ・ 症状の改善がみられない長期の施術
- ・ 保険医療機関（外科・整形外科等）で治療を受けながら同時に整骨院・接骨院で施術を受ける場合
- ・ 数か所の整骨院・接骨院で同時に施術を受けている場合

(9) 移送費・家族移送費

ア 支給要件

組合員又は被扶養者が、療養を受けるために病院又は診療所に移送された場合において、以下の①から③いずれにも該当すると共済組合が認めたときに支給します。なお、病院まで遠距離であるため交通機関を利用した場合や通常の療養のための通院等は、支給対象ではありません。

- ① 移送の目的である療養が保険診療として適切であること
- ② 病状が重篤である者又は重症者等で歩行不能又は歩行での移動が著しく困難であること
- ③ 医師の指示による緊急その他やむを得ないものと認められること

イ 支給額

「経済的な通常の経路により移送した費用」の全額

ウ 請求手続き

- 請求書→「移送費・家族移送費請求書」
添付書類→・移送を必要とする医師の意見書（原本）
・領収書（原本）

(10) 市町村等の医療費助成制度の適用を受けたとき・適用停止になったとき

組合員又は被扶養者が、居住地の市町村等が実施する医療費助成制度の適用を受けたとき、又は適用停止になったときは、速やかに手続きを行ってください。

この医療費助成を受けているため、保険医療機関等で支払いが免除又は軽減されたにもかかわらず共済組合からの給付金が支給された場合は、給付金を返納していただきます。

ア 適用を受けたとき

提出書類	・ 「医療費助成制度の適用について」（共済組合様式） ・ 市町村が交付する医療証の写し
------	--

イ 適用が受けられなくなったとき

提出書類	・ 「医療費助成制度の適用停止について」（共済組合様式） ・ 市町村からの停止に関する通知文等の写し
------	---

(注) 所得制限、年齢制限、転居等により医療費助成が受けられなくなったときは、共済組合からの給付が受けられません。届出が遅れると共済組合からの給付ができない場合がありますので、速やかに提出してください。

ウ 医療費助成の種類

市町村等では、条例等に基づきさまざまな助成を行っています。助成制度や内容は地方公共団体によって異なりますが、主として次の助成を行っています。助成内容や申請方法は、お住まいの市町村等へお問い合わせください。

- (ア) 障がい者（児）医療
- (イ) 乳幼児（こども）医療
- (ウ) ひとり親家庭等の医療
- (エ) 老人医療費助成制度（65歳～74歳の方）ただし、後期高齢者医療制度対象者は除く。

(11) 特定疾病療養受療証が必要なとき

特定疾病とは、長期にわたって高額な医療費が必要となる治療をしなければならない疾病として、厚生労働大臣が定めるものをいいます。特定疾病に係る診療については、特例により自己負担限度額が軽減されています。

この軽減措置を受けるためには、「特定疾病療養受療証」が必要ですので、下記のとおり申請手続きをしてください。

申請手続

申請書→「特定疾病療養受療証申請書」（申請書内に医師の証明が必要）

特定疾病

①血友病 ②人工透析を受ける必要のある慢性腎不全 ③抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（H I V感染を含み厚生労働大臣の定める者に限る。）

(12) 公立学校共済組合高齢受給者証を受けるとき

70 歳になる月に「高齢受給者証」を共済組合から組合員あてに送付します。

保険医療機関で受診される際には、必ず「組合員証」と「高齢受給者証」を併せて窓口に提示して下さい。

なお、65 歳以上 75 歳未満の方で、市町村から「医療受給者証」の交付を受けたときは共済組合へ届け出てください。（☞Ⅲ-13ページ (10) 参照）

(13) 医療貸付け

医療を受けるため、資金が必要なときに申し込むことができます。☞Ⅳ-1ページ参照

(14) 高額医療貸付け

高額療養費の給付対象となる療養費の支払をするため、資金が必要なときに申し込むことができます。

☞Ⅳ-8ページ参照

4 交通事故等でケガや病気をしたとき

(1) 共済組合への連絡

交通事故などで第三者（以下「加害者」）の行為により、組合員又は被扶養者（以下「被害者」）がケガや病気をしたときは、加害者が治療費などを負担するのが原則です。

しかし、加害者の対応等の諸事情により組合員証又は被扶養者証（以下「組合員証等」）の使用を希望する場合は、速やかに共済組合へ事故の発生状況等を連絡し、(2) の手続きを行うことで組合員証等の使用による治療が可能です。

(注1) ケガの程度が軽微な場合などは、組合員証を使用せずに自費診療で治療し、加害者（加害者加入の保険会社）に治療費を支払わせる等により、当事者間で解決する場合は共済組合への連絡は不要です。

(注2) 第三者の行為には、喧嘩や食中毒などが含まれます。

(2) 組合員証等を使用する場合の手続き

(ア) 第三者行為に係る傷病により、組合員証等を使用するときは、次の書類を共済組合に提出してください。

ア 「損害賠償申告書」	イ 「事故報告書」	} 共済組合の様式
ウ 「事故発生状況報告書」	エ 加害者の「誓約書」	
オ 「同意書」		
カ 自動車安全運転センターの「交通事故証明書」（原本）		
キ 医師の「診断書」（写し）		
ク 物損事故で届出の場合や同乗者等で交通事故証明書に被害者の氏名が記載されていない場合は「人身事故証明書入手不能理由書」		

(イ) ひき逃げ等により加害者が不明の場合

上記イ「事故報告書」及びウ「事故発生状況報告書」を提出してください。後日、加害者が判明した場合は直ちに共済組合へ連絡し、上記ア及びエ〜クを追加で提出してください。

(ウ) 自損事故の場合

上記イ「事故報告書」及びウ「事故発生状況報告書」を提出してください。

交通事故にあったときは直ちに次のことをしましょう。

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 警察に連絡する | どんな小さな事故でも、警察に連絡してください。 |
| 2 | 加害者を確認する | 運転免許証・車検証等で相手等確かめてください。 |
| 3 | 医師の診察を受ける | 軽いケガでも、必ず医師の診断を受けてください。 |
| 4 | すぐ共済組合に連絡する | ①組合員を使用する場合は、共済組合に事故状況等を連絡し、使用の了承を得てください。
②「損害賠償申告書」・「交通事故証明書」など、 必要書類を提出してください。 |
| 5 | 安易に示談しない | 相手の主張に安易に同意しないでください。また治療が終了しない間は示談を急がないでください。 |

(3) 組合員証等を使用して治療を受けた場合の取り扱い

第三者加害行為によるケガなどの治療のために組合員証等を使用することは、共済組合が治療費用を負担するのではなく、加害者に代わって一時立替をしているにすぎません。そのため、後日、加害者（又は加害者加入の自賠責保険会社・任意保険会社…交通事故の場合）に対して治療費用相当分（過失割合による調整あり）を共済組合から請求します。このことから、組合員証を使用した場合は必ず、共済組合に(2)の書類を提出してください。

また、組合員が医療機関窓口で負担した金額について、一部負担金払戻金等が支給された場合は、組合員に対して給付金の返還請求を行います。

5 公務によりケガや病気をしたとき

組合員の公務上や通勤途上におけるケガや病気にかかる療養に要する補償については、「地方公務員災害補償法」により地方公務員災害補償基金が行います。この場合は、所属所を通じて教育委員会の担当部署又は災害補償基金に連絡してください。原則として、組合員証を使用しての受診はできません。

ただし、やむを得ず組合員証等を使用した場合（傷病の発生時において公務上であることが明らかでなかった等）は、公務災害の認定があった段階で共済組合へ連絡してください。

地方公務員災害補償基金大阪府支部	06-6941-4440
地方公務員災害補償基金大阪市支部	06-6208-7538~9
地方公務員災害補償基金堺市支部	072-228-7407

6 休職・休業等で報酬が無給又は減額になったとき

(1) 傷病手当金・傷病手当金附加金

ア 支給要件

(ア) 組合員が公務によらない病気やケガの療養のため連続して3日以上勤務することができず、報酬の減少があったとき※に、4日目から支給します。

※ 報酬の8割が支給されている時でも支給する場合があります。

(イ) 傷病手当金附加金は、傷病手当金の支給期間を経過後、療養のため引き続き勤務することができないときに支給します。退職後は支給対象外です。

イ 給付額及び支給期間

区分	給付額	支給期間
傷病手当金	支給開始日の属する月以前の直近の継続した 12か月の標準報酬月額平均額×1/22 (注1) ×2/3×日数 (注2)	通算して1年6か月間 (結核性の病気は3年間)
傷病手当金附加金 (現職のみ)		6か月間

(注1) 【直近の継続した期間が12か月に満たない場合】

※給付日額＝「次の(ア)又は(イ)のいずれか少ない額」×1/22

(ア)「傷病手当金支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額平均額」

(イ)「傷病手当金支給開始日の属する年度の前年度の9月30日における平均標準報酬月額」

(注2) 週休日(土曜・日曜)については支給しません。

ウ 請求手続き

請求書→「傷病手当金・傷病手当金附加金請求書」(暦月ごとに作成)

添付書類→・請求月の月末まで処理済みの「出勤簿」等の写し

・請求月の「給与支給明細書」の写し(給与支給明細書が発行されない場合は不要です。)

※請求月の給与支給において給与が調整されず、翌月以降の調整となった場合は、調整した月の給与支給明細書もしくは戻入及び追給額がわかる書類が必要です。

・障害厚生(共済)年金(遺族年金を除く)等の受給者は「年金証書」の写し

※年金額が改定されたときは、改定通知書の写しをその都度提出してください。

エ 報酬等との調整

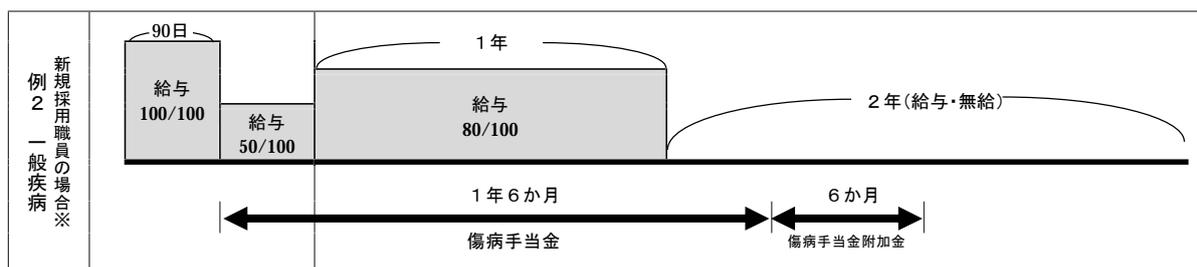
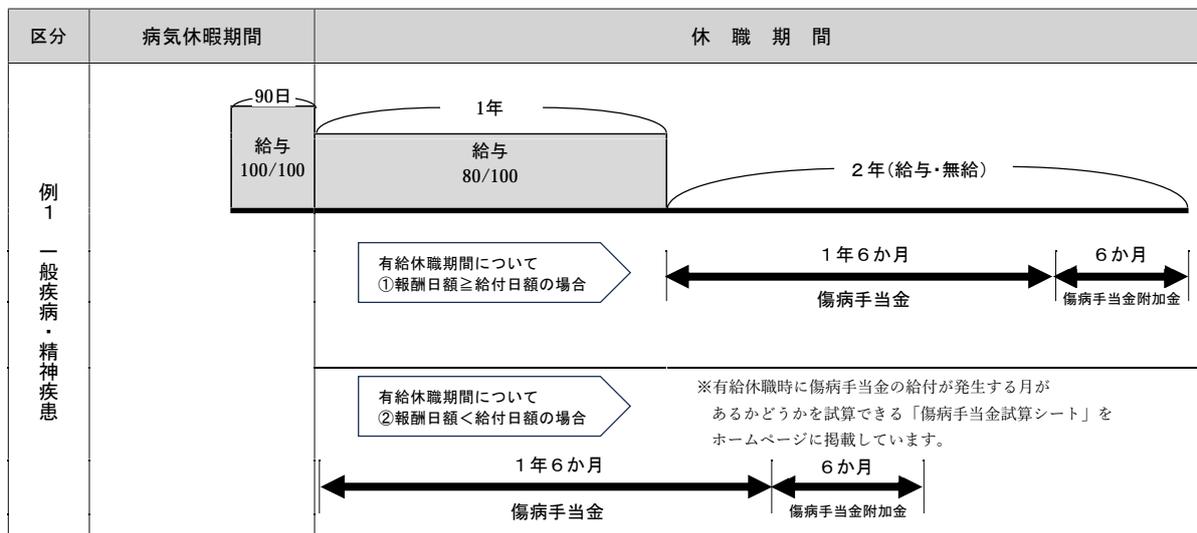
(ア) 報酬との調整

傷病手当金の支給期間に対し、「報酬」の全部又は一部が支給される場合は、その金額を控除して傷病手当金を支給します。

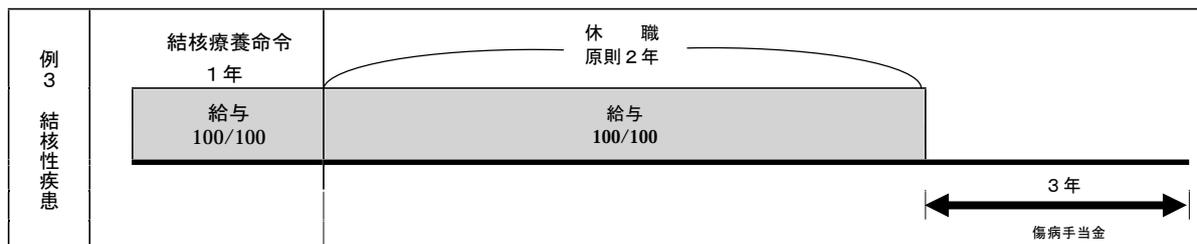
調整方法は、支給される「報酬」を日額になおした額(以下「報酬日額(※)」という。)と傷病手当金の「給付日額」を比較することにより調整します。

(※) 日々の勤務に対して支給されると考えられる給与(給料月額等)は、対象月の要勤務日数分の1の額となり、日々の勤務とは関係なく一定の要件が満たされれば定額が支給される給与(扶養手当等)は、22分の1の額

*「報酬日額」が「給付日額」を上回っている場合は傷病手当金を支給せず、下回った時点が傷病手当金の支給開始日となります。



※新規採用職員以外であっても、給料が半減される場合は該当します。



(イ) 障害厚生（共済）年金等との調整

傷病手当金の受給中に、老齢厚生（退職共済）年金、障害厚生（共済）年金等又は障害手当金を受けることになったときは、その年金額より傷病手当金の額が多い場合、その差額を支給します。

（傷病手当金と障害厚生（共済）年金等を重複して受給することはできません。）

(ウ) 出産手当金との調整

病気やケガの療養のため勤務することができない期間と出産のため勤務できない期間とが重複し、傷病手当金と出産手当金の支給要件が発生した場合は、出産手当金の支給を優先します。

オ 退職後の給付

退職後の給付について 📄 IV-7ページ参照

(2) 傷病手当金からの掛金控除

傷病による無給休職のため、給料から控除されなかった掛金は、共済組合に申し出をすることにより、傷病手当金から控除されます。

提出書類→「共済掛金控除依頼書」

(3) 傷病手当金からの貸付償還金控除

傷病による無給休職のため、給料から控除されなかった貸付償還金は、「貸付金控除依頼書」を提出することにより、傷病手当金から控除されます。 📄 IV-4ページ参照

(4) 休業手当金 ※介護欠勤に伴う申請については **SSC**

ア 支給要件

組合員が下記の事由により欠勤し、報酬の全部又は一部が支給されないとき

イ 給付額

標準報酬日額(標準報酬月額×1/22) × 50% × 日数

ウ 支給事由及び支給期間

支 給 事 由	支 給 期 間
被扶養者の病気やケガ	全期間
組合員の配偶者の出産	出産の日を含む 14 日
組合員又は被扶養者の不慮の災害	災害発生の日から 5 日
組合員の婚姻又は被扶養者等の婚姻若しくは葬祭	結婚式の日を含む引き続き 7 日 死亡の日から 7 日
被扶養者でない配偶者又は一親等の親族(子の配偶者は除く)の病気やケガ	14 日 (引き続き 14 日間のうち欠勤した日)
通信教育の面接授業	通信教育の面接授業に要する期間

エ 請求手続き

請 求 書 → 「休業手当金請求書」(暦月ごとに作成)

添付書類 → ・ 「欠勤届等」の写し

- ・ 請求月の月末まで処理済の「出勤簿」の写し
- ・ 時間単位で欠勤した場合は「給料の減額に関する報告書」の写し
- ・ 請求月の「給与支給明細書」の写し
- ・ 請求月の給与が調整された月(※調整月)の「給与支給明細書」の写し

※請求月の翌月の給与支給において調整されている場合は、翌月の給与支給明細書の写しが必要です。なお、翌月以降に支給される給与で調整されない場合は、戻入額がわかる書類が必要です。

- ・ **SSC** による請求の場合は、「報酬支給証明」(共済様式)

オ 報酬等との調整

(ア) 報酬との調整

支給対象日に、報酬の一部が支給される場合は、その金額を控除して休業手当金を支給します。

(イ) 傷病手当金又は出産手当金との調整

傷病手当金又は出産手当金が支給される期間内に休業手当金の支給事由が生じた場合は、休業手当金は支給しません。

(5) 出産手当金

ア 支給要件

組合員が出産のため勤務できなくなり、産前産後期間内に報酬の全部又は一部が減額されたとき

イ 給付額

支給開始日の属する月以前の直近の継続した 12 か月の標準報酬月額×1/22 (注1) ×2/3×日数

(注1) 【直近の継続した期間が 12 か月に満たない場合】

※給付日額＝「次の(ア)又は(イ)のいずれか少ない額」×1/22

(ア) 「出産手当金支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額の平均額」

(イ) 「出産手当金支給開始日の属する年度の前年度の9月30日における平均標準報酬月額」

ウ 支給期間

出産の日(出産の日が産前の予定日後であるときは、産前の予定日)以前 42 日(多胎妊娠の場合は 98 日)から、産後の日 56 日までの間において勤務しなかった期間



エ 請求手続

請求書 → 「出産手当金請求書」(暦月ごとに作成)

添付書類 → ・請求月の月末まで処理済の「出勤簿」の写し

・請求月の「給与支給明細書」の写し

※請求月の給与支給において調整されず、翌月以降の調整となった場合は、調整した月の給与支給明細書もしくは戻入及び追給額がわかる書類が必要です。

・多胎妊娠の場合は、その旨の医師の証明書(原本)

オ 報酬等との調整

(ア) 報酬との調整

報酬が支給されている間は、出産手当金は支給しません。

ただし、出産手当金の支給額以下に減額されたときは、その差額を支給します。

(イ) 休業手当金との調整

休業手当金が支給される期間に出産手当金の給付事由が生じた場合は、出産手当金を支給し、休業手当金は支給しません。

(ウ) 傷病手当金との調整

出産手当金と傷病手当金の受給権を有していて、出産手当金の満額より傷病手当金の額が多い場合、出産手当金が優先して支給され、その差額を傷病手当金として支給します。

カ 退職後の給付

引き続き組合員期間が 1 年以上あり、給付要件を満たす場合に支給します。👉IV-7ページ参照

(6) 育児休業手当金

ア 支給要件

組合員が育児休業の承認を受けて、勤務に服さなかったとき

イ 給付額

期 間	給 付 額
育児休業開始日から180日目まで (注1)	標準報酬日額 (標準報酬月額 \times 1/22) \times 67%※ \times 日数 (注2)
181日目から	標準報酬日額 (標準報酬月額 \times 1/22) \times 50%※ \times 日数

(注1) 育児休業開始日から休業日数(土・日・祝日等含む。)が通算して180日に達するまでの給付率は67%です(暫定措置)。

(注2) 週休日(土曜・日曜)については給付しません。

※の額が給付上限相当額以上の場合は、下表の給付上限相当額を適用します。

期 間	給付上限相当額 (67%)	給付上限相当額 (50%)
R3. 8. 1~R4. 7. 31	13,722 円	10,240 円
R4. 8. 1~R5. 7. 31	13,878 円	10,356 円
R5. 8. 1~	14,097 円	10,520 円

ウ 支給期間と請求手続き

(ア) 子が1歳の誕生日の前日まで (育児休業を取得している組合員が支給対象)

支給期間

育児休業を取得した期間のうち、育児休業の開始日から育児休業に係る子(以下「当該子」という。)が1歳に達する日(1歳の誕生日の前日)までの期間が支給期間です。

支給期間は、育児休業の末日、もしくは当該子の1歳の誕生日の前日のいずれか早い日です。

請求手続き

育児休業開始日以降に請求してください。

請 求 書→「育児休業手当金(変更)請求書」

添付書類→・「育児休業承認請求書」の写し

・「育児休業承認通知書」の写し

・育児休業開始月の「給与支給明細書」の写し(開始月が1日の時は、前月のもの)

なお、育児休業期間に変更(延長又は短縮)があった場合は、「育児休業手当金(変更)請求書」と変更後の「育児休業承認通知書」の写しを提出してください。

(イ) 子が1歳の誕生日以降の延長措置 (該当者のみが支給対象)

当該子の1歳の誕生日以降について、次のとおり支給期間の延長措置があります。

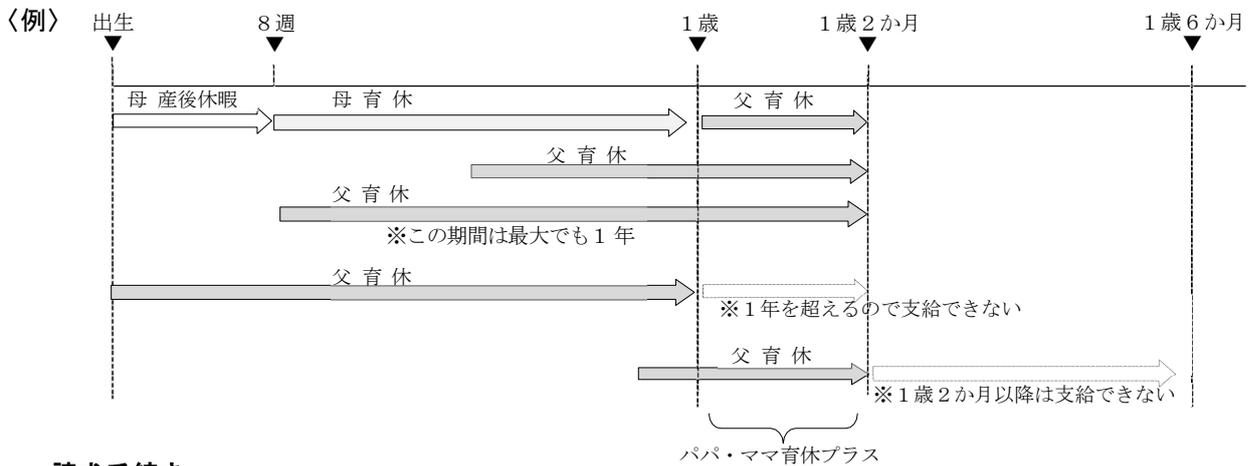
①「パパ・ママ育休プラス」による延長措置

支給期間

組合員の配偶者が、当該子が1歳に達する日以前に育児休業を取得している場合、組合員の支給期間を当該子が1歳2か月を迎える日の前日までの期間(ただし、支給期間は誕生日および産後休暇を含む最大1年間)(注記1)に延長します(父母がともに育児休業を取得した場合の延長措置です)。

注記1: 支給期間は、当該子が1歳2か月を迎える日の前日までの期間のうち、当該子の誕生日及び産後休暇を含む1年間です。

組合員が出産後に産後休暇を取得しそのまま育児休業を取得する場合は、組合員の支給期間は当該子が1歳に達する日まで(誕生日及び産後休暇を含む最大1年間と同じ)となるため、「パパ・ママ育休プラス」による支給期間の延長措置はありません。



請求手続き

育児休業開始日以降に請求してください。

請求書→「育児休業手当金(変更)請求書」

添付書類→・「育児休業承認請求書」の写し

・「育児休業承認通知書」の写し

・育児休業開始月の「給与支給明細書」の写し（開始月が1日の時は、前月のもの）

・「住民票記載事項証明書」等、配偶者との続柄を確認できる書類の原本

・育児休業手当金を請求する組合員の配偶者が、当該子が1歳に達する日以前に育児休業を取得していることを証明する書類（「辞令」の写し等）

なお、育児休業期間に変更（延長又は短縮）があった場合は、「育児休業手当金(変更)請求書」と変更後の「育児休業承認通知書」の写しを提出してください。

②「総務省令で定める要件に該当するとき」の延長措置

支給期間

当該子の1歳の誕生日（注記2）時点において、保育所に入れない等の【総務省令で定める要件】（以下「延長要件」という。）に該当し、1歳の誕生日（注記2）以降も延長要件が継続する場合（注記3）は、当該子が2歳に達する日（2歳の誕生日の前日）まで支給期間を延長します。

注記2：「パパ・ママ育休プラス」による延長措置が適用される場合は、「パパ・ママ育休プラス」により延長された支給期間の終了日の翌日

注記3：当該子の1歳の誕生日（又は「パパ・ママ育休プラス」により延長された支給期間の終了日の翌日）以降の全期間において、延長要件に該当していることが必要です。

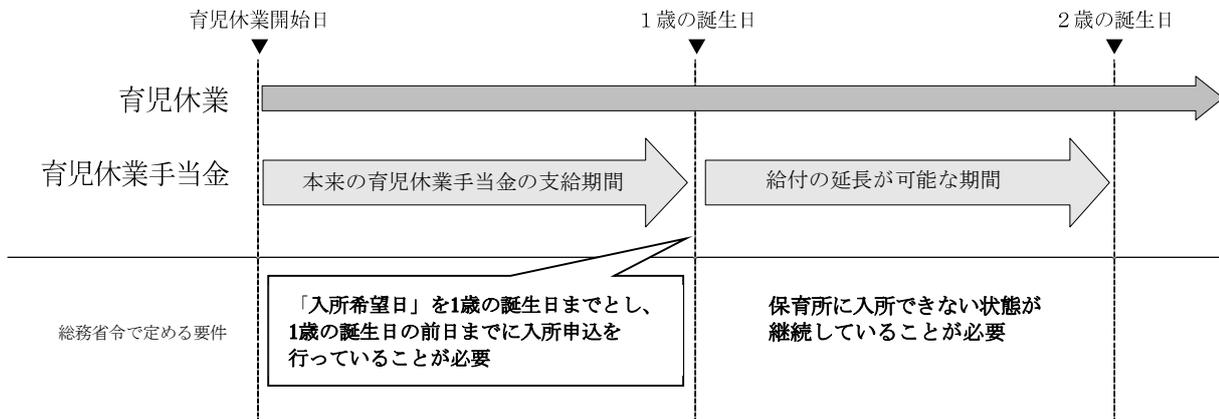
「総務省令で定める要件（延長要件）」と添付書類は次のとおりです。

【延長要件①】

育児休業に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日後の期間について、その実施が行われない場合

当該子の1歳の誕生日の前日までに、保育所入所希望日を1歳の誕生日以前の日として市区町村に保育の申し込みを行っているが、1歳の誕生日以降の期間について、その実施が行われない場合です。

※ 1歳の誕生日以降も保育所等の入所保留状態が継続していることが必要です。



請求手続き

延長要件①に該当する場合、当該子の1歳の誕生日以降に請求してください。

- ・請求書→「育児休業手当金請求書(1歳超分)」
- ・添付書類・市区町村長が発行した「保育所入所不承諾の通知書」等(原本)又は「保育待機状態であることの市区町村長の証明書」
 - ※「保育所入所不承諾の通知書」等において入所希望日の確認ができない場合は、入所希望日の記載のある保育所への入所申込書の写しを添付してください。
- ・1歳を超えてからの育児休業期間変更(延長又は短縮)がある場合は、変更後の「育児休業承認通知書」の写し

請求書の請求期間欄の記入について

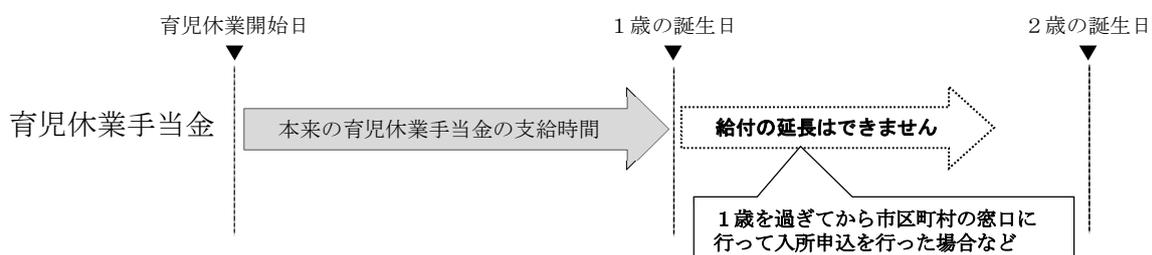
- ・1歳以降の延長給付は、保育所等の入所保留(待機)状態の実績を確認したうえで支給します。そのため、請求時点で到達していない未来月の期間での請求はできません。
- ・請求期間は、原則、市区町村の「入所不承諾通知書」等で入所保留(待機)が確認できる期間までです。したがって、毎月給付を受けるためには、請求月ごとの「入所不承諾通知書」等を添付のうえ、毎月請求手続きを行う必要があります。

請求にあたっての注意事項

下記の事由に該当する場合は、延長給付の対象外です。

- ・入所申込み時に電話等で自治体に問い合わせた結果、「保育所等の空きがない」との回答を得て、保育所等への入所申込みを行っていない場合
- ・1歳の誕生日を過ぎた入所希望日で保育所等への入所申し込みを行い、入所保留(待機)状態となった場合
- ・保育所等へ入所が決定した場合や保育所等へ入所が可能であるにもかかわらず、入所辞退した場合
- ・保育所等への入所申込みを取下げた場合
- ・入所不承諾の通知書等の有効期限が切れた後に引き続き、再度の入所申込みの更新をしていない場合(年度が替わると再度の申し込みが必要な自治体が多いので、申し込み先の自治体へ事前にご確認ください。)
- ・転居した際に転出先の自治体で、引き続き、保育所等の入所申込みを行っていない場合

(対象外の一例)



【延長要件②】

常態として育児休業に係る子の養育を行っている配偶者であって、当該子が1歳に達する日後の期間について、常態として子の養育を行う予定であったものが次のいずれかに該当した場合

- (1) 死亡したとき
- (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業に係る子を養育することが困難な状態になったとき
- (3) 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業に係る子と同居しないこととなったとき
- (4) 6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき

請求手続き

延長要件②に該当する場合は、事前(当該子が1歳になるまで)に共済組合までご連絡ください。延長要件②に該当されるかどうかの確認と、必要書類の案内を行います。

請求は、当該子の1歳の誕生日以降に行ってください。

- ・請求書→「育児休業手当金請求書(1歳超分)」
- ・添付書類
- (1)の場合
 - ・世帯全員について記載された「住民票」の写し
 - ・「母子健康手帳」の保護者名が記載されているページの写し
- (2)の場合
 - ・保育を予定していた配偶者の状態についての医師の「診断書」等
 - ・「母子健康手帳」の保護者名が記載されているページの写し
- (3)の場合
 - ・世帯全員について記載された「住民票」の写し
 - ・「母子健康手帳」の保護者名が記載されているページの写し
- (4)の場合
 - ・「母子健康手帳」の保護者名が記載されているページの写し

※状況により、組合員からの「申立書」等の提出をお願いする場合があります。

- ・1歳を超えてからの育児休業期間変更(延長又は短縮)がある場合は、変更後の「育児休業承認通知書」の写し

【延長要件③】

育児休業等の申出をした組合員について産前産後休業の期間が始まったことにより、育児休業等をする期間が終了した場合であって、産前産後休業の期間が終了する日(産前産後休業の期間の終了後に引き続き当該産前産後休業期間中に出生した子に係る新たな育児休業等の期間が始まった場合には、新たな育児休業等の期間が終了する日)までに、当該産前産後休業の期間に係る子の全てが、次のいずれかに該当した場合

- (1) 死亡したとき
- (2) 養子となったことその他の事情により当該組合員と同居しないこととなったとき

なお、当該産前産後休業取得前の育児休業期間が育児休業手当金の支給対象外の場合は、延長要件に該当しません。

請求手続き

延長要件③に該当する場合は、速やかに共済組合までご連絡ください。延長要件③に該当されるかどうかの確認と、必要書類の案内を行います。

【延長要件④】

育児休業等の申出をした組合員について介護休業を開始するため、育児休業等をする期間が終了した場合であって、介護休業の期間が終了する日までに、当該介護休業の期間の休業に係る対象家族が、次のいずれかに該当した場合

- (1) 死亡したとき
- (2) 離婚、婚姻の取消、離縁等により当該対象家族と組合員との親族関係が消滅したとき

なお、当該介護休業取得前の育児休業期間が育児休業手当金の支給対象外の場合は、延長要件に該当しません。

請求手続き

延長要件④に該当する場合は、速やかに共済組合までご連絡ください。
延長要件④に該当されるかどうかの確認と、必要書類の案内を行います。

【延長要件⑤】

育児休業等の申出をした組合員について新たな育児休業等の期間が始まったことにより、当該申出に係る育児休業等をする期間が終了した場合であって、当該新たな育児休業等の期間が終了する日までに、当該新たな育児休業等の期間の休業に係る子の全てが、次のいずれかに該当した場合

- (1) 死亡したとき
- (2) 養子となったことその他の事情により当該組合員と同居しないこととなったとき
- (3) 特別養子縁組の成立の請求に係る家事審判事件が終了したとき(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)
または、養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたとき

なお、当該育児休業等取得前の育児休業期間が育児休業手当金の支給対象外の場合は、延長要件に該当しません。

請求手続き

延長要件⑤に該当する場合は、速やかに共済組合までご連絡ください。
延長要件⑤に該当されるかどうかの確認と、必要書類の案内を行います。

エ 雇用保険法との調整

育児休業手当金は、同一の育児休業について雇用保険法の規定による育児休業給付の支給を受けることができるときは、共済組合からは支給しません。

(7) 育児休業中の掛金等免除について



育児休業を取得する組合員については、共済組合に申し出ることにより、原則、その育児休業を開始した日の属する月から、その育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金等は免除されます。(制度の詳細は👉 I-9ページ参照)

提出書類 → 「育児休業掛金免除申出書」

(8) 育児休業中の貸付金猶予

育児休業中の貸付金の償還について、「償還猶予申出書」の提出により猶予します。👉 IV-3ページ参照

(9) 介護休業手当金 **SSC**

ア 支給要件

組合員が、介護休暇を取得した場合で、報酬の全部又は一部が減額されたとき

イ 支給期間

組介護者について介護が必要な継続する状態 ※ごとに、介護休暇の日数を通算して66日を超えない期間
※ その症状の軽快、悪化に関わらず、介護を必要とする状態が終息せずに引き続いていることをいいます。

ウ 適用除外

介護休暇を時間単位で取得した場合

エ 要介護者

- (ア) 配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹
- (イ) 組合員と同居の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子、配偶者の父母の配偶者

オ 給付額

$\text{標準報酬日額}(\text{標準報酬月額} \times 1/22) \times 67\% \times \text{日数}$	給付率 67%は暫定措置です。
---	-----------------

※の額が給付上限相当額以上の場合は、下表の給付上限相当額を適用します。

期 間	給付上限相当額 (67%)
R3. 8. 1～R4. 7. 31	15,102 円
R4. 8. 1～R5. 7. 31	15,266 円
R5. 8. 1～	15,513円

カ 請求手続き

請 求 書→「介護休業手当金請求書」（暦月単位で作成）

添付書類→・「介護休暇願」の写し

- ・介護休暇の取得が短縮になった場合は、「状況変更届」の写し
- ・請求月の月末まで処理済の「出勤簿」の写し
- ・請求月の「給与支給明細書」の写し
- ・請求月の給与が調整された月（※調整月）の「給与支給明細書」の写し
※請求月の翌月の給与支給において調整されている場合は、翌月の給与支給明細書の写しが必要です。なお、翌月以降に支給される給与で調整されない場合は、戻入額がわかる書類が必要です。
- ・同居が要件になっている方については、その旨を確認できる書類、又は申立書
- ・ **SSC** による請求の場合は、「報酬支給証明」（共済様式）

キ 報酬との調整

支給期間に報酬の全額又は一部が支給される場合は、その金額を控除して介護休業手当金を支給します。

ク 雇用保険法との調整

介護休業手当金は、同一の介護休業について雇用保険法の規定による介護休業給付の支給を受けることができるときは、共済組合から支給はしません。

(10) 介護休業中の貸付金償還猶予

介護休業中の貸付金の償還について、「償還猶予申出書」の提出により猶予します。👉IV-3ページ参照

7 災害にあったとき

(1) 弔慰金・家族弔慰金

ア 支給要件

組合員又は被扶養者が、火災、水害、地震、その他の非常災害又は予測し難い事故により死亡したとき
(ア)「その他の非常災害」とは、津波、台風、がけ崩れ、落雷、雪崩、竜巻等の主として自然現象をいいます。

(イ)「予測し難い事故による」とは、次の全ての要件に該当するかどうかを勘案して判定します。

- a 客観的に見て社会通念上予想し難い不慮の事故であること
- b 事故直後に医療効果が得られないような状態で死亡したこと
- c 原則として他動的原因に基づくものであること

イ 給付額

区 分	給 付 額	受給権者
弔 慰 金	標準報酬月額×100/100	組合員の遺族（注）
家族弔慰金	標準報酬月額× 70/100	組 合 員

(注) 📄 VII-11ページ「遺族の範囲」参照

ウ 請求手続

請 求 書 → 「弔慰金・家族弔慰金請求書」

(2) 災害見舞金

ア 支給要件

組合員又は被扶養者が火災、水害、地震、その他の非常災害により住居又は家財が損害を受けたとき

(ア) 非常災害には、盗難は含みません。

(イ) 住居とは、組合員又はその被扶養者が現に生活の本拠としている建物のことで、自宅、借家、公営等の別を問いません。ただし、物置、納屋等は含みません。

(ウ) 家財とは、住居以外の生活上必要な一切の財産のことで、山林、田畑、宅地、貸家などの不動産及び現金、有価証券等は含みません。

(エ) 組合員とその被扶養者が別居している場合には、被扶養者の住居又は家財も組合員の住居又は家財の一部として取り扱います。

イ 給付額

[火災、震災等の場合]

損 害 の 程 度	災害見舞金
1 住居及び家財の全部が焼失し又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額×3.0
1 住居及び家財の2分の1以上が焼失し又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の全部が焼失し又は滅失したとき 4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額×2.0
1 住居及び家財の3分の1以上が焼失し又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の2分の1以上が焼失し又は滅失したとき 4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額×1.0
1 住居又は家財の3分の1以上が焼失し又は滅失したとき 2 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額×0.5

[水害の場合]

浸水の程度	災害見舞金
床上 120 cm以上	標準報酬月額 × 1.0
床上 30 cm～120cm 未満	標準報酬月額 × 0.5

ウ 請求手続

災害が発生した場合は、速やかに共済組合まで連絡ください。災害現場を確認した上で、損害の程度を判定しますので連絡が遅れると支給できないことがあります。

請求書 → 「災害見舞金請求書」

提出書類 → ・ 「災害状況報告書」
・ 「住居・家財明細書」
・ 「り災証明書」 (原本)
・ 「家屋平面図」
・ り災現場の写真
・ 新聞記事があればその切抜き
・ り災月の「給与支給明細書」の写し
・ 「住民票」 (原本)

(3) 災害による特別見舞金 (災害対策事業資金)

ア 支給要件

- (ア) 組合員又は被扶養者が、災害救助法が発動された地域で被害を受け、短期給付の災害見舞金の給付を受けるとき
- (イ) 組合員又は被扶養者が、災害救助法が発動された地域外で、災害救助法が発動された事由と同一の事由で非常災害を受け、かつ、短期給付の災害見舞金の給付を受けるとき

イ 支給額

30,000 円

ウ 請求手続

不要 (災害見舞金に連動して支給)

(4) 災害貸付け

水震火災、その他非常災害を受け、資金が必要なときに申し込むことができます。📁IV-1ページ参照

(5) 住宅災害貸付け

自己の用に供している住宅又は住宅の敷地が、水震火災、その他非常災害を受け、復旧に資金が必要なときに申し込むことができます。📁IV-2ページ参照

8 死亡したとき

(1) 埋葬料・埋葬料附加金

家族埋葬料・家族埋葬料附加金

SSC

ア 支給要件

(ア) 埋葬料

- a 組合員が、公務によらないで死亡したとき
- b 組合員が、資格喪失後3か月以内に死亡したとき

ただし、国民健康保険の被保険者若しくは他の医療保険の被扶養者の資格を取得した者に限る

(イ) 家族埋葬料

被扶養者（共済組合の扶養認定を受けている者）が死亡したとき

イ 請求者

(ア) 埋葬料

- a 死亡当時、被扶養者であった者（未成年者を含む。）
- b 被扶養者がいない場合は、埋葬を行った者

(イ) 家族埋葬料

組合員

ウ 給付額

区分	給付額
埋葬料	50,000 円
家族埋葬料	
埋葬料附加金	25,000 円
家族埋葬料附加金	

※埋葬を行った者（上記イ(ア) bの者）が請求する場合の給付額は、5万円までの範囲内で埋葬（葬儀等）に要した費用に相当する額を埋葬料として給付する。

また、埋葬に要した費用が5万円を超える場合は、当該埋葬に要した費用から5万円を控除した額（上限：2万5千円）を附加金として給付する。

※資格喪失後3か月以内に死亡した場合の請求においては、附加金の支給はありません。

エ 請求手続

請求書「埋葬料・附加金 家族埋葬料・附加金 請求書」

添付書類 → ・市区町村長が発行する「埋葬許可証」又は「火葬許可証」の写し

ただし、添付できない場合は、死亡診断書（原本）か戸籍抄本（原本）

- ・組合員の死亡時に被扶養者がおらず、実埋葬者が請求する場合は、埋葬（葬儀等）に要した費用の領収書及び内訳書（原本）※原本は確認後返却
- ・資格喪失後の埋葬料を請求する場合は、死亡時に加入している医療保険証の写し

(2) 組合員証の返納

組合員が死亡したときは資格を喪失しますので、組合員証等の返納手続きをしてください。

👉 II-5ページ参照

(3) 被扶養者の取消手続き

被扶養者が死亡したときは、被扶養者認定の取消し手続きをし、組合員被扶養者証の返納手続きをしてください。👉 II-13ページ参照

(4) 葬祭貸付け

葬祭を行うために、資金が必要なときに申し込むことができます。👉 IV-1ページ参照

(5) 遺族厚生年金

組合員または組合員であった者が死亡した場合に支給します。👉 VII-11ページ参照

(6) ファミリー応援金

組合員が在職中に死亡した場合に、ご遺族に5万円を給付します。👉 V-3ページ参照

IV 資金を必要とするとき

1 貸付事業について

組合員が臨時に資金を必要とするときは、目的に応じ各種の貸付制度が利用できます。

種別	申込事由	限度額 償還回数 利率(年利)	添付書類等
一般	組合員が、物品の購入等、臨時に資金が必要となったとき ※一般貸付けは、貸付けを受けてから 2年間は借換えできません。	200万円 120回以内 1.32%	①必要額が確認できる書類(写) (契約書、注文書、請書、請求書、支払日が概ね1か月以内の領収書) (※1)見積書は不可 (※2)送金額が100万円未満の場合は、省略可
教育	組合員、被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは兄弟姉妹が、学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(幼稚園を除く)、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校又は理事長が定める要件に該当する外国の教育機関に入学又は修学するために資金が必要となったとき	550万円 ※1学年で必要とする額 250回以内 1.32%	次の①と②の書類が必要です。 ①在学証明書(学生証は不可。在学証明書が発行されない時点では合格通知書(写)又は入学許可書(写)) ②1学年以内に必要とする経費及び納入期限が確認できる書類(写) ・授業料納入通知書、学費明細書 ・下宿代(賃貸借契約書等の写しが必要) ・寮費等確認できる書類 ・通学定期券(申込時点で未購入の場合、購入後に現物の写しの送付が必要) ・支払日が概ね1か月以内の領収書
災害	組合員又は被扶養者が、水震火災、その他非常災害を受け、資金が必要となったとき ※り災事実発生から3か月以内	200万円 120回以内 0.99%	①り災証明書(写)
医療	組合員、被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹もしくは父母(配偶者の父母を含む)が、医療を受けるために資金が必要となったとき	120万円 110回以内 1.32%	①医療費を要する事実を証明する書類 ・医師の診断書(写) ※発行日から1か月以内
結婚	組合員又は子が、結婚にあたり資金が必要となったとき ※結婚の前後6か月以内	200万円 120回以内 1.32%	次の①又は②と③の書類が必要です。 ①婚姻前の申込みの場合 ・結婚する事実を確認できる書類(式場の挙式申込受理書(写)等) ②婚姻後の申込みの場合 ・婚姻の事実を確認できる書類(婚姻届受理証明書等) ③必要額が確認できる書類(写)(契約書、請求書、支払日が概ね1か月以内の領収書)
葬祭	被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母(配偶者の父母を含む)の葬祭を行うため資金が必要となったとき ※死亡日から2か月以内の葬祭	200万円 120回以内 1.32%	次の①と②の書類が必要です。 ①葬祭対象者の死亡の事実及び組合員との続柄が確認できる書類(戸籍謄本等) ②必要額が確認できる書類(写)(契約書、注文書、請書、請求書、支払日が概ね1か月以内の領収書)
特別	再任用組合員等(臨時的任用職員、定年前再任用短時間勤務職員など)の任期を定めて任用される職員が臨時に資金が必要となったとき ※任用期間の範囲内で返済が可能な金額・償還回数が上限となります。	200万円 残任期月数の範囲内 1.32%	次の①と②の書類が必要です。 ①任期が確認できる発令通知書等(写) ②送金額が100万円を超える場合は、必要額が確認できる書類(写) ※任用が引き続き予定の場合でも償還回数は、申込時点で発令されている期間です。

住宅関連の貸付け	住宅	組合員が、自己の用に供する住宅・敷地の購入や新築・増改築・修理又は借入（敷金）をするために資金が必要となったとき	1,800万円 360回以内 1.32%	<p>●住宅貸付け等の添付書類については、新築、マンション購入、修理等の申込事由ごとに異なり、多岐にわたるため「住宅貸付けのしおり」を作成しています。また、貸付申込書が一般貸付け等と異なりますので、住宅貸付けを申し込まれる場合は、事前に資料を請求してください。「住宅貸付けのしおり」及び申込書類等を逕送便で送付します。</p> <p>●住宅貸付け等は、貸付後、6か月以内に完了報告の提出が必要です。</p> <p>※貸付限度額は、組合員期間等により組合員ごとに算出します。</p> <p>※住宅貸付けは、受付日が決まっています。「住宅貸付けのしおり」に受付日程表を同封しますので、日程を確認のうえ、事前に予約してください。</p>
	介護構造住宅	組合員が要介護者に配慮した構造を有する自己の用に供する住宅の新築等をするために資金が必要となったとき	300万円 360回以内 1.06%	
	住宅災害	組合員が自己の用に供している住宅若しくは住宅の敷地が、水震火災その他の非常災害により5分の1以上又はこれと同程度の損害を受け、復旧に資金が必要となったとき	1,900万円 360回以内 0.99%	

(1) 貸付申込手順

下記の条件、次ページの注意事項等を確認のうえ、下表の必要書類等を持参のうえ、**組合員本人が貸付担当窓口で申し込みください**。郵送等での受付は行っていません。

※住宅貸付け・介護構造住宅貸付け・住宅災害貸付け（住宅関連の貸付け）については、一般貸付け等と**貸付申込書**が異なりますので、ご注意ください。

必要書類等	受付時間等	貸付日（送金日）
①貸付申込書（所属所長の証明が必要） ②貸付借用証書 ③貸付事業における個人情報に関する同意書 ④借入状況等申告書 ⑤最新の給与支払明細書 ⑥組合員証（保険証） ⑦送金先の金融機関等が確認できるもの（通帳や口座番号等が確認できるカード等） ⑧申込書に使用した印鑑（ゴム印等不可） ⑨その他、貸付種別ごとに必要な添付書類	住宅関連以外の貸付け 9:30～17:00 （12:00～13:00 除く） 締切日：毎月10日 ※土・日・祝日の場合は直前の平日に繰上げ	毎月26日 ※土・日・祝日の場合は直前の平日に繰上げ
	住宅関連の貸付け 受付日が決まっていますので、「住宅貸付けのしおり」に同封する「住宅貸付申込受付日程表」で日程を確認のうえ、事前に予約してください。	

(2) 貸付けの条件

ア 組合員期間が申込みをする月を含めて引き続いて6か月以上あること

イ 償還内容等が以下の条件を満たしていること

- ・ 共済組合の毎月償還の1か月の総額が給料月額額の3/10以内
- ・ 共済組合のボーナス償還金の1回の総額が給料月額額の6/10以内
- ・ 共済組合へ返済年額と、共済組合以外の金融機関等への返済年額の合計が、給料月額額の4.8倍以内

ウ 支部長が償還（返済）の確実性があると認める者であること

※支部長が償還の確実性があると認められない者とは

1. 現に給与の差押えを受けている者
2. 懲戒を事由とする停職等の処分を受け、給与の支給が見込めない者
3. 過去に貸付保険の適用を受けた者
4. 破産又は民事再生に関する一連の手続きを予定、既に手続きを行った者
5. 前各号に掲げるほか、支部長が債務不履行に至る恐れがあると認めた者

【注意事項等】

- **一般・教育・災害・医療・結婚・葬祭**貸付けの未償還元金と申込金額の合計額が**700万円**を超える申込みはできません。
- **生活費の補てん**や**借金の返済**等には利用できません。
クレジットカード払いや、自動車購入等で既にローンを組まれている金額は**対象外**です。
- 申込限度金額は、各種別の限度額以下かつ必要額の範囲内で、**10万円単位**（10万円未満切捨て）です。
例）300万円の自動車購入で145万円をローン、残り155万円を一括で支払う（カード払いを除く。）場合
申込限度額：150万円（ローンを組まれている額は貸付対象外。必要額の10万円未満切捨て）
- **再任用組合員等（臨時的任用職員、定年前再任用短時間勤務職員など）の任期を定めて任用される職員**は、**特別貸付けのみ**ご利用いただけます。
特別貸付けの限度額は「**給料月額×3/10×貸付月の翌月から起算した残任期月数**」、償還限度回数は「**貸付月の翌月から起算した残任期月数**」です。
残任期月数は、貸付申込時点で発令されている期間になります。その後、任期が引き続く予定であっても残任期月数には含めません。再任用勤務も年度ごとの更新のため、年度ごとに計算します。
例）9月貸付けで、任期が翌年3月31日までの場合、10月～翌年3月の6か月となります。
- 育児休業期間中及び介護休業期間中も申込みできます。
- 貸付けを受けている者は借換えする場合を除き、当該貸付けと同一種類の貸付けはできません。

(3) 償還（返済）方法について

- ・ **定期償還**……貸付金は、給料やボーナスから源泉控除します。
- ・ **繰上償還**……貸付金の一部、若しくは全額を繰り上げて償還できます。
- ・ **即時償還**……借受人が一定の事由に該当した場合には直ちに全額を償還していただきます。

ア 定期償還

※**償還方法（回数・償還額・ボーナス併用）は、貸付後に変更できませんので、ご注意ください。**

(ア) 毎月償還

貸付月の翌月の給料から元利均等額で源泉控除します。

申込みにあたっては、**共済組合の貸付償還金の1か月の総額が給料月額の30%（3/10）以内になるようにしてください。**

(イ) ボーナス併用償還

貸付金が**100万円以上**の場合は、ボーナス償還の併用ができます。

毎月償還と併せて、6月・12月のボーナスから元利均等額で源泉控除します。

ボーナス償還額は、貸付額の**50%以内**で**50万円単位**となります。

償還回数は毎月償還回数の**1/6**の範囲内で、1回あたりの貸付償還総額が給料月額の**60%（6/10）**以内になるようにしてください。

(ウ) 償還年額の限度額

共済組合の貸付償還金の1年間の合計額 { (毎月償還額×12) + (ボーナス償還額×2) } に、民間の金融機関等へ返済する1年間の返済額を合算した額が、給料月額の**4.8倍**を超える申込みはできません。

(エ) 育児休業、介護休業、配偶者同行休業の場合の償還猶予と復職後の償還

「償還猶予申出書」の提出により、償還を猶予します。

ただし、府費負担及び大阪市、堺市費負担教職員の育児休業者は申出不要です。（自動的に猶予）

なお、猶予した償還金は、復職後、猶予した期間の償還額と通常月の償還額を併せて給料から自動的に控除します。ボーナス償還の猶予分も、同様に復職後のボーナスから控除します。

(オ) 疾病やケガによる無給休職の場合の償還、償還猶予

給与支給機関からの償還金の控除不能の報告に基づき、毎月振込書を送付しますので、銀行等から振り込んでください。

ただし、共済組合が傷病手当金・附加金を支給する間は、申出により傷病手当金等から控除することができます。傷病手当金等からの控除を希望される場合は「貸付金控除依頼書」を提出してください。傷病手当金等の受給期間が終了した場合は、振込書を送付しますので銀行等から振り込んでください。なお、傷病手当等の受給が満了した場合は、償還を猶予できますので、猶予を希望される場合は「償還猶予申出書」を提出してください。

イ 繰上償還

(ア) 一部繰上償還…未償還額の一部を繰り上げて償還します。(年2回受付)

受付期間	5月中・11月中
振込期間	7月上旬・1月上旬

一部繰上償還を希望する場合は、「一部繰上償還申出書」に「最新の給与支払明細書(写し)」を添えて郵・通送で提出してください。所属所の本人あてに通送便で振込書を送付しますので、銀行等から振込んでください。

(イ) 全額繰上償還…未償還額の全額を繰り上げて償還します。(毎月受付)

全額繰上償還を希望する場合は、「全額繰上償還申出書(送付用)」に「組合員証(写)」と返送用切手(特定記録郵便料金)を添えて、全額繰上償還希望月の前月25日までに提出してください。償還希望月の前月末から償還希望月の月初めに振込書を送付します。

振込期間は毎月1日から20日までです。(土・日・休日の場合は直前の平日)

ウ 即時償還

借受人が下記の事由に該当したときは、未償還元利金の全額を即時に償還していただきます。

- ・組合員の資格を喪失したとき
- ・申込みの内容に偽りのあることが認められたとき
- ・住宅貸付け等で貸付規程による完了報告書を提出しないとき
- ・住宅貸付け等の対象物件の所有者が他に移転したとき
- ・その他貸付規程に違反したとき

(4) 貸付金利率等について

ア 貸付金利率

共済組合の貸付規程に定められており、この利率は、地方公務員共済組合連合会の定款で定められている基準利率(*)の変動に応じ変動します。(変動利率)

*基準利率とは、退職等年金給付の額の算定の基礎となる給付算定基礎額のうち利子を求めるための率です。

イ 貸付金保険料

平成19年4月以降の貸付分(新規・借換え)から貸付金保険料が一部借受人負担となり、**貸付金利率に貸付金保険料充当金率 年0.06%(平成19年4月～)が加算**されます。

	年利(令和6年4月現在) (保険料充当金率 0.06%を含む。)
一般・特別・住宅・教育・医療・結婚・葬祭貸付け	1.32%
住宅災害・災害貸付け	0.99%
介護構造部分に係る貸付け	1.06%

※ 東日本大震災に伴う貸付け等、上表に記載のない利率については、共済組合ホームページをご覧ください。

(5) 既に借受中で新たに貸付けを希望する場合【借換制度】

同じ種類の貸付けの借換えを申し込む場合は、新規の貸付金から借受中の未償還額を差し引いた額を送金します。

(例) 一般貸付けの場合【貸付限度額200万円】

未償還額	358,668円
＋必要額	1,700,000円
	<hr/>
	2,058,668円 → [申込額200万円]

2,000,000円（申込額）－358,668円（未償還額）＝1,641,332円 **[送金額 1,641,332円]**

なお、一般貸付けについては、前の貸付日から**2年以上経過するまで借換えはできません。**

(6) 団信制度（「団体信用生命保険」＋「債務返済支援保険」）について【任意加入】

○団体信用生命保険（「だんしん」）

団体信用生命保険（「だんしん」）とは、組合員が貸付償還中に万一死亡したり、一定の障害状態となった場合に、保険会社が組合員に代わって貸付未償還額を弁済する保険です。

○債務返済支援保険

債務返済支援保険とは、「だんしん」の適用を受けている組合員が、病気・傷害または所定の精神障害により就業障害状態となったとき、貸付金の返済金相当額（平均返済月額）が保険金として加入者に支払われる保険です。

ア 対象貸付け

住宅・住宅災害・介護構造住宅・教育

イ 適用資格

貸付金額が 50 万円以上であって、適用申込の際、健康状態が定められた告知事項に合致すること等が必要です。詳しくは「団信制度適用申込の手引」をご確認ください。

ウ 保険料

保険料は、毎年 1回 12 か月分を適用者が指定する口座から引き落とします。また保険料については、適用者の規模等により毎年見直されます。

(ア) 団体信用生命保険（だんしん）

貸付金額 10 万円につき月額 16 円（R6.4 現在）、保険料は元金の減少に伴い減っていきます。

(例) 貸付金額 520 万円の場合の初年度保険料は

$$520 \text{ 万円} \div 10 \text{ 万円} \times (16 \text{ 円} \times 12 \text{ か月}) = 9,984 \text{ 円 (年額)}$$

(保険料は所得税の生命保険料控除の対象外です。)

(イ) 債務返済支援保険

毎月の返済額とボーナス返済額の年間合計額を 12 で除した返済金相当額 1万円あたり月額 97 円（R6.4 現在）

(例) 返済金相当額 30,000 円の場合

$$30,000 \text{ 円} \div 10,000 \text{ 円} \times (97 \text{ 円} \times 12 \text{ か月}) = 3,492 \text{ 円 (年額)}$$

(保険料は、控除限度額以内で介護医療保険料控除の対象となります。)

エ 申込手続き

貸付申込時に「団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書」を提出してください。保険料引き落としのため、金融機関への届出印が必要です。中途加入は、毎年 10・11 月の2か月間のみの受付となります。債務返済支援保険のみの中途加入はできません。

2 住宅貸付けの条件等について

詳細は「住宅貸付けのしおり」をご確認ください。

(1) 住宅貸付けの条件

- ・ [IV-2ページ](#)の「(2) 貸付けの条件」に該当すること
- ・ 組合員が居住するため、住宅の購入や新築、修理等に資金を必要とする場合
- ・ 貸付対象物件から現在の所属所への通勤が可能であること
- ・ 住宅用敷地の購入の場合、貸付後5年以内に住宅建築を完了すること
- ・ 貸付対象物件の購入代金、工事費用等に未払金があること

(2) 貸付限度額

貸付金額は10万円を単位とし、10万円から最高1,800万円までです。

ただし、購入等物件代金の未払金額（原則として最終代金）の範囲内です。また金融機関等からの借入を予定している場合は、その額を差し引いた範囲内となります。

貸付限度額は、組合員期間又は仮定退職手当の額から算出し、いずれか高い方が貸付限度額になります。算出額が、1,800万円以下の場合はその額の10万円未満の端数を切り捨てた額、また1,800万円を超える場合は1,800万円が上限です。

ア 組合員期間により算出する方法

組合員期間	計算方法	最高限度額
6か月以上3年未満	給料月額×10	算出した額が1,800万円を 超えるときは1,800万円
3年 以上5年未満	給料月額×15	
5年 以上10年未満	給料月額×25	
10年 以上20年未満	給料月額×35	
20年 以上	給料月額×45	

※ 給料月額について

算出基礎となる給料月額には、教職調整額（4%）を含みます。ただし、地域手当や、管理職手当等は含みませんのでご注意ください。

(府費負担教職員の場合は、給与明細書の「給料月額」欄でなく「給料」欄の額です。)

※ 組合員期間について

貸付申込みの日の属する月まで引き続く期間が6か月必要です。

地方公務員等共済組合法に基づく他の共済組合又は国家公務員共済組合法に基づく共済組合の期間を含みます（ただし、退職手当の支給を受けていないことが条件）が、これ以外の共済組合（私立学校教職員共済組合等）の組合員期間は含みません。なお、休職・育児休業期間は組合員期間に含みます。

イ 仮定退職手当に基づき算出する方法

一般的に上記アの方法による限度額の方が、仮定退職手当に基づき算定する限度額より高くなるため、原則アの方法により限度額を算出します。仮定退職手当に基づき算出する限度額を希望する場合は、所属所で確認のうえ、自己都合の場合の退職手当支給率で算出し、条例の条文と表をコピーし、原本に相違ないことの所属所長の証明を受けてください。

(3) 介護構造住宅の場合の貸付限度額の特例

対象物件が在宅介護のための構造・設備を備えるために必要な額の範囲内で、その金額が300万円を超えるときは、300万円が貸付限度額となります。なお、住宅貸付けの限度額とは別枠扱いです。

(4) 住宅が災害にあった場合の貸付限度額の特例

組合員が居住している住宅又は住宅の敷地が、水震火災その他の非常災害により、災後1年以内に新築等をする場合の貸付限度額は、次の2つの場合によって異なります。

ア 損害程度が5分の1以上 → 前記(2)で算出した額の2倍に相当する額で上限額は1,900万円

イ 損害程度が5分の1未満 → 前記(2)で算出した額の1.5倍に相当する額で上限額は1,800万円
注) 損害程度5分の1以上の場合の貸付利率は、通常の住宅貸付けより低利の「住宅災害貸付け」の取り扱いができます。ただし、5分の1未満の場合の貸付利率は通常の住宅貸付けと同じです。

3 その他

(1) 借入状況等申告書及び貸付事故者等の所属所長通知の実施について

共済組合の貸付償還額の1年間の合計額と民間の金融機関等へ返済する1年間の返済額を加算した額を自己申告いただく書類です。また、貸付申込時の添付書類の虚偽事実が判明した場合や貸付保険事故が発生した場合、貸付規程に違反した事実が判明した場合に所属所長に通知することの同意をもらい受ける書類です。

(2) 貸付金保険料充当金率とは

共済組合の貸付事業は、組合員の年金資産(退職等年金経理)からの借り入れ等によって運営されています。貸付金の債権を保全するため、現在、保証人や担保権の設定を行わない代わりに、共済組合が保険会社と貸付保険契約を締結しており、その保険料の一部を借受人が負担することとしています。これは、民間金融機関における「保証料」に相当するものです。

貸付保険料の一部を負担するための一定の利率を「貸付金保険料充当金率」といい、その率を貸付金の利率に加算し、毎月の給与及びボーナスの償還金とあわせて徴収します。

(3) 償還状況について

個人情報保護のため、電話での照会には応じておりません。貸付決定時または一部繰上償還時に送付する「償還表」でご確認ください。

府教育庁及び府立学校については総務事務システム(SSC)で確認できます。

SSC

(4) 「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の発行について

住宅貸付け又は住宅災害・介護構造住宅貸付けを10年以上の償還期間で借受けた方については、共済組合より「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を送付します。

証明書は「住宅借入金等特別控除」(確定申告、年末調整)の添付書類となりますので大切に保管してください。

【発行予定時期】 貸付けを受けた年(1回目) ⇒ 翌年1月頃に送付

貸付けを受けた翌年以降(2回目以降) ⇒ 毎年10月頃に送付

※「年末残高等証明書」は、上記対象者に自動的に発行しますが、所得額や、購入時期、物件等により控除対象にならない場合があります。詳しくは**税務署**でご確認ください。

※「完了報告書」の提出がない場合、年末残高等証明書の発行はできません。

(5) 退職・転出の場合の貸付金の償還手続き

ア 退職する場合

未償還金は、退職手当から控除します。退職手当から控除しきれない場合は、振込書を送付しますので、不足分を自己資金で償還してください。

※退職手当が支給されるまでの月数に応じ、利息が加算されます。

なお、退職までに全額繰上償還を希望する場合、退職月の全額繰上償還はできません。

例) 3月31日退職の場合、3月の全額繰上償還はできません。

イ 他府県の公立学校共済組合〈他支部〉へ転出する場合

届出により、転出先支部で引き続き償還できます。ただし、退職手当が支給される場合は、退職手当から控除します。

提出書類 ⇒ 「借受人異動届出書」

ウ 地方職員共済組合大阪府支部へ転出する場合

引き続き給与等から控除します。

提出書類 ⇒ 「徴収嘱託申出書」

エ 他の共済組合へ転出する場合

未償還金を一括返済してください。ただし、退職手当が支給される場合は、退職手当から控除します。また、返済資金を転出先の共済組合で借りの場合は、大阪支部発行の「貸付金残高証明書」が必要となりますので、貸付担当までご連絡ください。

※大阪支部への償還が完了するまでの月数に応じ、利息が加算されます。

(6) 全額償還後（完済）の借用証書について

貸付申込時に提出された借用証書は、返済が終わった翌月に返付します。在職者は所属所へ、退職者は自宅へ送付します。

(7) 高額医療・出産貸付けについて

高額医療・出産貸付けは、それぞれの給付金支給時に、貸付金を一括して控除します。高額医療・出産貸付けについては、任意継続組合員を含む全種別の組合員が利用できます。

高額医療・出産貸付けを希望される場合は、一般貸付け等と手続きが異なるため、貸付担当までご相談ください。

ア 高額医療貸付け

組合員本人又はその被扶養者が、「高額療養費」の支給の対象となる医療費の支払いのため資金を必要とする場合に、貸付けを受けることができます。

「限度額適用認定証」を利用した場合、高額医療貸付けは利用できません。高額療養費及び限度額適用認定書については、[☞Ⅲ-7ページ](#)をご覧ください。

イ 出産貸付け

組合員が「出産費又は家族出産費」の支給を受ける見込みがあり、かつ、次のいずれかに該当し、出産に係る支払いのため資金が必要な場合に、貸付けを受けることができます。

(ア) 貸付日が出産予定日まで2か月以内（多胎妊娠の場合4か月以内）の組合員又は被扶養者を有する組合員

(イ) 妊娠4か月（85日）以上の組合員又は被扶養者を有する組合員で、異常分娩又は母体保護法に基づく妊娠4か月以上の胎児の人工中絶により医療機関等に一時的な支払いが必要となった場合

出産費等の「直接支払制度又は受取代理制度」を利用する場合、出産費等を組合員ではなく医療機関等に支払うため、出産貸付けは利用できません。 出産費等については、[☞Ⅲ-3ページ](#)をご覧ください。

V 保健・福祉事業を利用するとき

組合員及びその家族を対象に、健康保持のための健診や、その他の各種保健事業を行っています。

各事業は年度により変更します。各事業の実施内容の詳細については、年度当初に配布する「公立学校共済組合大阪支部事業のご案内」及び年に3回発行する広報誌「共済おおさか」に掲載し、実施時期に所属所長あてに文書で通知します。これらの事業は、職務専念の義務免除扱いとなるものもあります。また、病気等による休職中の組合員も利用・申込できますので、自身の健康のためご活用ください。

なお、組合員資格がある方のみご利用可能です。資格喪失後にご利用された場合（長期組合員退職記念事業の施設利用券を除く）は、その費用を返還いただく場合がありますので、ご注意ください。

1 健診事業・健康づくり事業を利用するとき

(1) 特定健診等事業

死亡原因の約6割を占める生活習慣病の有病者・予備軍を減少させることを目的とした事業です。

事業名	実施機関等	備考
特定健康診査	契約健診機関	年度末年齢40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者あてに7月または10月頃に特定健康診査受診券を送付。ただし、組合員本人については定期健康診断を受診することで特定健康診査を受診したとみなすため送付しない。
特定保健指導	契約健診機関	特定健康診査の受診結果から、生活習慣病のリスクが高い者に特定保健指導利用券を送付

(2) 健診(人間ドック)事業

健診種別	実施機関等	備考	
共済健診（半日ドック）	契約健診機関	対象：全組合員	
器官別 検診		脳ドック	対象：40歳以上の組合員 脳のMRI、MRA、頸動脈超音波検査など
		女性検診	対象：全女性組合員 マンモグラフィ又は乳房超音波検査、子宮細胞診など
配偶者健診（半日ドック）			対象：40歳以上の被扶養配偶者

(3) 健康づくり事業

事業名	実施機関等	備考
健康づくりセミナー	委託機関	生活習慣病予防や心の健康づくりなど

(4) 腰痛予防事業

事業名	実施機関等	備考
腰痛予防講座 (巡回講師派遣方式・会場方式)	契約実施機関	・所属所等に理学療法士等の講師を派遣 ・契約実施機関が用意する会場で理学療法士等講師による講座を開催

(5) メンタルヘルス総合対策事業

事業名	実施機関等	備考
相談事業	大阪メンタルヘルス総合センター (OMC)	対面またはオンライン相談 📍 V-2ページ参照
研修事業		・職場研修支援事業（講師派遣・eラーニング研修） ・メンタルヘルスセミナーの開催
復職支援事業		休業者、復職者を対象としたメンタルヘルスセミナーの開催

2 相談事業を利用するとき

各種相談事業

事業名	事業内容	利用方法	自己負担額	対象者
大阪メンタルヘルス総合センター(OMC)による相談事業	大阪メンタルヘルス総合センターでの個別相談[予約制] (近畿中央病院・アウィーナ大阪での対面相談、Zoomによるオンライン相談)	電話予約：0120-556-879[通話料無料] 電話予約受付時間 平日9時～17時15分 Web予約：OMCのホームページから予約 相談時間 近畿中央病院：月～金曜日 9時～17時 アウィーナ大阪：毎週水曜日14時～17時、 毎週土曜日 9時～17時 (祝日・年末年始を除く。)	年度内 3回まで無料	組合員 及び 被扶養者
無料法律相談	法律事務所で弁護士による民事問題の相談	当支部福祉担当に電話で空き状況を確認のうえ、 仮予約後「無料法律相談申込書」を提出する。	無料	組合員
教職員電話健康相談24 (専門医相談※・小児救急相談を含む) [本部事業] ※ セカンドオピニオンとして活用可能	電話による健康・医療相談、小児科医による救急の相談、専門医相談や専門医医療機関情報等 [専門医相談のみ予約制]	相談先電話番号は、組合員専用ページに掲載 ・通話料無料 ・24時間・年中無休	無料	組合員 及び 被扶養者
女性医師電話相談 [本部事業]	女性医師による予約制電話相談、女医在籍医療機関の案内、看護師による一般健康相談等 [予約制]	相談先電話番号は、組合員専用ページに掲載 ・通話料無料 ・月～土(祝日・年末年始を除く。)10時～21時	無料	組合員 及び 被扶養者 (女性のみ)
電話・面談 メンタルヘルス相談 [本部事業]	電話によるメンタルヘルス相談 (希望により、電話相談から面談によるカウンセリングに移行も可能)	相談先電話番号は、組合員専用ページに掲載 ・通話料無料 ・自動音声ガイドにより、電話相談か面談によるカウンセリングかを選択できます。 (カウンセリングルームも選択できます。)	無料	組合員 及び 被扶養者
	全国のカウンセリングルームでの個別相談[予約制]	[電話による相談] 月～土(祝日・年末年始を除く。)10時～22時 [面談によるカウンセリング予約] 月～土(祝日・年末年始を除く。)10時～20時	年度内 5回まで無料	組合員 及び 被扶養者
Web相談(こころの相談) [本部事業]	専用Webでのメンタル相談	専用Web https://www.nh-c.jp/ ログイン番号は、組合員専用ページに掲載 24時間・年中無休(3営業日以内に返答) ※相談内容、及び回答内容はすべて暗号化されて送受信されます。	無料	組合員 及び 被扶養者
介護電話相談 [本部事業]	介護相談、介護サービス事業所の案内・取次ぎ、入居施設に関する案内・相談等	相談先電話番号は、組合員専用ページに掲載 ・通話料無料 ・月～土(祝日・年末年始を除く。)10時～18時	無料	組合員 及び 被扶養者
LINE相談 (メンタルヘルス相談) [本部事業]	LINEでのメンタル相談	ID又はQRコード(組合員専用ページに掲載)から友達追加し、トーク画面で利用規約を確認のうえ、相談 毎週土・日・月 18時～22時(祝日・年末年始も含む) 利用時間・回数：1日1回30～60分程度	無料	組合員
近畿中央病院によるメンタルヘルス相談 [本部事業]	臨床心理士が、心の悩みについて面談での相談に応じます。 [予約制]	電話予約：072-781-3712(代表) 「メンタルヘルス相談」とお伝えください。 電話予約受付時間 平日9時～17時	無料 (ご利用回数には制限があります。)	組合員 及び 被扶養者
近畿中央病院によるセカンドオピニオン相談 [本部事業]	専門医の意見や判断を提供するセカンドオピニオン相談を実施します。[予約制]	電話予約：072-781-3712(代表) 「セカンドオピニオン相談」とお伝えください。 電話予約受付時間 平日8時30分～17時15分	無料	組合員 及び 被扶養者

相談事業について、プライバシーは守られますので安心してご相談ください。

3 その他の事業を利用するとき

	事業内容	請求方法	
ファミリー応援金 [本部事業]	組合員が在職中に死亡した場合、または所定の高度障害状態となった場合に、5万円が給付されます。 制度内容に関するお問い合わせは、「福祉保険制度」照会センター（0120-778-599[通話料無料]）へ	【死亡】請求書類をお送りします。 【高度障害状態】以下の番号へお問い合わせください。 「福祉保険制度」請求相談センター（0120-660-998[通話料無料]）へ	
事業名	事業内容	自己負担額	対象者
退職予定者向け 共済制度・手続き案内	退職予定者向けの年金、医療保険その他の共済制度や手続きにかかるガイドブック及び説明動画を掲載します。 詳細は、大阪支部HPをご確認ください。	なし	退職予定の組合員
事業名	事業内容	申請方法	
長期組合員退職 記念事業	<p>当該年度内に退職予定で下記条件を満たす組合員に対し、大阪支部直営施設の利用券を贈呈します。 条件に該当する方は、退職(資格喪失)日までにご申請ください。</p> <p>◎対象者： 当該年度内に退職予定の組合員であって、以下の条件を満たす方 1. 公立学校共済組合加入期間が通算20年以上であること(注) 2. 申請時点で大阪支部現職の組合員資格を有すること ※ただし、過去に結婚25周年・永年勤続(単身者)記念事業の施設利用券の交付を受けた方は除く。 (注) 任意継続組合員の資格取得期間は除く。</p> <p>◎申請期間： 退職(資格喪失)予定の年度中(※ただし、以下の例外あり) 退職年度時に公立学校共済組合加入期間が通算20年未満の場合又は大阪支部現職の組合員資格を有していない場合であっても、その後、再任用等で組合員資格を再取得し、上記1及び2の条件を満たした場合は申請可能</p> <p>◎贈呈品： 施設利用券10,000円 ・ホテルアウィーナ大阪又は花のいえにおける宿泊、食事及びおせち料理購入(おせち料理購入はホテルアウィーナ大阪のみ)で利用可能 ・有効期限は、発行日から1年間 *施設利用券は、宿泊・会食利用補助(㊦V-4ページ参照)とあわせてお使いいただけます。</p>	<p>以下の必要書類を大阪支部 健康・福祉担当の窓口へ持参、または郵送</p> <p>◎必要書類： ・「長期組合員退職記念施設利用券交付申請書」*大阪支部HPに掲載 ・「組合員証」(=健康保険証)提示(郵送で申請する場合、コピーを添付) ・返信用切手： 定形50gの料金+簡易書留料金に相当する切手代 【R6.4月時点では返信用切手444円】 (郵送で申請する場合、必要) ※ただし、郵便事故等による遅配・不着等の責は負いかねます。</p> <p>◎「長期組合員退職記念施設利用券交付申請書」掲載場所 公立学校共済組合大阪支部 検索→大阪支部HPの手続きナビ内「厚生サービスの手続き」→「その他の厚生サービス」→「長期組合員退職記念事業」→「申請方法」より</p> 	

4 施設等の利用補助を受けたいとき

事業名	対象者	補助額等	対象施設	備考
結婚式場 利用補助	組合員 又はその子 ※挙式者に対する補助	<挙式補助額> 挙式・披露宴費用総額（税込）の20% 上限200,000円 ※1,000円未満は四捨五入	ホテル アウィーナ 大阪	ホテルアウィーナ大阪備え付けの「結婚式場利用補助・食事付宿泊券交付申請書」に記入し、ホテルアウィーナ大阪へ組合員証（組合員被扶養者証）を提示のうえ、申請書を提出 *申請書は大阪支部HPにも掲載
		<食事付宿泊券> 30,000円分 (5,000円券×6枚)	ホテル アウィーナ 大阪	※挙式者が被扶養者として認定されていない子の場合は、組合員の子に相違ない旨の所属所長の証明、又は市区町村長の続柄を証明するに足る証明書が必要。あわせて、組合員本人の組合員証も持参
		有効期間は発行日(挙式日)から1年間	花のいえ	
宿泊利用補助	組合員 及び 小学生以上の被扶養者	3,000円 ※1人1泊6,000円 (税抜) 以上の場合	ホテル アウィーナ 大阪	*補助回数 組合員・被扶養者あわせて1年度内12枚
		2,000円 ※1人1泊4,000円 (税抜) 以上の場合 (3,000円と2,000円の補助券あわせて右記補助回数まで)	花のいえ	*利用方法 組合員専用ページより組合員自身で利用者分の補助券を事前に印刷し、利用当日、施設へ利用者分の組合員証（組合員被扶養者証）を提示のうえ、補助券を提出
			その他の対象施設	
会食利用補助	組合員 及び 3親等以内の親族 ※組合員 又は 被扶養者 を必ず伴う 会食	2,000円 ※1回の会食につき、 1人5,000円（税込） 以上の場合	ホテル アウィーナ 大阪	*補助回数 1年度内で組合員1人につき、12人分補助 ※補助券は組合員1人につき、12枚出力可能
			花のいえ	*利用方法 組合員専用ページより組合員自身で利用者分の補助券を事前に印刷し、利用当日、施設へ組合員証又は組合員被扶養者証を提示のうえ、補助券を提出
会食利用補助 (おせち補助)	組合員 及び 3親等以内の親族	おせち1個につき、 3,000円 (個数制限なし)	ホテル アウィーナ 大阪	おせち申込後、「会食利用補助申請書（おせち）」に必要事項を記入のうえ、ホテルアウィーナ大阪へ提出
法要利用補助	組合員 又は 2親等以内の親族	法要費用総額（税込）の20% 上限50,000円 ※1,000円未満は四捨五入 ※別途要する費用（お布施等）は含まれない。 ※会食利用補助との併用は不可	ホテル アウィーナ 大阪	ホテルアウィーナ大阪備え付けの「法要利用補助申請書」に記入し、ホテルアウィーナ大阪へ組合員証を提示のうえ、申請書を提出 *申請書は大阪支部HPにも掲載 ※補助を利用するにはホテルアウィーナ大阪で供花等の注文が必要 ※組合員又はその2親等以内の親族が喪主を務める法要
トレーニング 施設利用助成	組合員 及び 16歳以上の被扶養者	各施設が定める 法人会員料金	スポーツ オアシス	初回利用時に組合員証（組合員被扶養者証）を提示し、法人会員証の発行を受け、利用の都度「組合員証」「法人会員証」の両方を提示することにより、法人会員料金にて施設利用可能
			コナミ スポーツ クラブ	初回利用時に組合員証（組合員被扶養者証）を提示し、法人会員証の発行を受け、利用の都度「法人会員証」を提示することにより、法人会員料金にて施設利用可能 (利用の際に提示を求められる場合があるため、「組合員証」を持参すること)
			※法人会員料金や施設所在地などの詳細は、大阪支部HPまたは各施設のHPをご覧ください。	

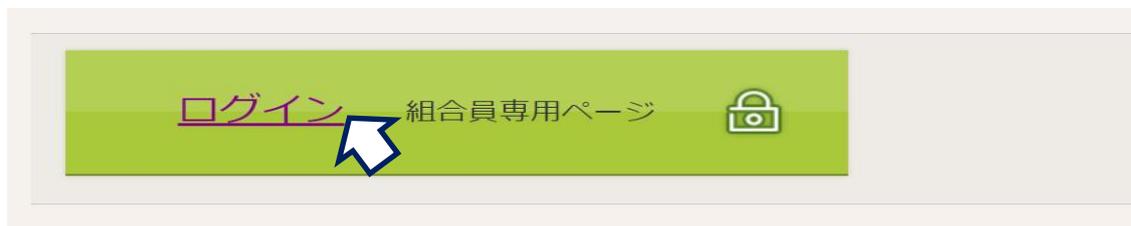
任意継続組合員の方は、利用できない事業があります。👉 VI-10ページ参照
詳しくは、年度当初に配布する「任意継続組合員用 厚生事業のしおり」をご覧ください。

● 宿泊及び会食利用補助券の発券・利用について

宿泊及び会食利用補助を利用するには、事前に組合員自身で補助券の発券が必要です。

(1) 発券方法

ア [公立学校共済組合大阪支部](#)で [検索](#)し、大阪支部HP内の「組合員専用ページ」をクリック



イ 「組合員証番号（半角英数字10桁）」と「0（半角アルファベット大文字0（OSAKAの1文字目））+ @ + 生年月日（西暦：半角数字8桁）」を入力し、ログイン

ウ ログイン後、画面右側にある「宿泊等利用補助券発行フォーム」より発券

※宿泊及び会食利用補助券の発行フォームマニュアル等はこちら 

【宿泊】

【会食】



(2) 補助券発券にかかる留意点等

- 支部で発券申請の差し戻し、取り消しをすることはできません。
- 補助券発券後の利用回数の変更はできません。
(注) 未使用の補助券を支部に返却しても利用回数の変更はできません。
また、支部で発券申請の差し戻し、取り消しをすることもできません。
- 補助券に印字されている施設名の修正はできませんので、入力時、必ずご確認ください。
- 同一年度内に利用日を変更したい場合は、補助券を再発券し、正しい利用日等必要事項を記入してご利用ください。
(注) 修正液や二重線等、ご自身で訂正された補助券はご利用できません。
- 翌年度（4月以降）のご利用分については、システム切替後の、4月1日0時以降に発券してください。
(注) 前年度に翌年度のご利用分を発券することはできません。また、前年度に発券した補助券を翌年度に持ち越してのご利用はできません。

(3) 対象施設

宿泊利用補助の対象施設については、大阪支部HPより確認できます。

[公立学校共済組合大阪支部](#) [検索](#)→「厚生サービスを利用する」→「宿泊施設を利用するとき」
→「厚生施設宿泊利用補助」→「補助内容」→「対象施設」

◇ご利用上の注意◇

- 利用当日、補助券の提出及び組合員証(被扶養者証)の提示がない場合、補助は受けられません。
- 有効期限を過ぎた補助券及び支部長印による訂正のない補助券は利用できません。
(利用日の属する年度に補助券を発券してください。)
- 以下1～5の不正利用が発覚した場合、補助した金額をすみやかに返金いただくとともに、当該年度について、該当する組合員証番号にかかる補助券の発券をとりやめます。
 1. 補助券の補助対象者以外への譲渡や偽造、改変等、補助券を不正に利用した場合
 2. 組合員証(被扶養者証含む。)を他人に貸す等、組合員証等を不正に利用した場合
 3. 利用当日に宿泊・会食利用補助の対象要件を満たさず、補助を受けた場合
 4. 公務出張に伴う宿泊に利用した場合
 5. 補助券のコピー又は再発行により、補助回数を超えた利用をした場合

VI 退職したとき

1 退職（資格喪失）に伴う手続き

(1) 健康保険の手続き

【退職後の医療保険の仕組み】

退職（任期満了）した日の翌日から、公立学校共済組合の組合員資格がなくなります。

また、他共済へ転出したときは、転出した日から組合員資格がなくなります。

資格喪失後は下記ア（常勤職員）、イ（非常勤職員）を参考に医療保険制度の手続きを行ってください。

ア 常勤職員の健康保険について

退職日（任期満了）の翌日から、公立学校共済組合の組合員資格が喪失します。退職後の進路により健康保険加入先が変わりますので、下表を参照ください。

非常勤職員の方の退職については☞VI-4参照

退職後の進路		健康保険加入先
A	再任用フルタイム勤務（38時間45分） 再任用短時間勤務（週20時間以上）	公立学校共済組合大阪支部
B	任期付職員及び 臨時的任用職員	
C	非常勤職員 （週20時間以上で2か月を超えて任用見込みがあり かつ賃金月額88,000円以上）	
D	健康保険制度の適用がある再就職 （他共済への転出を含む）	就職先の健康保険
E	再任用短時間勤務（週20時間未満） 非常勤職員（Cに該当しない） 健康保険制度適用のない再就職 再就職しない	①任意継続組合員（公立学校共済組合） ②国民健康保険 ③家族の健康保険の被扶養者 のいずれか

A：再任用フルタイム勤務(週38時間45分)・再任用短時間勤務(週20時間以上)

組合員証等	現職時の組合員証等をそのまま継続して使用できます。（注1）
扶養家族	扶養認定されている親族についても、原則、引き続き認定します。 （就職等で認定要件から外れる場合は、被扶養者認定取消申請を行ってください。）

(注1) 「組合員証等」とは、「組合員証」「組合員被扶養者証」「公立学校共済組合高齢受給者証」「公立学校共済組合特定疾病療養受領証」「公立学校共済組合限度額適用・標準負担減額認定証」「公立学校共済組合限度額適用認定証」のことを指します。

B：任期付職員・臨時的任用職員

(ア) 同一の任命権者による任用が9日以内(空白期間が8日以内)に行われる場合

前任用の終期後、次の任用の始期までの間、組合員期間は継続します。

組合員証等	現職時の組合員証等をそのまま継続して使用できます。
扶養家族	扶養認定されている親族についても、原則、引き続き認定します。 （就職等で認定要件から外れる場合は、被扶養者認定取消申請を行ってください。）

(イ) 同一の任命権者による任用が9日以内(空白期間が8日以内)に行われない場合 (注2)

前任用の終期後、次の任用の始期までの間、組合員期間は継続しません。

組合員証等	前任用の終期後の組合員証は、現在の勤務校又は資格担当へ返送してください。 新たな資格取得手続きにより、組合員証等を交付します。
扶養家族	組合員の新たな資格取得手続きの際に、被扶養者の認定申告が必要です。

(ウ) 異なる任命権者に任用される場合 (注2)

前任用の終期後、任用の始期までの間、組合員期間は継続しません。ただし、前任用の終了後、引き続き異なる任命権者に任用される場合、組合員証等の番号変更の手続きが必要となる場合があります。

組合員証等	前任用の終期後の組合員証は、現在の勤務校又は資格担当へ返送してください。 新たな資格取得手続きにより、組合員証等を交付します。
扶養家族	組合員の新たな資格取得手続きの際に、被扶養者の認定申請が必要です。

◎任命権者とは、大阪支部では次のように任命権者を区分しています。

府費負担教職員 (※豊能地区はそれぞれ異なる任命権者)	大阪市費負担教職員	堺市費負担教職員	政令市を除く市費負担及び 公立大学等の教職員
府費	大阪市費	堺市費	市費(注3)

(注2) 組合員期間が継続しない場合、その間に組合員証等を提示しての診療は受けられませんので、誤って受診された場合医療費等を返還いただくことになります。

(注3) 市が異なれば、異なる任命権者として扱います。

C: 非常勤職員(週20時間以上で2か月を超えて任用される見込み かつ 賃金月額88,000円以上)

(ア) 同一の任命権者による任用が1日もあかずに行われる場合は、組合員期間は継続します。

組合員証等	現職時の組合員証等をそのまま継続して使用できます。
扶養家族	扶養認定されている親族についても、原則、引き続き認定します。 (就職等で認定要件から外れる場合は、被扶養者認定取消申請を行ってください。)

(イ) 任用が1日以上空白期間をあけて行われる(注4)または、異なる任命権者に任用される場合、組合員期間は継続しません。ただし、前任用の終了後、引き続き異なる任命権者に任用される場合、組合員証等の番号変更の手続きが必要となる場合があります。

組合員証等	前任用の終期後の組合員証は、現在の勤務校又は資格担当へ返送ください。 新たな資格取得手続きにより、組合員証等を交付します。
扶養家族	組合員の新たな資格取得手続きの際に、被扶養者の認定申請が必要です。

(注4) Bとは扱いが異なり、同一の任命権者であっても、空白期間があれば前任用の終期後、次の任用までの間、組合員期間は継続しません。(一部市費間を除く)

D: 健康保険制度の適用がある再就職(他共済への転出を含む)

健康保険適用の有無は再就職先に確認ください。適用の場合、再就職先の健康保険が優先して適用されるため、共済の任意継続はできません。

組合員証等	組合員証等は使えなくなりますので、退職時の勤務校か資格担当へ返送してください。 資格喪失証明書が必要な場合、証返納時に◎「資格喪失証明書交付申請書」を添付し、資格担当へ提出してください。
扶養家族	組合員と同時に扶養家族も資格喪失しますので、引き続き健康保険の被扶養者として認定を希望する場合は、就職先で手続きをしてください。

E：再任用短時間勤務(週20時間未満)・非常勤職員(Cの条件に該当しない任用)・健康保険制度の適用がない再就職・就職しない

下記①～③より次に加入する健康保険制度を選択ください。

①公立学校共済組合の任意継続組合員になる（加入には要件があります☞VI-8参照）

組合員証等	退職時の組合員証等は使用できません（組合員証は切り替わります）。 事前申出をする方は、現職時の組合員証等は4月1日以降に資格担当へ返送ください。退職後に申出する方は申出書に添付してください。 任意継続組合員証は申出後、掛金の入金確認が完了次第順次交付します。
扶養家族	在職中から認定されている被扶養者については、認定を継続し、任意継続組合員被扶養者証を任意継続組合員証と併せて交付します。 ただし、組合員が任意継続組合員になると同時に、被扶養者が就職する等で認定要件を満たさなくなる場合は、任意継続組合員申出書内に扶養から外す旨を記載するか、任意継続組合員被扶養者証が届き次第、被扶養者認定取消申告を行ってください。

②国民健康保険に加入する

組合員証等	◎「資格喪失証明書交付申請書」に添付し、資格担当へ返送してください。
扶養家族	組合員と同時に扶養家族も資格喪失しますので、引き続きご家族の健康保険証が必要な場合は、国民健康保険の窓口にて確認してください。
手続き	お住まいの市区町村の国民健康保険の窓口にて、退職日より14日以内の手続きが必要です。加入には「資格喪失証明書」が必要です。 退職日以降に上記申請書を資格担当へ提出してください。資格担当に到着後、ご自宅へ証明書を送付します。

③家族が加入している健康保険の被扶養者になる

組合員証等	組合員証等は使えなくなりますので、退職時の勤務校か資格担当へ返送してください。 資格喪失証明書が必要な場合、証返納時に「◎資格喪失証明書交付申請書」を添付し、資格担当へ提出ください。
扶養家族	組合員と同時に扶養家族も資格喪失しますので、引き続き健康保険の被扶養者として認定を希望する場合は、ご家族が加入している健康保険組合等に確認してください。

イ 非常勤（公立学校共済組合大阪支部組合員）の健康保険について

退職日（任期満了）の翌日から、公立学校共済組合の組合員資格が喪失します。退職後の進路により健康保険加入先が変わりますので、下表を参照ください。

A：退職後、1日も空かずに下記の任用がある場合

組合員期間は継続します。

ア. 非常勤から正規職員 イ. 非常勤から任期付職員 ウ. 非常勤から臨時的任用職員

エ. 非常勤から（公立学校共済組合大阪支部加入の）非常勤

組合員証等	現職時の組合員証等をそのまま継続して使用できます。しかし、任命権者が異なる等により、職員番号が変更となる場合は、組合員証の切替えが必要です。
扶養家族	扶養認定されている親族についても、原則、引き続き認定します。（就職等で認定要件から外れる場合は、被扶養者認定取消申請を行ってください。）

B：退職後、1日以上間をあけて任用がある場合

前任用の終期後、次の任用の始期までの間、組合員期間は継続しません。（一部市費間を除く）

組合員証等	前任用の終期後の組合員証は、現在の勤務校又は資格担当へ返送してください。新たな資格取得手続きにより、組合員証等を交付します。
扶養家族	組合員の新たな資格取得手続きの際に、被扶養者の認定申告が必要です。

C：健康保険制度の適用がある（公立学校共済組合大阪支部以外への）再就職

健康保険適用の有無は再就職先に確認ください。

組合員証等	組合員証等は使えなくなりますので、退職時の勤務校か資格担当へ返送してください。資格喪失証明書が必要な場合、証返納時に◎「資格喪失証明書交付申請書」を添付し、資格担当へ提出してください。
扶養家族	組合員と同時に扶養家族も資格喪失しますので、引き続き健康保険の被扶養者として認定を希望する場合は、就職先で手続きをしてください。

D：就職しない・再任用短時間勤務(週20時間未満)・非常勤職員(社会保険加入の条件に該当しない任用)・健康保険制度の適用がない再就職

加入する健康保険制度と組合員証等の手続きについては☞VI-3の①～③を参照してください。

(2) 年金の手続き

一般組合員のみ

組合員種別は👉 I-1参照

① 一般組合員（公務員厚生年金）の資格を喪失（死亡退職を除く）又は転出する場合

資格喪失時の年齢等により、以下の処理を行います。提出書類は下表をご確認ください。

60歳以上で、年金の繰上げ請求を希望する方は、年金担当までご相談ください。👉 VII-5参照

	資格喪失前の任用形態	提出書類	書類の入手方法	事務処理★
ア	年金受給権が発生していない方 (64歳未満の方)	履歴書※4		年金待機者登録※1
イ	年金受給権が発生している方 (64歳以上の方及び障害年金受給者)	退職・資格変動調査票 (老齢・障害年金受給者用)	大阪支部ホームページ から様式をダウンロード	年金改定※2
ウ	他共済・他支部へ1日もあかず、 一般組合員として異動する職員	転出届書 履歴書※4	大阪支部ホームページ から様式をダウンロード	原票移管※3

★ 事務処理について

「年金待機者登録」※1	将来の年金請求に備え、年金決定に必要な情報（組合員期間や報酬額情報等）を登録します。 手続きについては、任命権者からの資格喪失情報の提供に基づき、事務を進めますので、原則、組合員からの手続きは不要です。 登録後、共済組合本部からご自宅へ「年金待機者登録通知書」等が届きます。
「年金改定」※2	年金額を再計算し、在職による年金支給停止を解除します。 なお、必要に応じて年金決定等の必要書類を本人あてに送付する場合があります。
「原票移管」※3	転出先に大阪支部での年金加入記録を引き継ぎます。 (例) 知事部局職員、市町村教育委員会の職員、他府県の公立学校の教員、国立の学校職員
「履歴書」※4	共済組合で2部必要です。退職手当用と併せて作成し、各教育委員会等の指示に従い、各教育委員会等を通じて提出してください。👉 VI-6参照 履歴書が必要 : 60歳以下の一般組合員の退職(資格喪失)・資格変動・転出及び公立大学。 履歴書が不要* : 再任用フルタイム勤務・任期付職員の退職(資格喪失)・資格変動・転出。 *履歴事項に行政処分等(禁錮以上の刑・懲戒・停職・退職手当の支給制限)がある方は、履歴書の提出が必要です。

② 死亡退職の場合

組合員が死亡した場合、その遺族に遺族厚生年金が支給されます。👉 VII-11参照

※遺族厚生年金を受けることができる遺族は、遺族の範囲と順位が定められています。

遺族厚生年金の請求は、履歴書が必要です。👉 VI-6参照

③ 短期在留外国人の資格喪失の場合

日本国籍を有しない年金受給資格期間10年未満の組合員が支給要件を満たす場合、脱退一時を請求できます。👉 VII-18参照

【履歴書の作成】

正規職員が一般組合員の資格を喪失する場合は、下記の「基本的な履歴書の流れ」を参考に、各教育委員会の案内に従って作成し、各教育委員会を通じて提出してください。

また、他共済や他支部へ「転出」する場合も、履歴書の提出が必要です。

履歴書の作成は、共済組合の年金用に2部必要です。

※通常は、退職手当用に1部・任命権者の控用に1部で合計4部必要です。

履歴事項に行政処分等(禁錮以上の刑・懲戒・停職・退職手当の支給制限)がある方は、正規職員以外の再任用フルタイム職員・任期付職員・12月超えフルタイム非常勤職員の方も履歴書を作成してください。

(年金の給付制限については👉VII-16参照)

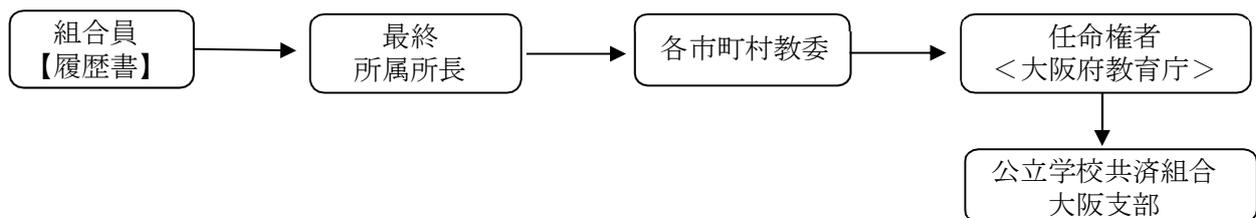
○履歴書の様式は、大阪支部ホームページからダウンロードできます。

○履歴書の記入例は、大阪支部ホームページ：手続きナビ➡様式集(諸用紙のダウンロード)➡長期給付関係(年金)の様式➡履歴書の記入例または記入要領を参照してください。

●基本的な履歴書の流れ

A：市町村立学校が最終所属の方 <府費負担教職員に限る>

※ただし、大阪市立・堺市立・豊能地区3市2町(豊中市・池田市・箕面市・豊能町・能勢町)の学校は除く。



B：上記を除く学校及び幼稚園が最終所属の方

① 大阪府立学校



- ②
- 豊能地区3市2町(豊中市・池田市・箕面市・豊能町・能勢町)立小中学校・幼稚園等
 - 岸和田市立産業高等学校・東大阪市立日新高等学校<市費負担>
 - 市立幼稚園等



③ 堺市立又は大阪市立学校

任命権者が履歴書を作成するため、組合員が履歴書を用意する必要はありません。
ただし、大阪市における退職手当の請求には、履歴書の作成が別途必要です。

C：上記A、Bを除く所属所が最終所属の方

任命権者が履歴書を作成するため、組合員が履歴書を用意する必要はありません。

- 大阪府教育庁の職員
- 大学の教職員

(3) 貸付金の償還手続き  IV-8ページ参照

(4) 退職後の給付

組合員が退職後、国民健康保険の被保険者又は家族が加入している医療保険の被扶養者(注1)の資格を取得した場合には、下表の給付に限って受けることができます。

(注1) 給付金が恒常的収入に該当し、他の医療保険の被扶養者としての認定基準を超える場合があります。給付を受けることで家族の医療保険の被扶養者になれない場合がありますので、退職後に加入される健康保険組合等へご確認ください。

任意継続組合員の資格を取得した場合は、下表の給付とは異なりますので「任意継続組合員のしおり」をご覧ください。

区分	支給要件	給付額	提出書類
出産費	組合員期間が1年以上あった者(注2)が、退職後6か月以内に出産したとき	500,000 円 ・産科医療保障制度加入機関において在胎 22 週以上で出産（死産含む）した場合 〔産科医療補償制度非加入機関〕での出産は、488,000 円	 III-3ページ参照
	※ 退職後に加入した健康保険組合等から同様の給付を受ける場合は給付されません。		
出産手当金	組合員期間が1年以上あった者(注2)が、出産予定日（出産日）が退職日から42日以内であるとき	支給開始日(注3)の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額×1/22×2/3×日数 (日数は土曜日及び日曜日を除く。) 支給期間は下記※の期間	◇出産手当金請求書(暦月単位で請求) ・退職後に加入した医療保険証の写し ・退職月の出勤簿の写し
	※ 出産手当金の支給期間は、出産の日（出産の日が出産予定日後であるときには出産の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は出産の日以前98日）から出産の日後56日までの間 ただし、退職日までの支給期間において、支給された報酬額が出産手当金の給付額を上回っていた場合は、出産手当金は支給されません。		
傷病手当金	組合員期間が1年以上あった者(注2)が、公務によらない傷病による療養のため、勤務に服することができず、退職日において次の①又は②に該当し、退職後も引き続き療養のため労務に服することができないとき ①傷病手当金を受給中に退職した。 ②退職日が療養のため勤務に服することができなくなった日から4日目以降であり、かつ退職日において療養のため勤務していない。	支給開始日(注3)の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額×1/22×2/3×日数 (日数は土曜日及び日曜日を除く。) 支給期間は1年6か月 (結核性の病気は3年)	◇傷病手当金請求書(暦月単位で請求) ・退職後に加入した医療保険証の写し ・年金証書の写し(年金受給者のみ) ※支給要件②の場合は、退職月の出勤簿の写し
	※ 老齢厚生(退職共済)年金、障害厚生(共済)年金、障害手当金及び障害基礎年金のいずれかの支給を受けることとなったとき以後は、傷病手当金の額が老齢厚生年金等の額を上回るときに、その差額を支給します。		
埋葬料	組合員が退職後3か月以内に死亡したとき	50,000 円	 III-28 ページ参照

(注2) 組合員期間の考え方は、任意継続組合員の加入要件と同様です。  VI-8ページ参照

(注3) 退職日の翌日から退職後の傷病手当金等を支給開始する場合は退職日となります。

2 任意継続組合員について

任意継続組合員制度とは、退職（任期满了）後、引き続き、在職中と同じように医療給付などの短期給付（休業手当金など一部を除く。）や福祉事業の一部を利用することができる制度です。年金制度への加入はありません。

退職日まで引き続き1年と1日以上組合員※であった方が、退職日から20日以内に「任意継続組合員申出書」を提出し、かつ、掛金を払い込むことにより、退職後、最長で2年間任意継続組合員になることができます。

ただし、退職日時点で年齢が75歳以上の方は、後期高齢者医療制度の適用となるため、申出できません。

また、任意継続組合員期間中においては、申出により、任意継続組合員でなくなることができます。詳細については、「任意継続組合員証」等の送付時に「任意継続組合員のしおり」を同封しておりますので、そちらをご確認ください。

※「1年と1日以上」の組合員期間には、公立学校共済組合以外の公務員共済の組合員期間も含まれます。

※「1年と1日以上」の組合員期間には、公立学校共済組合等の任意継続組合員であった期間は含まれません。

(1) 任意継続組合員の申出期間

- ・ 事前申出(在職中)：例年2月中旬頃まで
 - ・ 事後申出(退職後)：退職日から20日以内
- 年度末退職者については、事前申出期間があります。
詳細は、例年1月末頃の所属所へ送付する通知文及び大阪支部のホームページ(期間中のみ掲載)を確認してください。

(2) 提出書類

- ・ ◎「任意継続組合員申出書」(退職時の所属所長の受付印等が必要)
 - ・ 組合員証
 - ・ 組合員被扶養者証
 - ・ 高齢受給者証
 - ・ 「限度額適用認定証」又は「特定疾病療養受療証」
- 交付者のみ

(3) 任意継続組合員の被扶養者について

在職中から認定されている被扶養者が要件を満たしている場合は、引き続き認定を継続します。ただし、被扶養者の要件がなくなる場合は、下記のいずれかの手続きが必要です。

- ・ 「任意継続組合員申出書」を提出の際に、申出書内に被扶養者の認定を取り消す対象者の氏名を明記してください。
- ・ 「任意継続組合員証」等の到着後、「任意継続組合員のしおり」内の様式「任意継続被扶養者取消申告書」及び確認書類を提出してください。

(4) 国民年金への加入手続きについて

任意継続組合員制度には年金制度への加入はありませんので、任意継続組合員は、国民年金第2号被保険者の資格を喪失します。同様に、国民年金第3号被保険者であった被扶養者(配偶者)は、その資格を喪失します。

20歳以上60歳未満で日本国内に住所のある方は、国民年金第1号被保険者として国民年金に加入する必要がありますので、各自お住まいの市区町村の国民年金担当課で手続きをしてください。

なお、年金資格の喪失の証明には任意継続組合員証または被扶養者証を提示してください。任意継続組合員(被扶養者)として資格が継続している方に当共済組合の「資格喪失証明書」の交付はできません。

参考：(国民年金被保険者の種類)

種類	対象者
第1号被保険者	日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の者(第2号、第3号被保険者を除く。)
第2号被保険者	厚生年金第1～4号保険の被保険者(社会保険加入の会社員や公務員)
第3号被保険者	65歳未満の第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者

(4) 任意継続組合員の掛金額について

令和6年4月1日現在

区分	任意継続組合員の掛金率
短期	93.2/1000
介護	15.92/1000

ア 40歳以上65歳未満の方

任意継続掛金標準額×短期任意継続掛金率 + 任意継続掛金標準額×介護任意継続掛金率
〔円未満の端数切り捨て〕

イ 40歳未満又は65歳以上の方

任意継続掛金標準額×短期任意継続掛金率
〔円未満の端数切り捨て〕

任意継続掛金標準額は、次の(ア)又は(イ)のうち低い方の額です。

(ア) 退職時の標準報酬月額

退職した月の掛金の標準となった標準報酬月額をいいます。

(イ) 平均標準報酬月額

公立学校共済組合の全組合員の毎年9月30日における標準報酬の月額平均額（令和6年度は380,000円）です。

(5) 掛金の払込みについて

ア 掛金の払込方法は、次の「前納払込み」か「毎月の払込み」のいずれかを選択してください。
なお、掛金額は年度ごとに、選択した払込方法でご案内します。

前納払込み	払込方法	振込依頼書（共済組合発行）
-------	------	---------------

払込期限までに払い込むと、割引の適用を受けられます。
以下の内容は、年度末退職の方を対象としています。

事前申出の場合

前納払込期間	月数	払込期限
4月分～翌年3月分	12か月	3月31日
4月分～9月分 10月分～翌年3月分	6か月 6か月	3月31日 9月30日

退職後に申出の場合

前納払込期間	月数	払込期限
4月分（割引無し）	1か月	4月19日
5月分～翌年3月分	11か月	4月30日
4月分（割引無し）	1か月	4月19日
5月分～9月分	5か月	4月30日
10月分～翌年3月分	6か月	9月30日

毎月の払込み

振込方法

口座振替又は振込依頼書

(ア) 口座振替は、りそな銀行の指定預金口座より当該月の前月 25 日(銀行休業日の場合は繰下げ)に行います。ただし、年度末退職者のみ利用可能です。

新たに任意継続組合員となった方の初回の口座振替は、7 月分の掛金(6 月 25 日)からです。4 月～6 月分の掛金は、振込依頼書による払込みが必要です。

(イ) 振込依頼書による払込みの場合、払込期限は任意継続組合員資格を継続しようとする月の前月末日までです。払込期限までに払込まれないと、翌月から資格を喪失します。

なお、初回の払込期限は退職の日から起算して 20 日以内です。

イ 月の中途に任意継続組合員資格を取得した場合は、その月から掛金が必要です。

ウ 任意継続組合員資格を取得した月に資格喪失した場合、当該月分の掛金が必要です。

(6) 福祉事業について

任意継続組合員が利用できる福祉事業は現職の組合員と異なります。下表をご参照ください。

詳細は任意継続組合員証交付時に配付する「任意継続組合員用 厚生事業のしおり」をご確認ください。

利 用 可 能	利 用 不 可
○健診事業(共済健診) ※自己負担額は現職の組合員と異なります。 ○特定健康診査・特定保健指導(年度末年齢 40 歳以上 75 歳未満の方) ○相談事業(無料法律相談、大阪メンタルヘルス総合センターによるメンタルヘルス相談、近畿中央病院によるメンタルヘルス相談・セカンドオピニオン) ○トレーニング施設利用助成	○厚生施設宿泊利用補助 ○会食利用補助 ○長期組合員退職記念事業 ○結婚式場利用補助 ○法要利用補助 ○ベビー用品配付事業 ○[本部事業]による各種相談事業(近畿中央病院による相談を除く。)

3 宿泊施設特別利用者証について ※これは宿泊補助制度ではありません。

退職後、公立学校共済組合直営の宿泊施設・保養所を利用される場合に、「宿泊施設特別利用者証」を施設に提示することで、一般料金と比較して若干有利な組合員料金で利用できます。この利用者証で家族の方(配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹)も組合員料金で利用できます。

また、他の共済組合が経営する宿泊施設を利用される場合でも、「宿泊施設特別利用者証」を施設に提示することで、当該共済組合の組合員等と同一又はそれに準ずる宿泊料金で利用できます。ただし、家族の方は一般料金となります。

* 退職予定者のうち、希望される方へ小冊子「やすらぎの宿」とともにお渡しします。「宿泊施設特別利用者証」は小冊子に挟んでいる白い台紙に貼付していますので、剥がして氏名を記入のうえ、ご利用ください。

なお、クレジットカード機能の付帯した「公立共済メンバーズカード(※)」には「宿泊施設特別利用者証」の機能があります。

※公立共済メンバーズカード：組合員・退職者・年金受給者の利便性と宿泊施設利用促進のためのカードです。
 問合せ：公立共済メンバーズデスク：0120-258-678(フリーダイヤル)
 受付時間：9時30分～17時30分
 インターネットでオンライン申込も可能 ⇒ <https://www.kouri.tuyasuragi.jp/memberscard/>

VII 長期給付事業について

長期給付とは、組合員が退職した場合、重い病気やけがが原因で障がいの状態になった場合、また不幸にして死亡した場合などに、組合員と家族の生活の安定を図ることを目的として年金や一時金を支給するものです。

1 公的年金制度のあらまし

(1) 現行の年金制度

ア 厚生年金制度への加入年齢

70歳まで（70歳に到達すると被保険者の資格を喪失します。）

イ 公的年金制度のしくみ

平成27年10月に被用者年金制度が一元化され、公務員も厚生年金保険に加入することになりました。それにより、公的年金制度は、下図のように被用者年金制度と基礎年金制度から構成され、共済組合員は厚生年金と国民年金の2つの年金制度に加入することになっています。また、組合員に扶養されている配偶者（20歳～60歳）は、国民年金法の第3号被保険者として基礎年金制度が適用され（ただし組合員本人が65歳に達するまで）、その保険料は共済組合が拠出金として負担しますので、個々に保険料を納める必要はありません。



★被用者年金制度（厚生年金の被保険者の種類）

- ① 第1号厚生年金被保険者（一般厚生年金被保険者）…民間会社員
- ② 第2号厚生年金被保険者（国共済厚生年金被保険者）…国家公務員
- ③ 第3号厚生年金被保険者（地共済厚生年金被保険者）…地方公務員
- ④ 第4号厚生年金被保険者（私学共済厚生年金被保険者）…私立学校の教職員

★★基礎年金制度（国民年金の被保険者の種類）

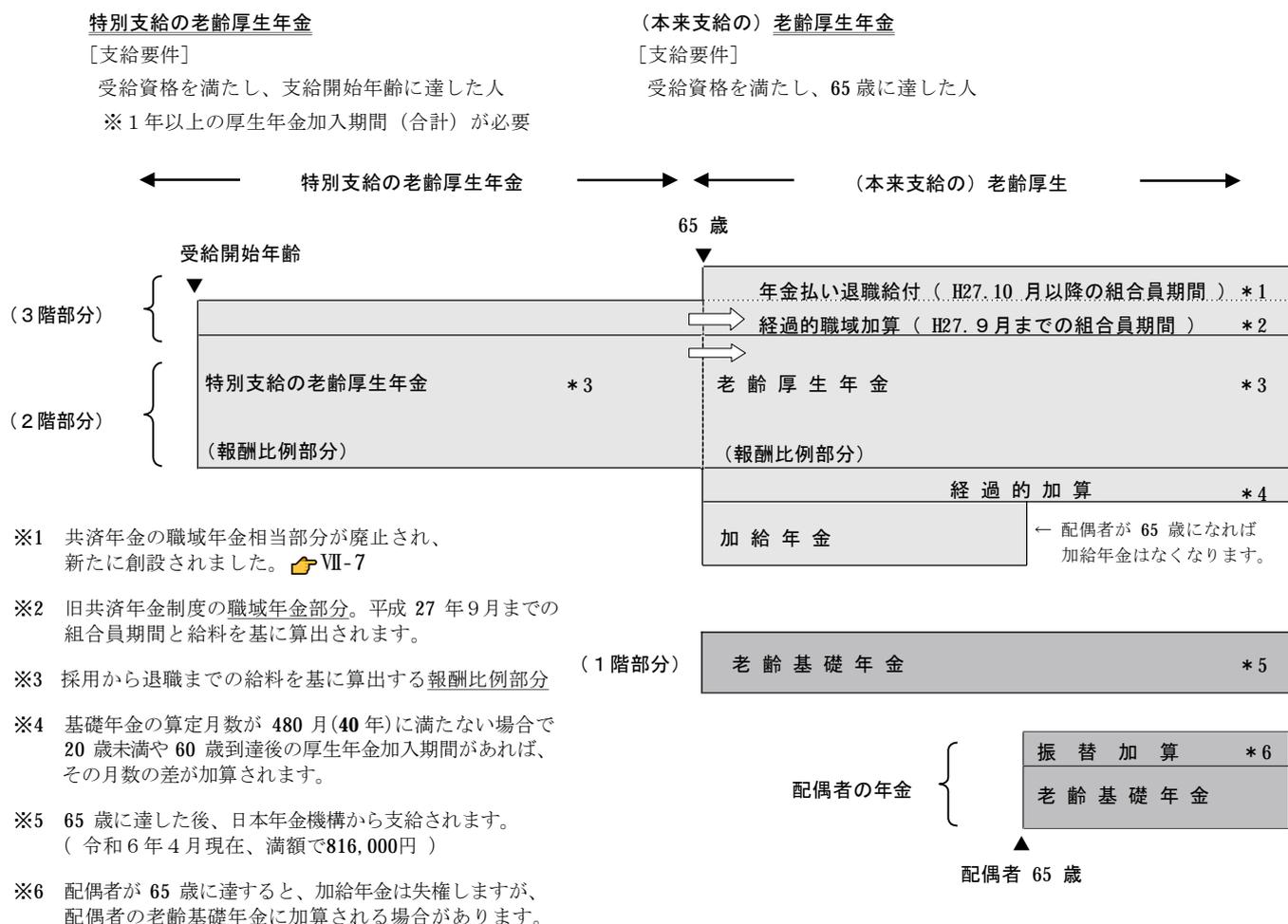
- ① 第1号被保険者…20歳以上60歳未満の自営業の人や学生など
- ② 第2号被保険者…厚生年金保険の被保険者（第1号～第4号）
- ③ 第3号被保険者…第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人

ウ 長期給付の種類

区分	厚生年金	内容	国民年金 (日本年金機構裁定)
老齢給付	老齢厚生年金 (65歳未満は特別支給の老齢厚生年金)	受給資格を満たし、支給開始年齢に達したときに給付	老齢基礎年金 ※65歳から給付
障害給付 ※在職中の病気負傷により 障害の状態になったとき	障害厚生年金	病気又は負傷した者が、障害等級1～3級の障害程度にあると認められたときに給付	障害基礎年金 ※1～2級のみ
	障害手当金	初診日から5年以内に治り、一定の障がい状態にあると認められたときに給付	
遺族給付 ※死亡したとき	遺族厚生年金	組合員が死亡したとき及び年金受給者が死亡したときに遺族に給付	遺族基礎年金 ※子*のある配偶者又は子*のみ *18歳に達する年度末まで又は1～2級の障がいの状態にある20歳までの子

2 老齢厚生年金等

(1) 老齢厚生年金の基本構成図



(2) 老齢厚生年金

ア 受給資格は何年で発生するか【受給資格】

受給資格期間は下記の期間を合算し **10年以上必要**です。

(注) 平成29年8月1日前は25年以上必要です。

- 厚生年金保険の加入期間(第1号～第4号)
- 国民年金保険料納付済期間
- 国民年金法に規定する保険料免除期間(生活保護等により免除された期間)
- 国民年金法に規定する合算対象期間(任意加入期間等)

イ 何歳から受給できるか【支給開始年齢】

「(本来支給の)老齢厚生年金」は65歳から支給されますが、特例により「特別支給の老齢厚生年金」が生年月日に応じた支給開始年齢から65歳まで支給されます。

支給開始年齢については、「受給権発生年齢一覧」を参照してください。

(ア) 「特別支給の老齢厚生年金」※昭和36年4月1日以前生まれのみ

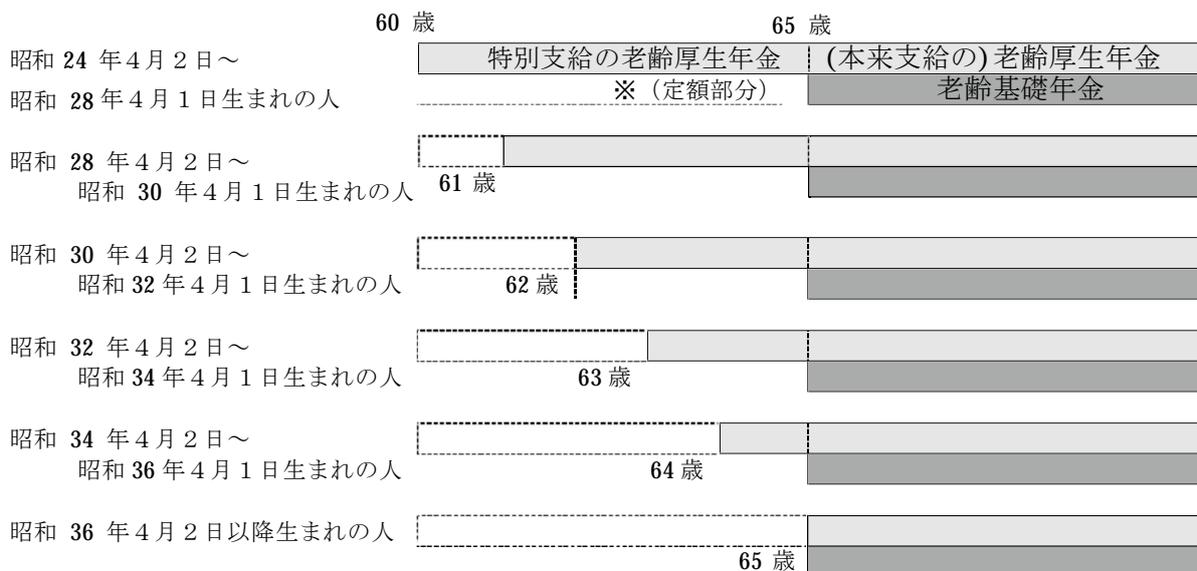
上記アの受給資格を満たし、1年以上の厚生年金加入期間(第1号～第4号を合算)がある者は、65歳まで、その者の生年月日に応じて支給されます。(繰下げ請求はできません。)

(イ) 「(本来支給の)老齢厚生年金」

受給権者が65歳に達したとき、「特別支給の老齢厚生年金」は受給権が消滅し、新たに「(本来支給の)老齢厚生年金」の受給権が生じます。

この場合、国民年金法による老齢基礎年金(日本年金機構裁定)も支給されます。

年金の支給開始年齢について



※昭和 24 年 4 月 2 日生まれ以降は定額部分の支給がありませんが、退職後、長期在職特例や障害者特例に該当する場合、定額部分が支給されます。👉 VII-5

共済組合から支給される年金
 日本年金機構から支給される年金

○ 公務員以外の期間がある場合

厚生年金のうち第 1 号～第 4 号までの 2 以上の種別の期間を有する場合の請求は、種別により受給権発生年齢が異なります。

（参考） 受給権発生年齢一覧

		生年月日	第 1 号厚生年金		第 2 号～第 4 号厚生年金	
			男	女	男	女
年金加入期間	1 年以上	昭和 28 年 4 月 2 日～昭和 30 年 4 月 1 日	61	60	61	61
		昭和 30 年 4 月 2 日～昭和 32 年 4 月 1 日	62	60	62	62
		昭和 32 年 4 月 2 日～昭和 33 年 4 月 1 日	63	60	63	63
		昭和 33 年 4 月 2 日～昭和 34 年 4 月 1 日	63	61	63	63
		昭和 34 年 4 月 2 日～昭和 35 年 4 月 1 日	64	61	64	64
		昭和 35 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日	64	62	64	64
		昭和 36 年 4 月 2 日～昭和 37 年 4 月 1 日	65	62	65	65
		昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 39 年 4 月 1 日	65	63	65	65
	昭和 39 年 4 月 2 日～昭和 41 年 4 月 1 日	65	64	65	65	
	1 年未満	昭和 41 年 4 月 2 日	65		65	

ウ 年金額の算出方法

年金の計算基礎となる給料の推移に伴い、期間ごとに分けて計算されます。

「ねんきん定期便」、「地共済年金情報 Web サイト」で年金見込額等の情報提供をしています。  VII-17

平均給料月額	＝	$\frac{\text{「掛金の標準となった給料の額に手当率 (1.25) を乗じて得た額の合算額} \times \text{再評価率」の総額}}{\text{平成 15 年 3 月以前の組合員期間の月数}}$
--------	---	---

平成 15 年 4 月～（総報酬制導入）

平均給与月額	＝	$\frac{\text{「掛金の標準となった給料の額に手当率 (1.25) を乗じて得た額の合算額} \times \text{再評価率」} + \text{「掛金の標準となった期末手当等の額} \times \text{再評価率」の総額}}{\text{平成 15 年 4 月～平成 27 年 9 月の組合員期間の月数}}$
--------	---	--

平成 27 年 10 月～（標準報酬制導入）

平均標準報酬額	＝	$\frac{\text{「標準報酬月額} \times \text{再評価率」} + \text{「標準期末手当} \times \text{再評価率」の総額}}{\text{平成 27 年 10 月以後の組合員期間の月数}}$
---------	---	---

(ア) 特別支給の老齢厚生年金

令和 6 年 4 月現在

①基礎年金相当部分（定額部分）※	+	②厚生年金相当部分の額	+	③経過職域加算額	+	④ 加給年金額
------------------	---	-------------	---	----------	---	---------

- | |
|---|
| <p>① 基礎年金相当部分（定額部分）※昭和 24 年 4 月 2 日生まれ以降は基本定額部分の支給がありません。  VII-3</p> <p>＝1,701 円×給付乗率（基礎年金部分）×組合員期間の月数×物価スライド率</p> |
| <p>② 厚生年金相当部分＝㉗＋㉘＋㉙</p> <p>㉗ 平均給料月額×給付乗率（厚生年金部分）×平成 15 年 3 月以前の組合員期間の月数×物価スライド率</p> <p>㉘ 平均給与月額×給付乗率（厚生年金部分）×平成 15 年 4 月～平成 27 年 9 月の組合員期間の月数×物価スライド率</p> <p>㉙ 平均標準報酬額×給付乗率（厚生年金部分）×平成 27 年 10 月以後の組合員期間の月数×物価スライド率</p> |
| <p>③ 経過職域加算額＝㉚＋㉛</p> <p>㉚ 平均給料月額×給付乗率（職域年金部分）×平成 15 年 3 月以前の組合員期間の月数×物価スライド率</p> <p>㉛ 平均給与月額×給付乗率（職域年金部分）×平成 15 年 4 月～平成 27 年 9 月の組合員期間の月数×物価スライド率</p> |
| <p>④ 加給年金 234,800 円</p> |

(イ) (本来支給の) 老齢厚生年金

令和 6 年 4 月現在

① 厚生年金相当部分の額	+	② 経過職域加算額	+	③経過加算	+	④年金払い退職給付	+	⑤加給年金
--------------	---	-----------	---	-------	---	-----------	---	-------

- | |
|---|
| <p>① 厚生年金相当部分＝㉗＋㉘</p> <p>㉗ 平均給料月額×給付乗率（厚生年金部分）×平成 15 年 3 月以前の組合員期間の月数×物価スライド率</p> <p>㉘ 平均給与月額×給付乗率（厚生年金部分）×平成 15 年 4 月～平成 27 年 9 月の組合員期間の月数×物価スライド率</p> <p>㉙ 平均標準報酬額×給付乗率（職域年金部分）×平成 27 年 10 月以後の組合員期間の月数×物価スライド率</p> |
| <p>② 経過職域加算額＝㉚＋㉛</p> <p>㉚ 平均給料月額×給付乗率（職域年金部分）×平成 15 年 3 月以前の組合員期間の月数×物価スライド率</p> <p>㉛ 平均給与月額×給付乗率（職域年金部分）×平成 15 年 4 月～平成 27 年 9 月の組合員期間の月数×物価スライド率</p> |
| <p>③ 経過加算 ㉜－㉝</p> <p>㉜ 1,701 円 × 生年月日に応じた率×組合員期間の月数
昭和 36. 4. 1 以後の組合員期間の月数</p> <p>㉝ 816,000 円× 生年月日に応じた国民年金加入可能月数</p> |
| <p>④ 年金払い退職給付＝㉞＋㉟</p> <p>㉞ 給付算定基礎額×1/2(組合員期間が10年に満たない場合は1/4)÷終身原価率(受給権者の年齢に応じたもの)</p> <p>㉟ 給付算定基礎額×1/2(組合員期間が10年に満たない場合は1/4)÷有期原価率(支給残月数に応じたもの)</p> |
| <p>⑤ 加給年金 234,800 円</p> |

エ 加給年金について

(ア) 加給年金の受給資格

加給年金は組合員期間等（厚生年金加入期間合計）が 20 年以上ある組合員が 65 歳到達時（定額部分がある場合はその支給開始時）に、以下の要件を満たした配偶者又は子の生計を維持していた場合に、支給されます。

- 給与収入が 850 万円未満（5 年以内に定年退職し、給与収入が 850 万円未満になる場合を含む。）又は所得が 655 万 5 千円未満で、65 歳未満の配偶者又は 18 歳に達した年度末までの子（20 歳未満で共済の定める障害等級 1 級又は 2 級の子を含む。）であること

(イ) 加給年金対象者の生計維持認定

（特別支給の）老齢厚生年金の新規決定請求時に（事前）認定を行います。

(ウ) 加給年金額

区 分		支 給 額	令和 6 年 4 月現在 特別加算額※
配 偶 者		234,800 円	173,300 円
子	2 人目まで 1 人につき	234,800 円	
	3 人目以降 1 人につき	78,300 円	

※特別加算額は、受給者の生年月日に応じて加算されます。
（昭和 18 年 4 月 2 日以降生まれの方は、左記の額）

(エ) 加給年金の停止

上記（ア）の要件に該当していても、以下の場合は支給停止となり、その事由がなくなるまで支給されません。

- 加給年金対象者が厚生年金等の公的年金（厚生年金加入期間の合計が 20 年以上あるもの）の受給権を有するとき（国民年金の老齢基礎年金、議員年金を除く。）
- 加給年金対象者が、障がい給付事由とする公的年金を受給するとき
- 年金受給者の年金が全額支給停止となったとき
- 年金受給者が障害者特例又は長期在職者特例の適用を受けなくなったとき

(オ) 加給年金の失権

上記（ア）の要件に該当しなくなった場合には失権します。なお、一旦失権すると再び加給年金の対象にはなりません。

オ 定額部分支給の特例

以下の要件を満たす者が、「特別支給の老齢厚生年金」の受給権発生時以降に、厚生年金制度に加入していなければ、老齢基礎年金に相当する年金額が定額部分として支給されます。

また、加給年金の支給要件を満たす場合は、加給年金も併せて支給されます。

- 厚生年金第 2 号と第 3 号を合わせた期間が 44 年以上あるとき（長期在職者特例）
- 障害等級が 3 級以上の障がいの状態に該当するとき（障害者特例）

カ 繰上げ支給について

(ア) 繰上げ支給の老齢厚生年金

60 歳に達したときから老齢厚生年金の繰上げ支給が請求できます。繰上げ請求を行うと、繰上げ月数 1 か月あたり 0.4%（昭和 37 年 4 月 1 日以前生まれは 0.5%）減額されます。在職中であっても請求することができますが、給与所得があることから老齢厚生年金は一部又は全部が支給停止されますのでご注意ください。

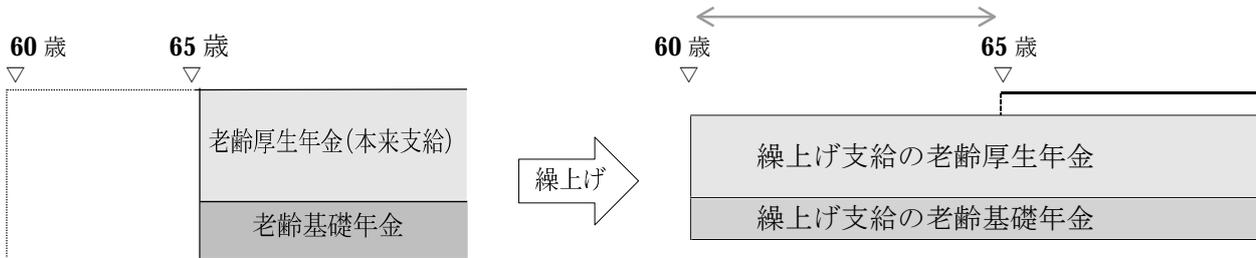
【受給要件】

- ① 受給資格期間が 10 年以上かつ、1 年以上の組合員期間等（厚生年金加入期間合計）があること
- ② 60 歳以上で、特例支給開始年齢未満であること
- ③ 国民年金の任意加入被保険者でないこと

【重要事項】

- ① 繰上げは、厚生年金加入期間（第1号～第4号）の年金の全てを同時に行います。
- ② 老齢基礎年金も同時に繰り上げる必要があります。
- ③ 繰上げ請求を行うと、障害基礎（厚生）年金に関する以下の請求等ができません。
 - ・事後重症などによる障害基礎（厚生）年金の請求
 - ・繰上げ請求を行った後に初診日がある障害基礎年金の請求
 - ・3級の障害厚生年金を受給している方の障害の程度が増進した場合の改定請求
- ④ 特別支給の老齢厚生年金受給開始後は老齢基礎年金のみを繰上げ請求できます。（昭和36年4月1日以前生まれのみ）

（例）65歳支給開始の者（昭和38年4月2日以降生まれ）が60歳で繰上げ請求した場合
繰上げ月数(60月)

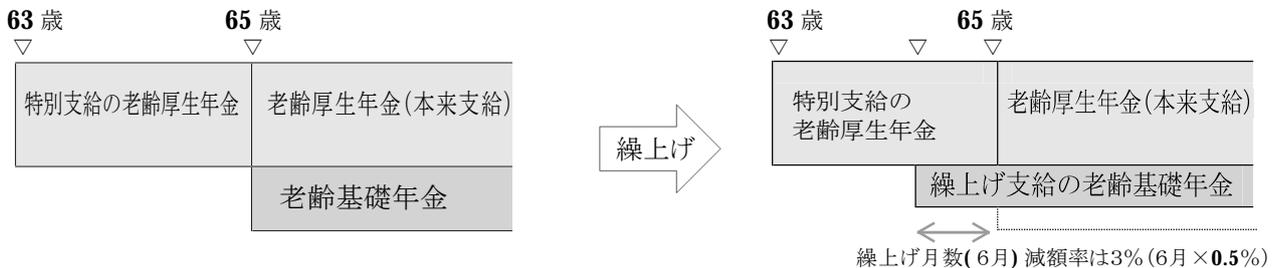


・繰上げ支給の老齢厚生年金
老齢基礎年金 : 繰上げをしない場合の老齢厚生年金の額から60月分(60歳～65歳の月数)が減額されます。 **減額率は24% (60月×0.4%)**

(イ) 繰上げ支給の老齢基礎年金 ※昭和36年4月1日以前生まれのみ

特別支給の老齢厚生年金の受給者は、特別支給の老齢厚生年金の受給開始後であれば、老齢基礎年金のみを繰上げ請求できます。

（例）63歳支給開始の者（昭和32年4月2日～昭和34年4月1日生まれ）が65歳になる半年前に老齢基礎年金を繰上げ請求した場合



キ 既給一時金の返還について

(ア) 既給一時金の返還

過去に退職一時金（退職給与金及び一時恩給）の支給を受けた組合員が年金を受ける権利を取得した場合は、その支給を受けた退職一時金等の額に受給権発生までの一定の利子を付した額を返還していただきます。（複利計算）

(イ) 返還方法

退職一時金等の受給の有無については、公立学校共済組合が調査を行い、年金の請求時に退職一時金に係る返還見込額をあらかじめ印字した請求書類をお渡しします。この欄に署名して提出することにより、年金受給額の半額を限度として分割返還（支給される年金から控除）されます。

ク 繰下げ支給について

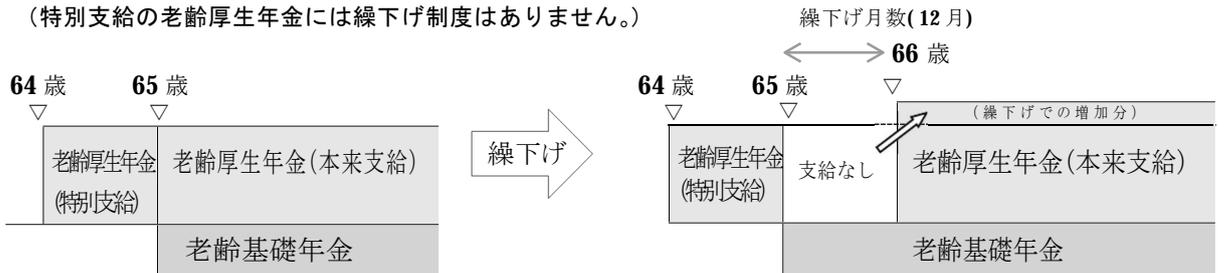
「(本来支給の)老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」は、繰下げ請求ができます。一方を繰下げ、もう一方は65歳で請求することもできます。繰下げ請求は、12月以上繰下げの必要があり、最大で120月・75歳(昭和27年4月1日以前生まれは60月・70歳)まで繰下げが可能です。繰下げ請求をした場合は、繰下げ月数1か月あたり0.7%の増額になります。

【重要事項】

- ① 繰下げは、厚生年金加入期間(第1号～第4号)の年金の全てを同時に行います。
- ② 繰下げ請求で支給される年金額は、65歳で請求した場合の年金額が在職給料との調整の結果、少額であれば、その少額に対して繰下げ月数1か月あたり0.7%を乗じた額となります。
- ③ 老齢厚生年金を繰下げて支給がない間は、加給年金が支給停止されます。
- ④ 障害年金(障害基礎年金除く)又は遺族年金の受給権がある方は、老齢厚生年金の繰下げ請求はできません。

(例) 老齢厚生年金(本来支給)のみを66歳で繰下げて請求した場合

(特別支給の老齢厚生年金には繰下げ制度はありません。)



65歳で請求する老齢厚生年金の額から12月分(65歳～66歳の月数)が増額されます。 **増額率は8.4% (12月×0.7%)**

(3) 年金払い退職給付(法令上の正式名称:退職等年金給付)

共済年金の職域年金相当部分廃止後の新たな年金として創設されました。

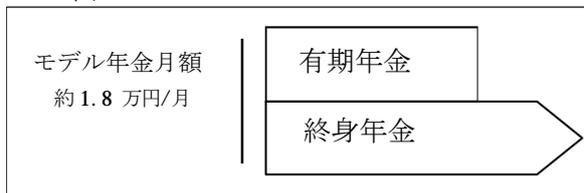
平成27年10月以降の組合員期間が算定の基礎となります。

給付算定基礎額残高等について、年1回、情報提供をしています。👉VII-17

ア 「退職年金」

1年以上引き続き厚生年金加入期間を有する方が、退職した後65歳に達したとき、又は65歳に達した日以後に退職したときに支給されます。60歳から繰上げ可能です。また、原則75歳(昭和27年4月1日以前生まれは70歳)までは繰下げも可能です。退職時まで積み立てた給付算定基礎額の半分は有期年金、半分は終身年金として支給されます。ただし、在職中(常勤の公務員など一般組合員である期間)は、全額支給停止となります。また、受給者がお亡くなりになった場合は、終身年金部分は終了し、有期年金に残余年月がある場合は、遺族に一時金として支給されます。

<イメージ>



有期年金の受け取りは、10年、20年又は一時金のいずれかを選択します。

一時金で受け取った場合の所得税額は、退職手当金(4年以内に支給を受けたもの)から徴収された所得税を考慮して計算されます。

*モデル年金月額、標準報酬月額36万円、40年加入等の前提をおいて試算

イ 「公務障害年金」

公務による傷病(通勤災害は除く。)により障がいの状態になった方に、障がいの状態である間、支給されます。全額、終身年金とし、支給額は従来の公務等による障害共済年金と同程度の水準です。ただし、在職中(常勤の公務員など一般組合員である期間)は全額支給停止されます。

ウ 「公務遺族年金」

公務による傷病(通勤災害は除く。)により亡くなられた場合で、遺族がいるときに支給されます。全額、終身年金とし、支給額は従来の公務等による遺族共済年金と同程度の水準です。

3 障害厚生年金等

(1) 障害厚生年金 次の支給要件①または②に該当する場合に請求できます。

ア 支給要件①

次の(ア)～(ウ)を満たす場合【障害認定日請求】

(ア) 病気にかかり、又は負傷した者で、その傷病について初めて医師の診療を受けた日(初診日)に組合員であった者

(イ) 次の①又は②の保険料納付要件を満たしていること

① 初診日の前日において、初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること

② 初診日において 65 歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

(ウ) 初診日から1年6月を経過した日又は、その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日(障害認定日)に一定の障がい状態にあること

(注) 障害厚生年金は障害認定日において、その傷病が地方公務員等共済組合法施行令別表第1に定める障害等級1, 2級又は3級に該当する障がいの状態に認定された場合、その障害程度に応じて支給されます(障害等級は身体障害者手帳の等級とは関連がありません)。

なお、初診日から1年6月を経過する前に次表の状態になったときは、それぞれ定められた日が障害認定日です。

- ① 上下肢いずれかを離断又は切断・・・その日
- ② 人工骨頭又は人工関節を挿入置換・・・その日
- ③ 脳血管疾患による機能障害・・・初診日から6か月を経過した日以後(注1)
- ④ 心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器(ICD)又は人工弁を装着・・・その日
- ⑤ 心臓移植、人工心臓、補助人工心臓・・・移植又は装着日
- ⑥ CRT(心臓再同期医療機器)、CRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)・・・装着日
- ⑦ 人工血管(ステントグラフト含む)・・・挿入置換日(注2)
- ⑧ 人工透析を施行・・・透析開始から3か月を経過した日
- ⑨ 人工肛門を造設、尿路変更術を施行・・・施行開始から6か月を経過した日
- ⑩ 新膀胱を造設・・・その日
- ⑪ 喉頭を全摘出している・・・その日
- ⑫ 在宅酸素療法を行っている・・・その日
- ⑬ 遷延性植物状態であるもの・・・状態になった日から3か月を経過した日以後(注1)

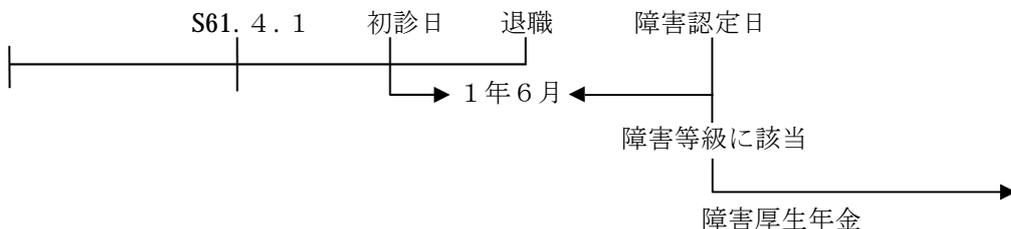
(注1) 医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めないと認められる場合等

(注2) 胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤によるもの

(在職中認定例)



(退職後認定例)

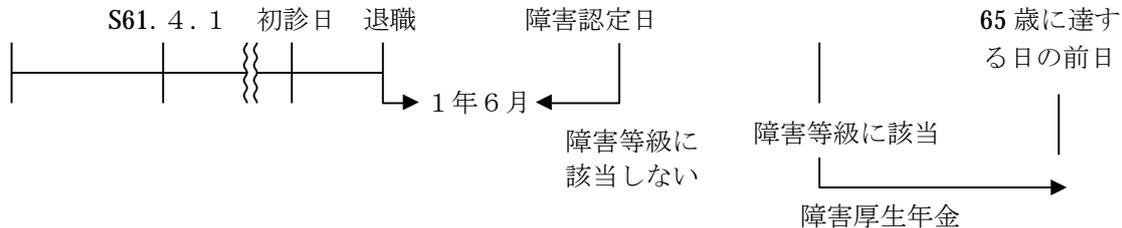


支給要件②

障害認定日以後に1～3級に該当する障がいの状態となったとき【事後重症制度】

傷病によっては、徐々に病状が進行していくものがあるため、その傷病の初診日が組合員期間であり、障害認定日に障害等級が1～3級に該当しなくても、その後、65歳に達するまでに障害等級1～3級に該当する障がいの状態になったときは、障害厚生年金が支給されます。

(事後重症認定例)



イ 障害程度の認定及び請求について

障害厚生年金の請求にあたっては、障害程度の認定を受ける必要があります。請求される場合、症状やその傷病の初診日等を聞いた上で、請求書類と併せて認定に必要な書類を送付します。認定の結果、地方公務員等共済組合法に定める障害等級1級～3級に該当しない場合、請求は取り下げとなります。

ウ 年金額の算出方法

障害厚生年金の額は、平均給料（給与）月額、平均標準報酬額、厚生年金加入期間及び障害等級によって算出されます。ただし、算出に当たっては、障害認定日の属する月後の加入期間は、年金額の算定の基礎にはなりません。また、障害認定日において2以上の種別の期間がある場合には、それぞれの期間ごとに計算した額を合算して支給されます。なお、基礎となる組合員期間が300月に満たない場合は、300月として算定されます。

例) 加入機関	被保険者期間 (障害認定日まで)	各被保険者期間における年金額
第1号（民間企業）	10年	200,000円
第4号（私立学校）	10年	220,000円
第3号（公立学校）	15年	600,000円（初診日）
合計年金額	35年	1,020,000円 ←公立共済でまとめて支給

障害程度の等級が3級以上であれば、障害厚生年金が支給され、1級又は2級に該当した場合には、日本年金機構から障害基礎年金が併せて支給されます。

障害基礎年金が支給されない方（3級等）で、厚生年金相当部分の額が、障害基礎年金の4分の3に満たない場合は、その額が保障されます。

エ 加給年金について

障害等級1級又は2級に該当した場合は、対象者がいる場合、加給年金額が加算（配偶者は障害厚生年金、子は障害基礎年金に加算）されます。対象者、加給年金額、停止要件等は、老齢厚生年金と同様ですが、年金受給権者の生年月日に応じた加算額はありませぬ。👉VII-5

なお、平成23年4月以降は、受給権を取得した後に、結婚や子の出生などにより、受給権者によって生計を維持する配偶者や子を有するに至った場合も加算の対象となります。

オ 在職中の支給について

共済組合が定める障害等級1～3級に該当するときは、在職中に年金請求を行うことにより障害厚生年金が決定され、在職中であっても障害給付が受けられます。ただし、障害共済年金における経過的職域加算額については、厚生年金（第2号又は第3号）加入中は地方公務員等共済組合法により全額停止されます。

また、障害等級が1級又は2級の障害等級の状態に該当すれば、障害基礎年金（日本年金機構から支給）も併せて支給されます。

カ 傷病手当金を受ける者の場合

障害厚生年金又は老齢厚生年金を現に受給する者が傷病手当金を受ける場合、傷病手当金の一部又は全部が調整されます。👉 III-17

キ 失権

- ・ 受給権者が死亡したとき
- ・ 障がい程度が減退して障害程度が3級に該当しなくなった日から支給停止し、そのまま65歳に達したとき（3級に該当しなくなった日から3年を経過していないときを除く。）
- ・ 障害等級に該当する程度の障害状態に該当しなくなった日から起算して障害等級に該当することなく3年を経過したとき（3年を経過した日において、65歳未満であるときを除く。）

ク 障害基礎年金

障害等級1、2級の場合、日本年金機構から支給されます。（子の加給年金額は、👉 VII-5）

《支給額》

令和6年4月現在

基礎年金種別	金 額	
障害基礎年金（定額）	1級	1,020,000 円
	2級	816,000 円

ケ 特別支給の老齢厚生年金にかかる特例について ※昭和36年4月1日以前生まれのみ

共済組合が定める障害等級が3級以上に該当するときは、厚生年金制度に加入していないことを要件に、老齢厚生年金の給料比例部分開始年齢から定額部分が支給されます。（支給開始年齢は、👉 VII-3）

(2) 障害手当金

ア 支給要件

在職中に初診日のある傷病が、初診日から5年以内に治り、3級の障害よりやや程度の軽い障害が残ったときに支給される一時金です。障害手当金を受ける場合も保険料納付要件を満たしている必要があります。在職中でも受給可能です。障害手当金を受給したのち、同一傷病による障害厚生年金が発生する場合は、障害手当金を返還していただきます。

イ 他の給付との調整

次の支給を受けられる場合、障害手当金は支給されません。

- ・ 国民年金法、厚生年金法または共済組合法による年金給付の受給権者
- ・ 通勤災害の障害補償又はこれに相当する補償を受ける権利を有する者
- ・ 船員保険法による障害を事由とする給付を受けられる者

ウ 障害手当金の額

障害手当金の額は、3級障害厚生年金（加給年金額を除く。）の額の2年分に相当する額が支給されます。ただし、障害基礎年金の4分の3に満たない場合は、その額が保障されます。

4 遺族厚生年金等

(1) 遺族厚生年金

ア 支給要件

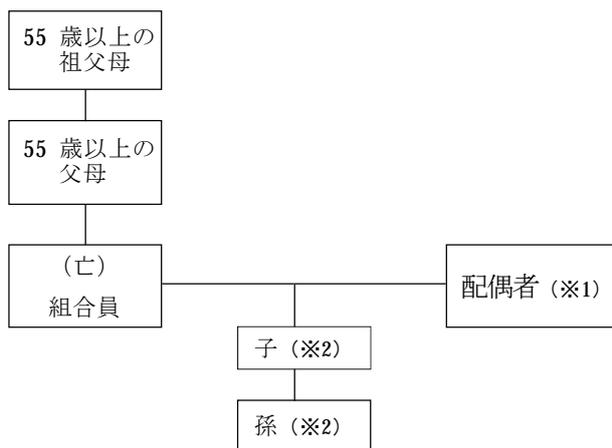
- (ア) 組合員が死亡したとき
 - (イ) 組合員期間中に初診があった傷病により、その初診から5年以内に死亡したとき
 - (ウ) 1～2級の障害厚生（共済）年金の受給権者が死亡したとき
 - (エ) 老齢厚生年金（退職共済年金）若しくは旧共済法に基づく退職年金（減額退職年金及び通算退職年金を含む。）の受給権者、又は受給資格期間が25年以上である者が死亡したとき
- ⑨ (ア) と (イ) は国民年金の保険料納付要件が問われます。

【2つ以上の厚生年金被保険者期間を有する場合】

支給要件の（ア）から（ウ）までに該当することによる遺族厚生年金で、組合員が2つ以上の種類の厚生年金被保険者期間を有していた場合、その被保険者期間が1つであるものとみなして、原則として死亡日の属する実施機関において決定されます。

イ 遺族の範囲

組合員又は組合員であった者の死亡の当時、その者により生計を維持されていた者（生計が同一）。その者により生計を維持されていた者とは、給与収入が年額 850 万円未満（5年以内に定年退職し850万円未満となる者を含む。）又は所得が 655 万5千円未満の次図の者



- (※1) ・55歳未満の夫は対象外です。
 ・平成19年4月1日から、遺族基礎年金の受給権がない30歳未満の妻に対して支給される遺族厚生(共済)年金は、5年間で支給終了することになりました。

- (※2) 次の①又は②の方に限ります。
 ① 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあって配偶者のいない方
 ② 組合員であった方の死亡当時から引き続き障害等級が1級もしくは2級の障害状態にある20歳未満で配偶者のいない方

ウ 遺族の支給順序等

順位	遺族（上記イ参照）	備考
1	配偶者と子 (夫は55歳以上)	子に対する遺族厚生年金は、同順位である配偶者が遺族厚生年金を受ける権利を有する間、その支給が停止されます。
2	55歳以上の父母	先順位者の遺族があるときは、後順位者の遺族には支給されません。また、平成27年10月以降は、先順位者が失権しても後順位者には支給されません。
3	孫	
4	55歳以上の祖父母	

※ 子のいない夫、父母または祖父母に対する遺族厚生年金は、その方が60歳に達するまでは、支給停止されます。ただし、55歳以上60歳未満の夫は遺族基礎年金を受給している場合に限り、遺族厚生年金も併せて支給されます。（平成26年4月改正）

エ 子のない中高齢の妻に対する加算【中高齢寡婦加算】

組合員の厚生年金被保険者期間が 20 年以上で遺族厚生年金の受給権者が妻の場合、妻本人の老齢基礎年金を受給できるまで、一定額が遺族厚生年金に加算されます。ただし、40 歳未満又は遺族基礎年金を受給中の場合、支給は停止します。

(ア) 40 歳以上 65 歳未満の妻 : 612,000 円 (令和 6 年 4 月現在の単価)

(イ) 65 歳以上の妻 : 経過的中高年齢寡婦加算の額 (妻の生年月日により異なります。)

65 歳以上の妻は、本人の老齢基礎年金が支給されるため、612,000 円の加算額は打切られます。

しかし、昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた妻は、国民年金の加入期間が短く老齢基礎年金が低額となるため、加算額の一部を引き続き支給する経過措置として、経過的中高年齢寡婦加算が設けられています。

オ 失権

次のいずれかに該当したときに失権します。

(ア) 死亡したとき

(イ) 婚姻したとき

(ウ) 直系血族及び直系姻族以外の者の養子となったとき

(エ) 死亡した組合員との親族関係が離縁によって終了したとき

(オ) 受給権者の子や孫が 18 歳に達した年度末を迎えたとき、障害程度 1～2 級の子や孫が 20 歳になったとき、又は 1～2 級の障がい状態でなくなったとき (18 歳未満の者を除く。)

カ 遺族基礎年金

遺族基礎年金は、組合員の死亡当時、その者によって生計を維持されていた (年収が 850 万円未満) 次の者がいる場合に支給されます。

(ア) 死亡した者の配偶者であって、(イ) に該当する子と生計を同一にしている者

(イ) 死亡した者の 18 歳に達する年度末までの子または 1 級・2 級の障害の状態にある 20 歳未満の子でいずれも婚姻していない者

子に対する遺族基礎年金は、配偶者が受給している間は支給停止されます。

《支給額》 基本額+加算額

令和 6 年 4 月現在

基本額		816,000 円
加算額	第 1 子、第 2 子	234,800 円
	第 3 子から 1 人につき	78,300 円

(注) 子が遺族基礎年金を受給する場合の加算額は第 2 子以降について行います。

(2) 未支給年金

前記 (1) ア (ウ)、(エ) の者 (☞ VII-11) が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はそれ以外の三親等内の親族 (甥、姪、子の妻等) であって、死亡時にその者と生計を同じくしていた者に支給されます。

5 年金支給関係等

(1) ワンストップサービス

被用者年金制度の一元化によって、年金相談や届書等の受付は、できる限りワンストップサービスを実施し、すべての窓口（年金事務所や各共済組合等）において対応ができるようになりました。（**障害給付は除きます。**）

- 厚生年金加入歴が第1号から第4号の複数あったとしても、1回の手続きですべての厚生年金期間の請求ができます。請求の受けはどこの窓口でも可能です。加入歴のない実施機関で請求することもできます。
- 請求案内は、受給権発生年齢の直前に最後に加入していた実施機関（第1号～第4号）から送付されます。公立学校共済組合では、現職者は支部から、年金待機者（退職者）は本部から案内します。
- 請求書の提出は、基本的には送付元に行く（郵送する）のが効率的です。
- 最初に受付けた実施機関が他の実施機関に請求書等を回付し、年金の裁定と支給については、第1号から第4号の実施機関が各々の加入期間に応じて別々に行います。

加入する 厚生年金 の区分	民間会社の勤務	公務員の共済組合に加入した期間		私学教職員の期間
		国家公務員	地方公務員	
	第1号 一般厚生年金期間	第2号 国共済厚生年金期間	第3号 地共済厚生年金期間	第4号 私学共済厚生年金期間
請求書の 提出窓口	<ul style="list-style-type: none"> 年金事務所 各共済組合 私学共済事務所 		原則、どこでも受付可能です。 *年金相談や各種届出などの多くが、どの窓口でも対応可能です。	
年金の裁定	日本年金機構	共済組合（最終に所属する共済組合）		私学共済
年金の支払	日本年金機構	共済組合（ " " ）		私学共済

(2) 年金の定期支給月

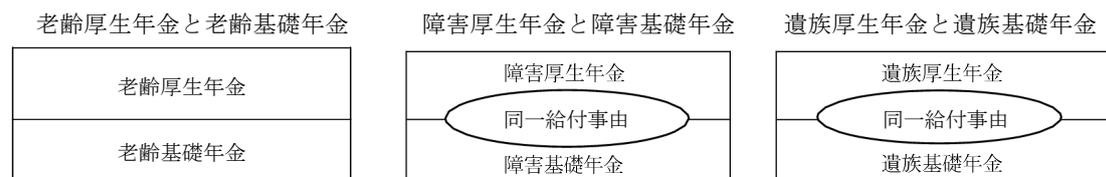
支給月	2月	4月	6月	8月	10月	12月
支給対象月	12、1月分	2、3月分	4、5月分	6、7月分	8、9月分	10、11月分

(3) 年金の併給調整

年金の受給者が他の年金受給権を有することとなった場合、原則として、いずれか1つの年金を選択することになります。その結果、選択しなかった年金は、支給が停止されます。これを「併給調整」といいます。ただし、次の場合には併給が可能です。

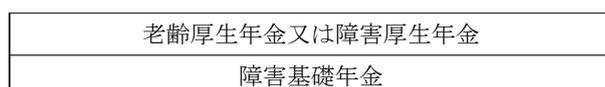
厚生年金と基礎年金との併給

(ア) 同一の給付事由に基づく年金



(イ) 厚生年金と基礎年金をそれぞれ選択（65歳以降）

65歳以上の障害基礎年金の受給権者が、老齢厚生年金受給権者である場合は、老齢基礎年金を停止し、障害基礎年金を受給することができます。



(4) 在職中の支給について

組合員である間に（特別支給の）老齢厚生年金の支給開始年齢に達した場合や、障害厚生年金の受給権が発生した場合、在職中でも年金請求をしていただきます。

ただし、在職中は経過職域加算額の支給は全額停止されます。また、老齢厚生年金については、給与に応じて厚生年金相当部分の一部又は全部が支給停止されます。

(5) 年金受給者が再就職をした場合

年金受給者が就職し、厚生年金制度の被保険者になった場合は、年金の一部又は全部が支給停止されます。（勤務情報の収集に時間を要するため、遡及して支給調整を行います。）

また、公務員共済（公務員厚生年金）に加入した場合は、職域年金相当部分（経過職域加算額）及び退職等年金給付の全額が支給停止となりますので、「年金受給者再就職届書」を提出してください。

なお、他共済で再就職した場合は、年金証書を添付してください。

老齢厚生年金（報酬比例部分）の停止について

（賃金＋年金）が 50 万円*を超えた場合に支給調整

* 物価と賃金の変動に応じて 1 万円単位で改定されます。

* 令和 6 年 3 月まで 48 万円

【支給停止額計算】

支給停止基準額は、次の式により算出される支給停止基準額（月額）に 12 を乗じた額です。

支給停止基準額が老齢厚生年金の額を超える場合は、繰下げ加算額及び経過職域加算額を除き、全額支給停止されます。その場合、加給年金も支給停止されます。

厚生年金（第 1～4 号）に加入しない就職は、年金が全額支給されます。（給与所得による調整は受けません。）

$$\text{支給停止基準額（月額）} = (\text{総報酬月額相当額（注 1）} + \text{基本月額（注 2）} - 50 \text{ 万円}) \times 1 / 2$$

（注 1）総報酬月額相当額（賃金）

（標準報酬の月額＋その月以前の 1 年間の標準賞与額の総額）× 1/12

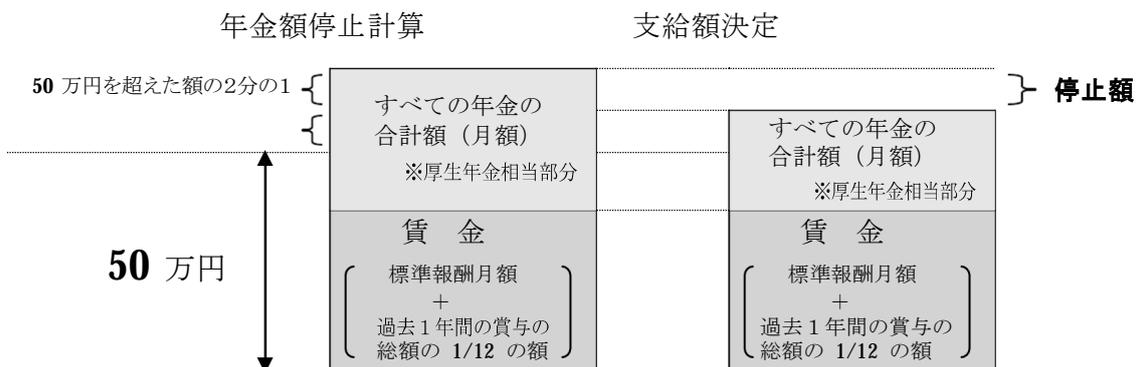
（注 2）基本月額（年金）

老齢厚生年金の額から、経過職域加算の額、加給年金額及び経過職域加算の額を除いた報酬比例部分

$$\left(\begin{array}{l} \text{老齢厚生年金の額} \\ - \text{経過職域加算の額} \\ - \text{経過職域加算の額} \\ - \text{加給年金額} \end{array} \right) \div 12$$



支給停止のイメージ



(6) 失業給付と老齢厚生年金との調整

65 歳未満の特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、雇用保険法による失業給付（基本手当等）を受ける場合は、特別支給の老齢厚生年金が支給停止されます（経過的職域加算額は除く）。

※ 公務員（大学の教員等一部を除く。）は、定年退職までは雇用保険の被保険者ではありません。
定年退職後、雇用保険適用事業所（民間企業等）に再就職した後、雇用保険法による失業等給付を受ける場合は調整の対象となります。《再任用教職員の方で、雇用保険法の適用を受けている場合も同様です。》

ア 調整方法

特別支給の老齢厚生年金を受給している者が失業給付を受給する場合、求職の申込みを行った日の属する月の翌月から、失業給付の受給期間が経過した日の属する月、又は所定の給付日数を受け終わった日の属する月まで（「調整対象期間」という。）、特別支給の老齢厚生年金は支給停止となります。

ただし、調整対象期間で基本手当が支給された日（これに準ずる日として政令で定める日を含む。）が1日もない月については、特別支給の老齢厚生年金は支給されます。

政令で定める日＝現に基本手当の支給対象となった日に準ずる日

- ① 待機期間
- ② 職業紹介拒否、訓練受講拒否に係る給付制限期間（1か月）
- ③ 離職理由による給付制限期間（1～3か月）

イ 基本手当と年金の調整のしくみ

	▼求職の申込み	失業給付の受給期間満了▼			
	5月	6月	7月	8月	9月
雇用保険		基本手当受給	基本手当受給	基本手当受給	
年金	年金支給	年金支給停止	年金支給停止	年金支給停止	年金受給

ウ 年金の支給停止及び解除

基本手当を1日でも受給した月がある場合、その月の年金は支給停止され、基本手当の受給期間又は所定給付日数が満了した時点で次の計算式により支給停止解除月数が算出されます。解除月数が1か月以上の場合は、それに相当する月数分の支給停止が解除され、直近の年金停止月分から順次遡及して支給されます。

支給停止解除月数＝年金停止月数－（基本手当の支給対象となった日数÷30）（端数は切上げ）

(7) **組合員又は元組合員等が禁錮以上等の刑に処せられた時の年金の支給【年金の給付制限】**

組合員又は組合員であった者が、反社会的行為によって一定以上の行政処分及び刑罰に処せられた場合、経過的職域加算額、及び退職年金（終身退職年金のみ）の一部が支給停止されます。

また、公務障害年金又は公務遺族年金についても、その一部が支給停止されます。（公務障害年金の場合は、下表の退職年金（終身）当該率の 1/2 の率）

給付制限は、当該給付制限の開始から通算して 60 月に限り行われます。

	経過的職域加算額にかかる制限	退職年金（終身）にかかる制限
禁錮以上の刑	$\frac{50}{100}$	$\frac{100}{100}$
懲戒処分による退職	$\frac{\text{懲戒処分による退職に引き続く組合員期間}}{\text{年金の基礎となった組合員期間}} \times \frac{50}{100}$	$\frac{\text{懲戒処分による退職に引き続く組合員期間}}{\text{年金の基礎となった組合員期間}} \times \frac{100}{100}$
停職の処分	$\frac{\text{停職処分を受けた組合員期間}}{\text{年金の基礎となった組合員期間}} \times \frac{25}{100}$	$\frac{\text{停職処分を受けた期間の日数}}{365 \text{ 日}} \times \frac{50}{100}$
退職手当支給制限等処分	$\frac{\text{退職手当支給制限等処分の対象となった退職手当に係る退職までの引き続く組合員期間}}{\text{年金の基礎となった組合員期間}} \times \frac{50}{100}$	$\frac{\text{退職手当支給制限等処分の対象となった退職手当に係る退職までの引き続く組合員期間}}{\text{年金の基礎となった組合員期間}} \times \frac{100}{100}$

6 その他

(1) **3 歳未満の子を養育している場合の標準報酬月額の特例の申請について**（制度は👉 I-7 ）

ア 3 歳未満養育特例を申請する場合（産休・育休中の場合は復職後に申請してください。）

【提出書類】

- ① 「3 歳未満の子を養育する旨の申出書」 * **SSC**
- ② 添付書類

特例開始日前後の出勤簿の写し（例：特例開始日が 4 月 1 日の場合、3 月と 4 月の 2 か月分必要）
 <子が組合員以外の被扶養者>

- ・世帯全員の住民票（関係が確認できるもの）
- ・子の戸籍謄（抄）本（世帯主が組合員でない場合のみ）
 ※住民票、戸籍謄（抄）本については、提出日から遡って 90 日以内に交付されたもの
- ※育児休業から復職した場合は、復職日以降に交付されたもの

イ 3 歳未満の子を養育しなくなった場合

3 歳未満養育特例の適用期間中に以下に該当した場合は次の手続きが必要です。
 なお、該当することなく 3 歳をむかえられた場合は提出不要です。

- ① 他の子を養育することとなったとき
- ② 子が死亡したとき、又は養育しなくなったとき（別居を含む。）
- ③ 育児休業等（掛金免除）を開始したとき
- ④ 他の子の産前産後休暇（掛金免除）を開始したとき

【提出書類】

- 「3 歳未満の子を養育しない旨の申出書」 * **SSC**

* 申出書の様式は、大阪支部ホームページからダウンロードできます。

(2) 年金情報の提供

ア ねんきん定期便

毎年1回、誕生月の月末に組合員に対し、共済本部より「ねんきん定期便」を自宅あて送付し、年金情報（加入記録、年金見込額）の提供を行います。



年齢区分	送付形式	見込み額等の内容
節目年齢（59歳）	封書	60歳まで加入を延ばした見込み額、加入履歴
節目年齢（35歳、45歳）	封書	加入実績での見込み額、加入履歴
節目年齢以外：50歳以上	圧着はがき	60歳まで加入を延ばした見込み額
節目年齢以外：50歳未満	圧着はがき	加入実績での見込み額

イ 地共済年金情報 Web サイト

公務員厚生年金期間にかかる年金加入期間や年金見込額等を閲覧できます。利用に際しては、申込が必要（4週間程度かかります。）となり、次の方は利用できません。

- ・ 老齢厚生（退職共済）年金の受給年齢に達している方
 - ・ 一時金全額受領期間のみを有する方
 - ・ 離婚時の年金分割制度の適用を受けた方
- 詳細については、以下のサイトでご確認ください。

HP [公立学校共済組合大阪支部](#) →ピックアップコンテンツ内
年金加入記録や年金見込額を知りたいとき（地共済年金情報 Web サイトのご案内）
→ [地共済年金情報 Web サイト](#)



ウ 年金払い退職給付（退職等年金給付）の給付算定基礎額残高通知書

毎年1回、共済本部より自宅あてに送付し、直近1年間（前年4月から3月まで）の「給付算定基礎額残高」等をお知らせします。

- ・ 組合員：毎年、送付します。
- ・ 退職者：退職時と節目年齢（35歳、45歳、59歳、63歳）の翌年度に送付します。



(3) 離婚時の年金分割制度について

離婚することによって、自動的に「年金額」が分割されるものではありません。離婚する当事者それぞれが婚姻期間（「対象期間」といいます。）中に支払った厚生年金等の保険料納付記録（標準報酬）を分割請求（「離婚特例適用請求」といいます。）することにより分割されます。

ア 離婚時の年金分割制度（平成19年4月～）

当事者間の合意又は裁判手続きにより、請求する按分割合を定める必要があります。

イ 離婚時の国民年金第3号被保険者期間についての年金分割制度（平成20年4月～）

上記アに加えて、国民年金第3号被保険者期間については、協議なしに、当事者の一方からの請求により、平成20年4月以降の対象期間中の標準報酬（給与）額を自動的に2分の1に分割されます。

ウ 請求方法とその期限

(ア) 分割の請求手続きについて

当事者は「標準報酬改定請求書（離婚時の年金分割の請求書）」及び次に掲げる書類等を提出します。

- ① 婚姻期間等を明らかにすることができる書類（戸籍謄本等）
- ② 按分割合を定めた書類（公正証書等）
- ③ 当事者双方の生存を確認できる書類（1か月以内の双方の住民票等）

(イ) 請求期限

離婚をしたとき等の事由に該当した日の翌日から起算して **2年を経過した場合は、離婚特例適用請求をすることができません。**

エ 当事者に対する標準給与額等に関する情報提供

分割のための按分割合を決めるために必要な情報をあらかじめ把握しておきたい当事者については、「年金分割のための情報提供請求書」により情報提供を請求することができます。

オ 各請求書の提出先

「標準報酬改定請求書（離婚時の年金分割の請求書）」及び「年金分割のための情報提供請求書」は、共済組合又は最寄りの年金事務所のいずれの窓口でも受付できます。

当該請求書が必要な方は、各窓口でお取り寄せください。

(4) 短期在留外国人への脱退一時金の支給について

ア 支給要件

日本国籍を有しない組合員が退職し、次の条件をすべて満たしている場合、脱退一時金の請求をすることができます。

- (ア) 受給資格期間が 10 年未満で、年金を受けることができない。
- (イ) 受給資格期間が 6 月以上である。
- (ウ) 退職後、帰国等により日本国内に住所を有しない。
- (エ) 障害厚生年金、障害共済年金、障害手当金、障害年金、特例老齢年金の受給権を有したことがない。
- (オ) 最後に被保険者資格を喪失した日（その日に日本国内に住所を有していた人は、同日後初めて日本国内に住所を有しなくなった日）から起算して 2 年を経過していない。

※ ただし、日本との間で通算関係にある社会保障に関する協定が発効されている国の年金制度の適用を受ける場合は、脱退一時金の支給はされません。（以下の（5）の表参照）

イ 脱退一時金の額

平均給料（給与）月額×組合員期間に応じた額（平成 27 年 9 月まで）
＋
平均標準報酬額×組合員期間に応じた額（平成 27 年 10 月以降）

(5) 社会保障協定について

近年の企業の国際化に伴い、日本と諸外国との間においては、企業の相互進出等により活発な人材派遣が日常的に行われています。日本から相手国への派遣や、相手国から日本への派遣における派遣者の公的年金制度の加入に関しては、今まで次のような問題が生じてきました。

- 相手国へ派遣された者については、派遣先と派遣元のそれぞれの国の年金制度に二重に加入することが義務付けられる場合がある。
- 一時的な派遣の場合、派遣先の国の年金制度に加入している期間が短く、受給資格要件を満たさないため、年金が受給できない場合がある。

この問題を解決するため、日本と諸外国との間で社会保障に関する協議が行われ、いくつかの国とは社会保障協定が締結・発効されています。

社会保障協定の締結状況

令和4年6月現在

相手国	協定発行	免除対象となる社会保障制度		年金期間 通算	適用証明書 の交付
		日本側	相手国側		
ドイツ	平成 12 年 2 月	年金	年金	○	○
イギリス	平成 13 年 2 月	年金	年金	×	○
韓国	平成 17 年 4 月	年金	年金	×	×
アメリカ	平成17 年10 月	年金、医療	年金、医療	○	○
ベルギー	平成 19 年 1 月	年金、医療	年金、医療、労災、雇用保険	○	○
フランス	平成 19 年 6 月	年金、医療	年金、医療、労災	○	×
カナダ	平成 20 年 3 月	年金	年金 *ケベック州年金制度を除く	○	×
オーストラリア	平成 21 年 1 月	年金	退職年金保障制度（老齢給付のみ）	○	○
オランダ	平成 21 年 3 月	年金、医療	年金、医療、雇用保険	○	○
チェコ	平成 21 年 6 月	年金、医療	年金、医療、雇用保険	○	○
スペイン	平成22 年12 月	年金	年金	○	○
アイルランド	平成22 年12 月	年金	年金	○	○
ブラジル	平成 24 年 3 月	年金	年金	○	○
スイス	平成 24 年 3 月	年金、医療	年金、医療、雇用保険	○	○
ハンガリー	平成 26 年 1 月	年金、医療	年金、医療、雇用保険	○	○
インド	平成28 年10 月	年金	年金	○	○
ルクセンブルク	平成 29 年 8 月	年金、医療	年金、医療、労災、雇用保険	○	○
フィリピン	平成 30 年 8 月	年金	年金	○	○
スロバキア	令和1年7月	年金	年金、労災、雇用保険	○	○
中国	令和1年9月	年金	年金	×	○
フィンランド	令和4年2月	年金、雇用保険	年金、雇用保険	○	○
スウェーデン	令和4年6月	年金	年金	○	○
イタリア	発効準備中	年金、雇用保険	年金、雇用保険	-	-

(注) 各協定の最新の情報については、公立学校共済組合本部又は日本年金機構のホームページでご確認ください。

※「適用証明書」の交付について……日本から相手国へ派遣される場合、日本の地方職員共済組合法の社会保障制度に加入していることを証明する書類を交付しますので、速やかに年金グループへ申し出てください。申請されてから交付まで1～2か月かかります。

なお、韓国、フランス、カナダに派遣される場合は、「適用証明書」ではなく、公務員の身分であることを証明する公用旅券や身分証明書を相手国の勤務先等に提示することで、当該国の年金制度への加入が免除されます。

7 年金等相談コーナー

年金受給者からの年金についての相談に応じるため、年金等相談コーナーを設置しています。

※ 一般組合員として在職中の方の手続きは、年金グループ年金担当（06-6941-2864）へお問い合わせください。

ア 相談の方法

年金受給者の方：電話（直通 06-6944-2088）又は来室

一般組合員で在職中の方：電話（直通 06-6941-2864）又は来室

受付時間 午前9時半～午後5時（正午から午後1時を除く。）

イ 設置場所

大阪支部（大阪府教育庁教職員室福利課内）

いえに帰ったような 京のおもてなし

公立学校共済組合嵐山保養所



〒616-8382 京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町 9
TEL. (075) 861-1545 / <https://hananoie.gr.jp>

- ・ JR 嵯峨野線「嵯峨嵐山」 駅下車徒歩 7 分
- ・ 阪急嵐山線「嵐山」 駅下車徒歩 12 分
- ・ 京福(嵐電)「嵐電嵯峨」 駅下車徒歩 5 分

「花のいえ」は、高瀬川や保津川等の開削や朱印船貿易で有名な江戸時代初期の京都の豪商・角倉了以の邸趾にあります。

敷地内には往時をしのぼせる關鳩樓、小堀遠州作と伝わる庭園、辻与次郎作の雪見灯籠等、歴史的遺品が数多く残されています。

四季が織りなす自然に恵まれた「嵯峨野・嵐山」の観光や散策の拠点としても便利です。

◆宿泊料金 1泊2食付き お一人様 13,068 円より
チェックイン 午後4時 / チェックアウト 午前10時
【お夕食はお部屋にご用意いたします】

◆お夕食 (午後5時から午後8時30分まで)

- ・ 夕定食 ※宿泊利用者のみ選択可 3,630 円
 - ・ 会席料理「清滝」(きよたき) 5,142 円
 - ・ 会席料理「常盤」(ときわ) 7,260 円
 - ・ 会席料理「高雄」(たかお) 9,680 円
 - ・ プレミアム京会席 13,915 円
 - ・ 鍋料理 (名物「嵯峨なべ」他各種あり) 5,445 円より
 - ・ コース料理
- はもしゃぶコース (6月~8月) 9,680 円
てっちりコース (12月~2月) 12,100 円

※プレミアム京会席・各種鍋料理・コース料理は、お二人様分より承ります。

※日帰り夕食のみご利用の場合、別途お部屋料をお一人様につき 484 円頂戴いたします。

◆ご朝食【朝食室にてご用意いたします】

- ・ 「和定食」 1,452 円

◆昼食限定メニュー (午前11時30分から午後3時まで)

- ・ 四季の「花会席」 5,900 円
- ・ 昼御膳「あたご」 4,900 円
- ・ 昼御膳「おぐら」 3,900 円
- ・ すみのくら弁当 2,900 円

◇大浴場「木の湯」「石の湯」(男女日替わり)をご利用いただけます。<ご入浴用フェイスタオル付き>

◇お二人様以上でのご予約制となっております。

◇上記金額は消費税相当額を含めた参考総額表示です。
※宿泊税は別途お預かりさせていただきます。

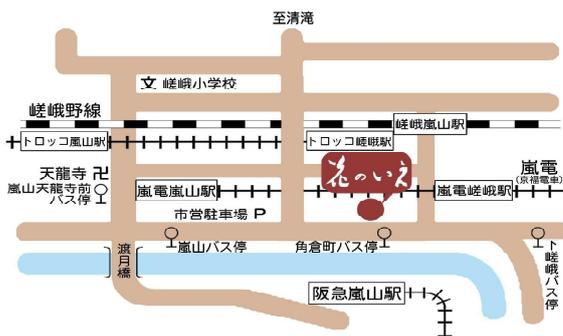


■令和5年10月1日から利用補助制度(内容)が変更されています。

- ・ 利用補助額が変わっています。
 - ・ 利用可能回数が変わっています。
 - ・ 利用方法(申請方法)が変わっています。
- ⇒ 詳しくは、大阪支部のホームページや各種広報紙等をご覧ください。施設にお問い合わせください。

※新制度でもご利用時の共済組合員証の提示は引き続き必要です。

☆ご予約の受け付けは、ご希望月の6ヵ月前の1日午前9時から始めさせていただいております。



ホテルアウーナ大阪のご案内

Banquet



Guest Rooms



Restaurant

Osechi



Wedding

■ 公立学校共済組合大阪宿泊所 施設概要

開業 昭和44年9月
 駐車場 140台／大型バス5台
 客室数 111室（定員211名）／洋室102室・和洋室4室・和室5室
 会議・宴会場 洋室15室・和室3室

■ アクセス 近鉄「大阪上本町」駅14番出口より南へ約300m（約3分）
 大阪メトロ「谷町九丁目」駅より東南へ約800m（約10分）



〒543-0031 大阪市天王寺区石ヶ辻町19番12号
 宿泊予約 TEL 06-6772-1441
 宴会・会議・婚礼 TEL 06-6772-1445 受付時間 9:00~19:00
 公式サイト ▶ awina-osaka.com Eメール ▶ toiwase@awina-osaka.com



IX 各種保険制度の紹介

1 福祉保険制度：「ファミリー年金」、「傷病休職給付金」、「医療費支援制度」

「ファミリー年金」、「傷病休職給付金」、「医療費支援制度」は、公立学校共済組合独自の保険制度です。短期給付・長期給付それぞれの制度でまかなえない部分を、任意加入の保険という形でバックアップします。募集については、所属所長あてに通知します。

福祉保険制度

「福祉保険制度」は、長期給付（公的年金）および短期給付（健康保険）を補完するための公立学校共済組合独自の制度です。ご自身で必要と思われる保障を選択していただくことにより、皆さんの生活に安心を提供します。

長期給付事業
（公的年金の補完）

ファミリー年金

死亡した場合、ご遺族に対して死亡保険金をお支払いします。
老齢厚生年金と遺族厚生年金の差額（約1/4相当）に当たる部分を補完します。

短期給付事業
（健康保険の補完）

傷病休職給付金

病気やけがで働けなくなった場合、保険金が支払われ、**収入が減少する部分を補完**することができます。

入院費用給付金

病気やけがで入院した場合、保険金が支払われ、**医療費の自己負担部分を補完**することができます。

特定疾病給付金

特定疾病（悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中）時に、**腫瘍資金を確保**することができます。特定疾病給付金（主契約）に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約を付加することで、特定疾病に加え、保障範囲を7大疾病に拡大、また、上皮内新生物の保障を加えて厚くすることができます。

福祉事業
の補完

元気づくりサービスコース

心身の健康増進と生活習慣病予防のための、**各種サービス**を受けることができます。

福祉保険制度は退職（組合員資格喪失）後も継続可能です（傷病休職給付金を除く）。手続き資料は、6月～7月頃所属所長あてに送付予定です。制度内容の詳細は、公立学校共済組合ホームページ（福祉保険制度専用ホームページ）に掲載されているデジタルパンフレットをご覧ください。

お問い合わせ

共済組合本部福祉保険制度担当：0120-778-599（通話料無料）
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）10時～16時
ホームページ <https://www.group-welfare-my.jp/kouritu/>

2 アイリスプラン

アイリスプランは、国・公・私立学校の教職員の生涯生活設計支援のため、一般財団法人教職員生涯福祉財団を軸に実施する福祉事業です。アイリスプランには以下のコースがあります。募集については、所属所長あてに通知します。（これまでの介護保障コースは、平成22年4月以降の新規募集を停止しました。）

(1) 年金コース

在職中から積み立てを開始して、退職後の公的年金を補完するための年金制度です。

(2) 医療・日常事故コース

医療入院コース：病気やケガによる1泊2日以上の入院を保障します。

日常事故補償コース：ケガによる入院、通院、手術等を補償します。交通災害の際はより厚く補償を受けられます。また、個人賠償責任に対する補償もあります。

お問い合わせ

● 「年金コース、医療・日常事故コース」

教職員生涯福祉財団サービスセンター：0120-491-294（通話料無料）
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）10時～17時

● 「介護保障コース」（介護保障コースにすでにご加入中の方）

株式会社 橋サービス：0120-878-626（通話料無料）
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）10時～17時

ホームページ <https://www.kyosyokuinzaidan.jp/>

保険制度内容の詳細は、各種保険制度のホームページ等をご覧ください。